

消費者法規翻譯叢書之二十九

外國消費者保護法

第二十九輯

行政院 編印

中華民國112年11月

序言

美國總統甘乃迪於1962年揭示消費者享有一講求安全、知道真相、選擇及表達意見四大權利；1963年國際消費者組織聯盟（IOCU）再加入基本需求、請求賠償、消費教育及健康環境四大權利，宣示消費者應享有八大權利，並負五大義務—認知、行動、關懷、環保、團結義務；聯合國繼於1985年通過「保護消費者指導方針」。從以上之宣示，消費者保護事務已成為世界各國政府的共通關注之議題。

我國為更有效保護消費者權益，並順應世界潮流，於歷經個別立法保護時期及消費者保護方案時期後，終於民國(下同)83年1月11日經總統公布施行消費者保護法，使我國正式進入消費者保護法時期，為我國消費者保護法制展開新紀元，嗣後並於92年、94年、104年修正部分條文。

值此保障消費者之思想已蔚為世界潮流之際，為健全並周延我國有關消費者保護法制及充實消費者保護之新知，原行政院消費者保護委員會於84年起，即著手編印外國消費者保護法規選輯，自84年6月出版外國消費者保護法第1輯；而行政院消費者保護處自101年1月1日改制後，仍承繼原行政院消費者保護委員會編印出版之初衷，賡續編印出版，截至111年止，共計出版28輯。選輯內容包括派員出國考察或開會時所蒐集，及經由國外政府機關、國際組織網站下載之消費者保護相關法規，並將之譯介，彙編成書，以供作本處及各界瞭解各國消費者保護相關法規及比較研究之參考。

本書為外國消費者保護法第 29 輯，內容為日本「與特定商交易相關之法律（特定商取引に関する法律）」，採用中文翻譯及日文左右對照方式印刷，俾供讀者閱讀之便利。

本選輯中譯文部分，係由國立政治大學法學院陳洸岳副教授負責翻譯；謹此敘明，並表謝忱。

行政院消費者保護處 謹識

中華民國 112 年 11 月

目 錄

◆與特定商交易相關之法律	1
特定商取引に関する法律	2
第一章 總則（第一條）	3
第二章 訪問販賣、通訊販賣及電話勸誘販賣（第 二條~第三十二條之二）	5
第三章 多層次傳銷販賣交易（第三十三條~第四十 條之三）	141
第四章 特定繼續性勞務提供（第四十一條~第五十 條）	193
第五章 提供業務誘導販賣交易（第五十一條~第五 十八條之三）	233
第五章之二 訪問購買（第五十八條之四~第五十八 條之十七）	271
第五章之三 不作為請求權（第五十八條之十八~第 五十八條之二十六）	299
第六章 其他（第五十九條~第六十九條之三）	329
第七章 罰則（第七十條~第七十六條）	355
附則	367
◆附錄：外國消費者保護法規翻譯叢書索引	475

昭和五十一年（1976年）法律第五十七號

最後修正：令和三年（2021年）6月16日法律第七十二號

最後施行：令和五年（2023年6月1日施行）

與特定商交易相關之法律

目次

- 第一章 總則（第一條）
- 第二章 訪問販賣、通訊販賣及電話勸誘販賣
 - 第一節 定義（第二條）
 - 第二節 訪問販賣（第三條—第十條）
 - 第三節 通訊販賣（第十一條—第十五條之四）
 - 第四節 電話勸誘販賣（第十六條—第二十五條）
 - 第五節 其他（第二十六條—第三十二條之二）
- 第三章 多層次傳銷販賣交易（第三十三條—第四十條之三）
- 第四章 特定繼續性勞務提供（第四十一條—第五十條）
- 第五章 提供業務誘導販賣交易（第五十一條—第五十八條之三）
- 第五章之二 訪問購買（第五十八條之四—第五十八條之十七）
- 第五章之三 不作為請求權（第五十八條之十八—第五十八條之二十六）
- 第六章 其他（第五十九條—第六十九條之三）
- 第七章 罰則（第七十條—第七十六條）
- 附則

昭和五十一年法律第五十七号

特定商取引に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節 定義（第二条）

第二節 訪問販売（第三条—第十条）

第三節 通信販売（第十一条—第十五条の四）

第四節 電話勧誘販売（第十六条—第二十五条）

第五節 雑則（第二十六条—第三十二条の二）

第三章 連鎖販売取引（第三十三条—第四十条の三）

第四章 特定継続的役務提供（第四十一条—第五十条）

第五章 業務提供誘引販売取引（第五十一条—第五十八条の三）

第五章の二 訪問購入（第五十八条の四—第五十八条の十七）

第五章の三 差止請求権（第五十八条の十八—第五十八条の二十六）

第六章 雑則（第五十九条—第六十九条の三）

第七章 罰則（第七十条—第七十六条）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條

本法之目的在於維持特定商交易（係指訪問販賣、通訊販賣及電話勸誘販賣相關交易、多層次傳銷販賣交易、特定繼續性勞務提關相關交易、提供勞務誘導販賣交易及訪問購買相關交易。以下同。）之公平性，藉由防止購買者等受有損害，保護購買者等之利益，並適當且順利地使商品等流通及提供勞務，俾有助於國民經濟之健全的發展。

第一章 總則

(目的)

第一條

この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問販賣、通訊販賣及電話勸誘販賣

第一節 定義

第二條

- 1 本章及第五十八條之十八第一項之「訪問販賣」係指下列情形。
 - 一 販賣業者或經營提供勞務之事業者（以下稱「提供勞務事業者」）於營業所、代理店及其他依中央主管機關命令所定之場所（以下稱「營業所等」）以外的場所，接受買賣契約之要約，或接受為締結買賣契約而為之商品或特定權利之販賣、或有償提供勞務之契約（以下稱「提供勞務契約」。）的要約，或為締結提供勞務契約而為勞務之提供。
 - 二 販賣業者或提供勞務事業者於營業所等、營業所等以外之其他場所，自以招攬使其同行至營業所等之人及其他以內閣政令所定方法誘導之人（以下稱「特定顧客」），接受其所為買賣契約之要約，或接受為與特定顧客締結買賣契約而為之商品或特定權利之販賣、或自特定顧客接受提供勞務契約之要約，或為與特定顧客締結提供勞務契約而為之勞務的提供。
- 2 本章及第五十八條之十九之「通訊販賣」係指，販賣業者或提供勞務事業者以郵件及其他依中央主管機關命令所定方法（以下稱「郵件等」。）接受買賣契約或提供

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節 定義

第二條

- 1 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供。
 - 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供。
- 2 この章及び第五十八条の十九において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により

7 外國消費者保護法（二十九）

勞務契約之要約，而為商品或特定權利之販賣或勞務之提供，但非該當於電話勸誘販賣之情形。

- 3 本章及第五十八條之二十第一項之「電話勸誘販賣」係指，販賣業者或提供勞務事業者以電話或以依內閣政令所定方法使人打電話，並依於電話中勸誘締結買賣契約或提供勞務契約（以下稱「電話勸誘行為」），自其相對人（以下「電話勸誘顧客」）接受利用郵件等所為該買賣契約之要約、或為以郵件等與電話勸誘顧客締結該買賣契約而為商品或特定權利之販賣，或自電話勸誘顧客接受以郵件等所為之該提供勞務契約的要約、或為以郵件等與電話勸誘顧客締結該提供勞務契約而提供勞務。

- 4 本章及第五十八條之十九第一款及第六十七條第一項之「特定權利」係指下列權利。
 - 一 利用設施或接受勞務之提供的權利中，與國民日常生活有關之交易而販賣、且為以內閣政令所定者。
 - 二 公司債及其他金錢債權。
 - 三 為股份有限公司的股份，有限公司、無限公司或兩合公司之員工的持分或其他社團法人之社員權、或外國法人之社員權且具有此等權利之性質者。

売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは特定権利の販売又は役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。

- 3 この章及び第五十八条の二十第一項において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。
- 4 この章並びに第五十八条の十九第一号及び第六十七条第一項において「特定権利」とは、次に掲げる権利をいう。
 - 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるもの。
 - 二 社債その他の金銭債権。
 - 三 株式会社の株式、合同会社、合名会社若しくは合資会社の社員の持分若しくはその他の社団法人の社員権又は外国法人の社員権でこれらの権利の性質を有するもの。

第二節 訪問販賣

（訪問販賣之名稱等的明示）

第三條

販賣業者或提供勞務事業者為訪問販賣時，於勸誘前應對其相對人明示販賣業者或提供勞務事業者之姓名或名稱、以勸誘締結買賣契約或提供勞務契約為目的之旨、及與該勸誘有關之商品或權利或勞務之種類。

（對於表示拒絕締約意思情事者之勸誘的禁止等）

第三條之二

- 1 販賣業者或提供勞務事業者為訪問販賣時，應盡力確認其相對人有接受勸誘的意思。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者，對於表示拒絕締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約情事的意思者，不得勸誘締結該買賣契約或提供勞務契約。

（訪問販賣之書面的交付）

第四條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，於營業所等以外場所，接受就商品或特定權利之買賣契約的要約、或接受就勞務之提供勞務契約的要約時，或於營業所自特定顧客接受

第二節 訪問販売

(訪問販売における氏名等の明示)

第三条

販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等)

第三条の二

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

(訪問販売における書面の交付)

第四条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込み

就商品或特定權利之買賣契約的要約、或接受就勞務之提供勞務契約的要約時，應即刻依中央主管機關以命令所定，將記載有下列事項之該要約內容的書面，交付予為該要約之人。但於接受該要約時已締結該買賣契約或提供勞務契約者，不在此限。

- 一 商品、權利或勞務之種類。
 - 二 商品或權利之販賣價格、或勞務之對價。
 - 三 商品或權利之價金、或勞務之對價的給付時期及方法。
 - 四 商品之交付時期或權利之移轉時期，或勞務之提供時期。
 - 五 關於依第九條第一項之規定撤回買賣契約或提供勞務契約之要約、或解除買賣契約或提供勞務契約之事項〔合同條第二項至第七項之規定的相關事項（於適用第二十六條第二項、第四項或第五項之規定之情形，含各該項規定之相關事項。）〕。
 - 六 以上各款所列情形者外，以中央主管機關命令所定事項。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者，得依以內閣政令所定，取得為該要約者之允諾，以電子電磁方式（係指使用處理電子資訊組織及其他利用資訊通訊技術之方法，而為以中央主管機關命定所定者。以下同。）提供應記載於該

を受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合には、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利又は役務の種類。
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価。
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法。
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期。
- 五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法

書面之事項，取代依前項規定應交付之書面。於此情形，視為該販賣業者或該提供勞務事業者已交付該書面。

- 3 依前項規定以電子電磁方式（不含以中央主管機關命令所定之方法。）提供應記載於書面之事項者，於經記錄於與為該要約者所使用相關電子計算機設置之檔案時，視為到達為該要約之人。

第五條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者該當於下列各款情形之一者，除次項所定者外，應依中央主管機關命令所定，就同條第一項各款之事項（就同項第五款之事項，以關於買賣契約或提供勞務契約之解除的事項為限。），無遲延地（該當於前條第一項但書之規定者，應即刻為之）將明示該買賣契約或提供勞務契約之內容的書面，交付予購買者或接受勞務之提供者。

- 一 於營業所等外之場所，締結商品或特定權利之買賣契約、或締結勞務之提供勞務契約之情形（不含於營業所等接受特定顧客以外之顧客的要約，而於營業所等以外之場所締結買賣契約或提供勞務契約的情形。）。

その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

- 3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五條

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
 - 一 営業所等以外の場所において、商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。

- 二 於營業所等以外之場所，接受商品或特定權利、或勞務之買賣契約或提供勞務契約之要約，而於營業所等締結該買賣契約或提供勞務契約者。
 - 三 於營業所等，與特定顧客締結商品或特定權利之買賣契約，或締結勞務之提供勞務契約者。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者有該當於前項各款情形之一者，於締結該買賣契約或提供勞務契約之際，即交付商品或移轉特定權利、或提供勞務，且受領商品或特定權利之價金、或勞務之對價的全部者，應依中央主管機關命令所定，將前條第一項第一款及第二款之事項與同項第五款之事項中，記載關於買賣契約或提供勞務契約之解除的事項及其他以中央主管機關命令所定事項之書面，即刻交付予購買者或接受勞務之提供者。
 - 3 前條第二項及第三項之規定，於依前二項規定交付之書面，準用之。於此情形，同條第二項及第三項中之「為要約者」，應解釋為「購買者或接受勞務之提供者」。

（禁止行為）

第六條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，於勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，或為妨害與訪問販賣

- 二 營業所等以外の場所において商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、營業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
 - 三 營業所等において、特定顧客と商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
 - 3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

第六條

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をする

有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就下列事項，不得為不實告知之行為。

- 一 商品之種類及其性能或品質、權利或勞務之種類及其內容與其他以中央主管機關命令所定類似該等情形之事項。
 - 二 商品或權利之販賣價格、勞務之對價。
 - 三 商品或權利之價金、勞務之對價的支付時期及方法。
 - 四 商品之交付時期或權利之移轉時期、勞務之提供時期。
 - 五 該買賣契約或該提供勞務契約之要約的撤回，或該買賣契約或該提供勞務契約之解除的相關事項〔含第九條第一項至第七項規定之相關事項（於有適用第二十六條第二項、第四項或第五項之情形，含各該項規定之相關事項。）〕
 - 六 顧客為締結該買賣契約或提供勞務契約之必要情事的相關事項。
 - 七 除以上各款所列者外，屬該買賣契約或該提供勞務契約相關事項，且影響顧客、購買者或接受勞務之提供者之判斷的重要事項。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者，於勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，就前項第一款至第五

に際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。
 - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価。
 - 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法。
 - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期。
 - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）。
 - 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際

款所列事項，不得為故意不告知事實之行為。

- 3 販賣業者或提供勞務事業者，不得為使人締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約，或為妨害與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，而為脅迫之使人困惑的行為。
- 4 販賣業者或提供勞務事業者，對於未告知係為勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約，而於營業所等以外之場所，以招攬方式使其同行及其他以內閣政令所定方法誘導之人，不得於公眾出入場所以外之場所，勸誘締結該買賣契約或該提供勞務契約。

（顯示合理根據之資料的提出）

第六條之二

中央主管機關首長為判斷有無前條第一項第一款所列事項之不實告知行為而認有必要時，得定一定期間，請求該販賣業者或該提供勞務契約事業者，提出顯示佐證該告知事項之合理根據的資料。於此情形，該販賣業者或該提供勞務事業者未提出該資料時，關於次條第一項及第八條第一項之規定的適用，視為該販賣業者或提供勞務事業者有同款所列事項之不實告知行為。

し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

- 3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第六条の二

主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（指示等）

第七條

- 1 中央主管機關首長於販賣業者或提供勞務事業者有違反第三條、第三條之二第二項、第四條第五條第一項或第二項、第六條之規定，或為下列之行為，經認其有害及與訪問販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，得對該販賣業者或提供勞務事業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護購買者或接受勞務提供者利益之措施及其他必要之措施。
 - 一 拒絕或不當地遲延履行基於與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之債務、或因與訪問交易有關之買賣契約或提供勞務契約之解除所生債務的全部或一部者。
 - 二 勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，就該買賣契約或該提供勞務契約之相關事項、且為影響顧客判斷之重要事項（不含第六條第一項第一款至第五款所列事項。），故意不告知事實者。
 - 三 為妨害與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就該買賣契約或該提供勞務契約之相關事項、且為影響顧客或購買者或接受勞務提供者判斷之重要事項，故意不告知事實者。

(指示等)

第七條

- 1 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
 - 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 - 二 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
 - 三 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断

四 無正當理由而勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約、且其為顯然逾越日常生活通常必要份量之商品或特定權利之買賣契約，或顯然逾越日常生活通常必要之次數、期間或份量而接受勞務之提供的提供勞務契約，及其他對照顧客之財產狀況得認不當，而以中央主管機關命令所定者。

五 除以上各款所列者外，為訪問販賣相關行為、且為中央主管機關命令所定有損害與訪問販賣有關之交易的公平，及購買者或接受勞務提供者利益之虞者。

2 中央主管機關首長依前項規定為指示時，應公告其意旨。

（對販賣業者等之業務的停止等）

第八條

1 中央主管機關首長於販賣業者或提供勞務事業者有違反第三條、第三條之二第二項、第四條第五條第一項或第二項、第六條之規定，或有為前條第一項各款所列行為，經認其顯然有損害與訪問販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，或販賣業者或提供勞務事業者不遵從同項規定之指示者，得以二年以內

に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

四 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの。

五 前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（販売業者等に対する業務の停止等）

第八条

1 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると

之期間為限，命令該販賣業者或提供勞務事業者停止其訪問販賣相關業務之全部或一部。於此情形，販賣業者或提供勞務事業者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止期間之同一期間，一併命令禁止該人擔任經營該命令停止範圍內業務法人（包含定有代表人或管理人之無人格社團或財團。以下同。）之該業務的幹部（係指執行業務之社員、董事、執行董事、代表人、管理人或準於此等職務者，包含無論是以諮詢人、顧問等任何名義，其為執行法人業務之社員、董事、執行董事、代表人、管理人或經認其有超過準於此等職務者之支配力者。以下同。）

- 2 中央主管機關首長依前項前段規定命令業務之停止時，該販賣業者或該提供勞務事業者為個人、且於其特定關係法人（係指販賣業者或提供勞務事業者或其幹部、或統籌該營業所之業務者及其他以內閣政令所定之使用人（以下僅稱「使用人」。）（包含於該命令之日前一年內為其幹部或使用人者。於次條第二項、第十五條之二第二項及第二十三條之二第二項，亦同。）實質上支配事業經營之法人及其他以內閣政令所定之法人。以下於本章中，亦同。）內，經認其係執行與命令該停止範圍

認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項、第十五条の二第二項及び第二十三条の二第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する

內業務同一之業務者，得定與命令該停止期間之同一期間，命令該販賣業者或該提供服務事業者，停止於該特定關係法人執行之該同一業務。

- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第八條之二

- 1 中央主管機關首長依前條第一項前段之規定，命令販賣業者或提供勞務事業者停止業務時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，得認限制該人所為訪問販賣相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始命令該停止範圍之業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。

- 一 該販賣業者或該提供勞務事業者為法人之情形為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部者、與為其使

法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。)において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第八条の二

- 1 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

- 一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内に

用人及該命令之日前一年內為其使用人者。

- 二 該販賣業者或該提供勞務事業者為個人之情形為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 2 依前項規定命令禁止其業務之幹部或使用人，於該當下列各款所列情形時，中央主管機關首長得定與命令該禁止期間相同之期間，命令該幹部或該使用人，停止其於各該款所定之同一業務。
 - 一 於經認構成該命令之理由的行為的販賣業者或提供勞務事業者之特定關係法人內，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
 - 二 自身為販賣業者或提供勞務事業者之情形，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
 - 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（訪問販賣契約之要約的撤回等）

第九條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者於營業所等以外之場所，接受商品或特定權利或勞務之賣賣契約或提供勞務契約之要約，或販賣業者或提供勞務事業者在營業所等，接受

においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九條

1 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合

來自特定顧客就商品或特定權利或勞務之買賣契約或提供勞務契約之要約時之為該要約者，或販賣業者或提供勞務事業者於營業所等以外之場所，締結商品或特定權利或勞務之買賣契約或提供勞務契約（不含於營業所等接受要約，而於營業所等以外之場所締結買賣契約或提供勞務契約之情形。），或販賣業者或提供勞務事業者於營業所等與特定顧客締結商品或特定權利或勞務之買賣契約或提供勞務契約之購買者或接受勞務之提供者（以下於本條至第九條之三稱「要約人等」），得以書面或電子電磁方式記錄（係指以電子方式、磁氣方式及其他以人之知覺無法認知之方式作成的紀錄、且為供以電子計算機處理資訊之用者。以下同）撤回該買賣契約或提供勞務契約之要約，或解除該買賣契約或提供勞務契約（以下於本條中稱「要約之撤回等」）。但要約人等自受領第五條第一項或第二項之書面之日（於該日之前受領第四條第一項之書面者，為受領該書面之日）起算經過八日者（於販賣業者或提供勞務事業者違反第六條第一項之規定，就要約之撤回等的相關事項為不實之告知行為，致要約人等誤認被告知之內容為事實，或販賣業者或提供勞務事業者違反同條第三項之規定而為脅迫，致要約人等困惑，而未於該期間經過前為要約之撤回等的情形，為自該要約人等受領該販賣業者或該提供勞務事業者依中央主管機關命令所定，交付載有得為該買賣契約或提供勞務契約之要約之撤回等意旨的書面之日起算，經過八日者），不在此限。

若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき

- 2 要約之撤回等，於發出以與該要約之撤回等有關之書面或電子電磁方式紀錄之通知時生效。
- 3 於有要約之撤回等的情形，販賣業者或提供勞務事業者不得請求支付隨該要約之撤回等所生之損害賠償或違約金。
- 4 於有要約之撤回等的情形，如與該買賣契約有關之商品已交付或或權利已移轉，其取回或返還所需費用，由販賣業者負擔。
- 5 商品或特定權利之買賣契約或提供勞務契約有要約之撤回等時，基於該買賣契約已交付之商品有被使用或該權利已被行使、或基於該提供勞務契約之勞務已被提供者，販賣業者或提供勞務事業者對要約人等，不得請求其支付相當於因使用該商品所得利益、或因該權利之行使所得利益之金錢，或與該提供勞務契約有關之勞務的

不實のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利が行使され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得

對價及其他金錢。

- 6 於有關於提供勞務契約之要約的撤回等情形，提供勞務事業者有受領與該提供勞務契約有關之金錢者，應儘速將其返還予要約人等。
- 7 提供勞務契約或特定權利之買賣契約的要約人等，就該提供勞務契約或買賣契約為要約之撤回等的情形，其有伴隨與該提供勞務契約或該特定權利有關之勞務的提供，致要約人等之土地或建物及其他工作物之現狀發生變更者，得請求該提供勞務事業者或該特定權利之販賣業者，採取無償回復原狀之必要措施。
- 8 違反以上各項規定之不利於要約人等的特約，無效。

（顯然超過通常必要份量之商品買賣契約等之要約的撤回等）

第九條之二

- 1 要約人等得為該當於下列契約之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回、或買賣契約或提供勞務契約之解除（以下於本條中稱「要約之撤回等」。）。但要約人等有締結該契約之必要的特別情事者，不在此限。

- られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。
- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
 - 7 役務提供契約又は特定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該特定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該特定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。
 - 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等)

第九条の二

- 1 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

- 一 顯然超過其日常生活中通常必要之份量的商品或特定權利（以第二條第四項第一款所列情形為限。於次款中，亦同。）之買賣契約，或接受顯然超過其日常生活中通常必要之次數、期間或份量之勞務提供的提供勞務契約。

- 二 該販賣業者或提供勞務事業者知悉因履行基於該買賣契約或提供勞務契約之債務，其對於要約人等，將造成與該買賣契約相關之商品或特定權利同種類之商品或特定權利之份量，顯然超過其日常生活中通常必要之份量，或接受與該提供勞務契約相關之勞務同種類之勞務的次數或期間或其份量，將顯然超過其日常生活中通常必要之次數或期間或份量；或知悉對於要約人等，與該買賣契約相關之商品或特定權利同種類之商品或特定權利之份量，已顯然超過其日常生活中通常必要之份量，或接受與該提供勞務契約相關之勞務同種類之勞務的數量或期間或其份量，已顯然超過其日常生活中通常必要之次數或期間或份量，卻仍接受要約或締結之買賣契約或提供勞務契約。

2 前項規定之權利，應於締結該買賣契約或該提供勞務契

- 一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号において同じ。）の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約。
 - 二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約。
- 2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務

約之時起一年內行使之。

- 3 前條第三項至第八項之規定，於依第一項規定而為之要約之撤回等，準用之。於此情形，同條第八項中之「以上各項」部分，應解釋為「自次條第一項、第二項及同條第三項所準用之第三項至前項」。

（訪問販賣契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷）

第九條之三

- 1 要約人等因販賣業者或提供勞務事業者於勸誘締結與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，為以下各款所列行為，而生各該款所定之誤認，進而為該買賣契約或該提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示者，得撤銷之。
 - 一 違反第六條第一項之規定，為不實之告知行為：要約人等將該告知之內容誤認為事實者。
 - 二 違反第六條第二項之規定，故意不告知事實之行為：要約人等誤認該事實不存在者。
- 2 依前項規定所為與訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約、或其承諾之意思表示的撤銷，不得以之對抗善意無過失之第三人。

提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

- 3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第九条の三

- 1 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 第六条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認。
 - 二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認。
- 2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

- 3 第一項之規定，不得解釋為其阻礙就與同項所定訪問販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示對民法（明治二十九年（1896年）法律第八十九號）第九十六條規定之適用。
- 4 第一項規定之撤銷權自得追認時起，經一年間不行使，其時效消滅。自該買賣契約或該提供勞務契約締結時起，經五年未行使者，亦同。
- 5 無涉民法第一百二十一條之二第一項之規定，受領基於訪問販賣相關之買賣契約或提供勞務契約而履行債務之給付的要約人等，就依第一項規定撤銷該買賣契約或該提供勞務契約之要約或其承諾的意思表示的情形其，於受領給付當時不知得撤銷其意思表示者，以因該買賣契約或該提供勞務契約而受之現存利益為限，負返還義務。

（伴隨訪問販賣契約之解除等所生損害賠償等金額的限制）

第十條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者締結該當於第五條第一項各款情形之一的買賣契約或提供勞務契約，即使預定有該買賣契約或該提供勞務契約被解除時之損害賠償額或訂有違約金，於符合下列各款所定情形，仍不得向購買者或接受勞務提供者，請求支付超過各該款所定金額加計

- 3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。
- 4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。
- 5 民法第二百一十一条の二第一項の規定にかかわらず、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約に基づく債務の履行として給付を受けた申込者等は、第一項の規定により当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかつたときは、当該売買契約又は当該役務提供契約によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第十条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場

對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。

- 一 該商品或該權利被返還者：相當於該商品之通常使用費用的金額，或依行使該權利通常可得之利益的金額（由相當於該商品或該權利販賣價格之金額，扣除該商品或該權利被返還時之價格的金額，其超過相當於通常使用費用之金額、或依權利之行使通常可得之利益的金額時，以該金額為準）。
 - 二 該商品或該權利未被返還者：相當於該商品或該權利販賣價格之金額。
 - 三 該勞務之提供開始後，該提供勞務契約被解除者：相當於被提供之該勞務對價的金額。
 - 四 該商品之交付、該權利之移轉或開始該勞務之提供前，該契約被解除者為締結及履行契約之通常必要費用的金額。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者，締結該當於第五條第一項各款中之買賣契約或提供勞務契約，於該買賣契約之價金或提供勞務契約之對價的全部或一部，相對人未履行給付義務時（不含買賣契約或提供勞務契約被解除之情形。），即使預定有損害賠償額或定有違約金，仍不得向買受人或接受勞務提供者，請求給付超過相當於該商

合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）。

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額。

三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額。

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額。

2 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額

品或該權利販賣價格之金額，扣除已支付之該商品或該權利之價金、或該勞務之對價的加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。

第三節 通訊販賣

（關於通訊販賣之廣告）

第十一條

販賣業者或提供勞務事業者為通訊販賣時，就商品或特定權利之販賣條件或勞務之提供條件為廣告者，應依中央主管機關之命令所定，於該廣告揭示關於該商品、該權利或該勞務之下列事項。但於該廣告中揭示依相對人請求即無遲延地交付揭示該等事項之書面，或無遲延地提供揭示該等事項之電子電磁紀錄者，販賣業者或提供勞務事業者，得依中央主管機關之命令所定，不須揭示該等事項之一部。

- 一 商品或權利之販賣價格、或勞務之對價（販賣價格不含商品之運費者販賣價格及商品之運費）。
- 二 商品或權利之價金、或勞務之對價的支付時期及方

の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

第十一条

販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）。
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時

法。

- 三 商品之交付時期或權利之移轉時期或勞務之提供時期。
- 四 有關於與商品或特定權利之買賣契約或提供勞務契約有關之要約期間的相關事項者，其意旨及內容。
- 五 商品或特定權利之買賣契約、或提供勞務契約之要約的撤回或解除的相關事項（包含有第十五條之三第一項但書規定之特約者，其內容；有第二十六條第二項規定之適用者，同項規定之相關事項）。
- 六 除以上各款所列者外，其他以中央主管機關命令所定事項。

（誇大廣告等之禁止）

第十二條

販賣業者或提供勞務事業者為通訊販賣時，就商品或特定權利之販賣條件或勞務之提供條件為廣告者，關於該商品之性能、該權利或該勞務之內容，該商品或該權利之買賣契約、或該勞務之提供勞務契約之要約的撤回或解除的相關事項（包含有第十五條之三第一項但書所規定之特約者，其內容），及其他中央主管機關以命令所定之事項，不得為顯然不符合事實之表示，或使人誤認顯然較實際情形更為優良或有利之表示。

- 期及び方法。
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期。
 - 四 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容。
 - 五 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にはその内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項を含む。）。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。

（誇大広告等の禁止）

第十二条

販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約又は当該役務の役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（顯示合理根據之資料的提出）

第十二條之二

中央主管機關首長於認有判斷是否該當於前條規定之揭示的必要時，得定期間要求為該揭示之販賣業者或提供勞務事業者，提出顯示足以佐證該揭示之合理根據的資料。於此情形，該販賣業者或該提供勞務事業者不為提出時，就第十四條第一項及第十五條第一項規定之適用，該揭示視為該當於前條所規定之揭示。

（對未為允諾者提供電子郵件廣告之禁止等）

第十二條之三

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，除下列情形外，就為通訊販賣時之商品或特定權利之販賣條件、或提供勞務之條件，不得在未得其相對人之允諾下，為電子郵件廣告（係指以電子電磁方式發送與該廣告有關之通信文書等資訊，並以其顯示於該廣告之相對人所使用之相關電子計算機畫面的方法所為之廣告。以下同。）。
 - 一 依相對人之請求，為與通訊販賣之商品或特定權利之販賣條件、或勞務之提供條件有關之電子郵件廣告（以下於本節中稱「通訊販賣電子郵件廣告」。）之情形。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十二条の二

主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

第十二条の三

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映画面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。
 - 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係る電子メール広告（以下この節において「通信販売電子メール広告」という。）を

- 二 就該販賣業者販賣之商品或特定權利、或該提供勞務事業者提供之勞務，對為買賣契約或提供勞務契約之要約者，或就該等事項締結買賣契約或提供勞務契約者，依中央主管機關以命令所定之方法，通知該要約或該契約之內容、或該契約之履行的相關事項時，依中央主管機關命令所定而為通訊販賣電子郵件廣告之情形。

- 三 除前二款所列者外，經認其無損害接受一般通訊販賣電子郵件廣告之提供者利益之虞，而依中央主管機關命令所定所為通訊販賣電子郵件廣告之情形。

- 2 取得前項之規定的允諾、或受有同項第一款規定之請求的販賣業者或提供勞務事業者，於受有該通訊販賣電子郵件廣告之相對人表示拒絕接受通訊販賣電子郵件廣告提供之意旨的意思表示時，不得對該相對人為通訊販賣電子郵件廣告。但受有該意思表示後，關於通訊販賣電子郵件廣告，再次受該相對人請求或取得該相對人之允諾者，不在此限。

- 3 販賣業者或提供勞務事業者為通訊販賣電子郵件廣告時，除第一項第二款或第三款所列情形外，就該通訊販賣電子郵件廣告，作為其取得該相對人之允諾、或受有

するとき。

二 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。

三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすること

該相對人之請求的紀錄，應依中央主管機關之命令製作、並依中央主管機關命令所定保存之。

- 4 販賣業者或提供勞務事業者為通訊販賣電子郵件廣告時，除第一項第二款或第三款所列情形外，應於該通訊販賣電子郵件廣告，揭示第十一條各款所列事項，並應依中央主管機關命令所定，將其相對人為拒絕通訊販賣電子郵件廣告提供之意思表示的必要事項，依中央主管機關命令揭示之。
- 5 前二項之規定，於販賣業者或提供勞務事業者將下列業務之全部概括地為委託時，就與該委託有關之通訊販賣電子郵件廣告，不適用之。
 - 一 就通訊販賣電子郵件廣告，為取得相對人之承諾或接受相對人之請求的業務。
 - 二 為製作及保存第三項規定之記錄的業務。
 - 三 就為拒絕前項規定之通訊販賣電子郵件廣告提供之意思表示，揭示其必要事項的業務。

第十二條之四

- 1 受販賣業者或提供勞務事業者之概括的委託，而為前條

につきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

- 4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る通信販売電子メール広告については、適用しない。
 - 一 通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務。
 - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務。
 - 三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務。

第十二条の四

- 1 販売業者又は役務提供事業者から前条第五項各号に掲

第五項各款所列之業務者（以下於本節、第六十六條第六項及第六十七條第一項第四款中稱「通訊販賣電子郵件廣告受託事業者」。），除下列情形外，就委託該業務之販賣業者或提供勞務事業者（以下於本節、第六十六條第四項及第六十七條第一項第四款中稱「通訊販賣電子郵件廣告委託者」）為通訊販賣時之商品或特定權利的販賣條件、或勞務之提供條件，於未得其相對人之允諾的情形，不得為通訊販賣電子郵件廣告。

- 一 依相對人之請求，為與通訊販賣電子郵件廣告委託者有關之通訊販賣電子郵件廣告者。
 - 二 除前款所列情形外，經認其無損害接受一般與通訊販賣電子郵件廣告委託者有關之通訊販賣電子郵件廣告提供者利益之虞，而依主管機關命令所定所為與通訊販賣電子郵件廣告委託者有關之通訊販賣電子郵件廣告者。
- 2 前條第二項至第四項之規定，於通訊販賣電子郵件廣告受託事業者為與通訊販賣電子郵件廣告委託者有關之通訊販賣電子郵件廣告之情形，準用之。於此情形，同條第三項及第四項中之「第一項第二款或第三款」應解釋為「次條第一項第二款」。

げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この節並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「通信販売電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役務提供事業者（以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。）が通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（對未為允諾者提供傳真廣告之禁止等）

第十二條之五

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，除下列情形外，就為通訊販賣時之商品或特定權利之販賣條件、或提供勞務之條件，不得在未得其相對人之允諾下，為傳真廣告（係指以傳真裝置寄送與該廣告有關之通信文書等資訊的方法為廣告。於第一款中，亦同。）。
 - 一 依相對人之請求，為與通訊販賣之商品或特定權利之販賣條件、或勞務之提供條件有關之傳真廣告（以下於本條中稱「通訊販賣傳真廣告」。）之情形。
 - 二 就該販賣業者販賣之商品或特定權利、或該提供勞務事業者提供之勞務，對為買賣契約或提供勞務契約之要約者，或就該等事項締結買賣契約或提供勞務契約者，依中央主管機關以命令所定之方法，通知該要約或該契約之內容、或該契約之履行的相關事項時，依中央主管機關命令所定而為通訊販賣傳真廣告之情形。
 - 三 除前二款所列者外，經認其無損害接受一般通訊販賣傳真廣告之提供者利益之虞，而依中央主管機關命令所定所為通訊販賣傳真廣告之情形。

(承諾をしていない者に対するファクシミリ広告の提供の禁止等)

第十二条の五

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないでファクシミリ広告（当該広告に係る通信文その他の情報をファクシミリ装置を用いて送信する方法により行う広告をいう。第一号において同じ。）をしてはならない。
 - 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係るファクシミリ広告（以下この条において「通信販売ファクシミリ広告」という。）をするとき。
 - 二 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売ファクシミリ広告をするとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売ファクシミリ広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定め

- 2 取得前項之規定的允諾、或受有同項第一款規定之請求的販賣業者或提供勞務事業者，於受有該通訊販賣傳真廣告之相對人表示拒絕接受通訊販賣傳真廣告提供之旨的意思表示時，不得對該相對人為通訊販賣傳真廣告。但受有該意思表示後，關於通訊販賣傳真廣告，再次受該相對人請求或取得該相對人之允諾者，不在此限。
- 3 販賣業者或提供勞務事業者為通訊販賣傳真廣告時，除第一項第二款或第三款所列情形外，就該通訊販賣傳真廣告，作為其取得該相對人之允諾、或受有該相對人之請求的紀錄，應依中央主管機關之命令製作、並依中央主管機關命令所定保存之。
- 4 販賣業者或提供勞務事業者為通訊販賣傳真廣告時，除第一項第二款或第三款所列情形外，應於該通訊販賣傳真廣告，揭示第十一條各款所列事項，並應依中央主管機關命令所定，將其相對人為拒絕通訊販賣傳真廣告提供之意思表示的必要事項，依中央主管機關命令揭示之。

る場合において、通信販売ファクシミリ広告をするとき。

- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売ファクシミリ広告の相手方から通信販売ファクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売ファクシミリ広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び通信販売ファクシミリ広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売ファクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売ファクシミリ広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売ファクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売ファクシミリ広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売ファクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

（接受特定要約時之揭示）

第十二條之六

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，依該販賣業者或該提供勞務事業者或受該等業者委託之人所定樣式書面，接受顧客所為與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約，或依該販賣業者或該提供勞務事業者或受該等業者委託之人以使用電子資訊處理組織及其他利用資訊通訊技術之方法，接受顧客依與顧客的使用有關之電腦所示手續，所為與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約（以下總稱為「特定要約」。）者，應於該與特定要約有關之書面或顯示手續之畫面，揭示下列事項。
 - 一 依該買賣契約所販賣之商品或特定權利、或該提供勞務契約提供之勞務的分量。
 - 二 與該買賣契約或提供勞務契約有關之第十一條第一款至第五款所列事項。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者於與特定要約有關之書面或顯示手續之畫面，不得為下列揭示。
 - 一 使人誤認該書面之寄送、或依該手續之資訊之寄送為與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的揭示。

(特定申込みを受ける際の表示)

第十二条の六

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、当該販売業者若しくは当該役務提供事業者若しくはそれらの委託を受けた者が定める様式の書面により顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又は当該販売業者若しくは当該役務提供事業者若しくはそれらの委託を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従つて顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み（以下「特定申込み」と総称する。）を受けける場合には、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - 一 当該売買契約に基づいて販売する商品若しくは特定権利又は当該役務提供契約に基づいて提供する役務の分量。
 - 二 当該売買契約又は当該役務提供契約に係る第十一条第一号から第五号までに掲げる事項。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる表示をしてはならない。
 - 一 当該書面の送付又は当該手続に従つた情報の送信が通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みとなることにつき、人を誤認させるような表示。

二 就前項各款所列事項，為使人誤認之揭示。

（通訊販賣之允諾等的通知）

第十三條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者就商品或特定權利或勞務，先於交付該商品或該移轉權利或該提供勞務，自為賣賣契約或提供勞務契約之要約者，受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價的全部或一部而為通訊販賣之情形，就其係以郵件等接受該商品或該權利或該勞務之買賣契約或提供勞務契約之要約、且已受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價的全部或一部者，應無遲延地依中央主管機關命令所定，以書面通知該人是否允諾其要約（已於受領前通知要約人是否允諾其要約者，其意旨。）及其他以主管機關命令所定之事項。但於受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價的全部或一部後，即無遲延地發送該商品或移轉該權利、或提供該勞務者，不在此限。

- 2 販賣業者或提供勞務事業者得依內閣政令所定，取得為該要約之人的允諾，以電子電磁方式提供應記載於該書面之事項，取代依前項規定之書面的通知。於此情形，

- 二 前項各号に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示。

(通信販売における承諾等の通知)

第十三条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載す

視為該販賣業者或該提供勞務事業者已為依該書面之通知。

（不實之告知的禁止）

第十三條之二

販賣業者或提供勞務事業者不得為妨害與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就該買賣契約或該提供勞務契約之要約的撤回、或該買賣契約或該提供勞務契約之解除的相關事項（包含第十五條之三規定之相關事項。），或顧客為締結該買賣契約或該提供勞務契約之必要情事的相關事項，為不實之告知。

（指示等）

第十四條

- 1 中央主管機關首長於販賣業者或提供勞務事業者有違反第十一條、第十二條、第十二條之三（不含第五項。）、第十二條之五、第十二條之六、第十三條第一項或前條之規定，或為下列之行為，經認其有害及與通訊販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，得對該販賣業者或提供勞務事業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護購買者或接受勞務提供者利益之措施及其他必要之措施。

べき事項を電磁的方法により提供することができる。
この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(不実の告知の禁止)

第十三条の二

販売業者又は役務提供事業者は、通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第十五条の三の規定に関する事項を含む。）又は顧客が当該売買契約若しくは当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(指示等)

第十四条

- 1 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示す

- 一 拒絕或不當地遲延履行基於與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之債務、或因與通訊交易有關之買賣契約或提供勞務契約之解除所生債務的全部或一部者。
 - 二 依中央主管機關命令所定，為違反顧客之意思，並企圖使其為與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的行為者。
 - 三 除以上二款所列者外，為通訊販賣相關行為、且為主管機關命令所定為有害及與通訊販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者。
- 2 中央主管機關首長於通訊販賣電子郵件廣告受託事業者有違反第十二條之四第一項或同條第二項中準用第十二條之三第二項至第四項之規定，或為下列之行為，經認其有害及與通訊販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，得對該通訊販賣電子郵件廣告受託事業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施。
- 一 依中央主管機關命令所定，為違反顧客之意思，並企圖使其對通訊販賣電子郵件廣告委託事業者，為與通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的行為者。
 - 二 除前款所列者外，為通訊販賣相關行為、且為主管機關命令所定，有損害與通訊販賣有關之交易的公

ることができる。

- 一 通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの。
- 三 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの。
- 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者

平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者。

- 3 中央主管機關依第一項規定為指示者，應公告其意旨。
- 4 中央主管機關依第二項規定為指示者，應公告其意旨。

（對販賣業者等之業務之停止等）

第十五條

- 1 中央主管機關首長於販賣業者或提供勞務事業者有違反第十一條、第十二條、第十二條之三（不含第五項。）、第十二條之五、第十二條之六、第十三條第一項或第十三條之二之規定，或有為前條第一項各款所列行為，經認其顯然害及與通訊販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，或販賣業者或提供勞務事業者不遵從同項規定之指示者，得以二年以內之期間為限，命令該販賣業者或該提供勞務事業者停止其通訊販賣相關業務之全部或一部。於此情形，販賣業者或提供勞務事業者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止期間之同一期間，一併命令禁止其成為擔任有經營被命令停止範圍內業務之法人該業務的幹部。
- 2 中央主管機關首長依前項前段規定命令業務之停止時，

又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

- 3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(販売業者等に対する業務の停止等)

第十五条

- 1 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。
- 2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ず

該販賣業者或該提供勞務事業者為個人、且於其特定關係法人內，經認其係執行與命令停止範圍之業務同一業務者，得定與命令該停止期間之同一期間，命令該販賣業者或該提供勞務事業者應停止於該特定關係法人執行之該同一業務。

- 3 中央主管機關首長於通訊販賣電子郵件廣告受託事業者有違反第十二條之四第一項或同條第二項中準用第十二條之三第二項至第四項之規定，或為前條第二項各款所列行為，經認其有害及與通訊販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，或通訊販賣電子郵件廣告受託事業者不遵從同項規定之指示者，得以一年以內之期間為限，命令該通訊販賣電子郵件廣告受託事業者停止通訊販賣電子郵件廣告相關業務之全部或一部。
- 4 中央主管機關首長依第一項或第二項之規定為命令者，應公告其意旨。
- 5 中央主管機關首長依第一項或第二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第十五條之二

- 1 中央主管機關首長依前條第一項前段之規定，命令販賣

る場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つていゝる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告受託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第十五条の二

- 1 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前

業者或提供勞務事業者停止業務時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，得認限制該人所為通訊販賣相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始命令該停止範圍之業務（包含成為擔任經營該業務之法人中該業務的幹部）。

- 一 該販賣業者或該提供勞務事業者為法人之情形其幹部及該命令之日前一年內為其幹部、與其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該販賣業者或該提供勞務事業者為個人之情形其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 2 依前項規定命令禁止其業務之幹部或使用人，於該當下列各款所列情形時，中央主管機關首長得定與命令該停止期間相同之期間，命令該幹部或使用人，停止其於各款所定之同一業務。
- 一 於經認有構成該命令之理由的行為的販賣業者或提

条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

- 一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
- 二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。

- 2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる

供勞務事業者之特定關係法人內，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一業務者。

- 二 自身為販賣業者或提供勞務事業者之情形，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一業務者。
- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（通訊販賣之契約的解除等）

第十五條之三

- 1 就通訊販賣之商品或特定權利為廣告之販賣業者，其受有該商品或該特定權利之買賣契約的要約時，為該要約之人或締結買賣契約之購買者（於次項中僅稱「購買者」），自其受領該買賣契約相關之商品的交付或特定權利之移轉的之日起，經過八天的期間內，得撤回該買賣契約之要約或解除該買賣契約（以下於本條中稱「要約之撤回等」）。但該販賣業者於該廣告中揭示關於要約之撤回等的特約者〔於該買賣契約該當於「關於電子消費者契約之民法的特別法」（平成十三年法律第九十五號）第二條第一項規定之電子消費者契約，及其他中央主管機關以命令所定之情形，揭示於該廣告，且為以揭示於廣告以外之其他方法、並依中央主管機關之命令所定方法揭示者。〕，不在此限。

販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてしていると認められる者。

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてしていると認められる者。

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(通信販売における契約の解除等)

第十五条の三

1 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合にあつては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であ

- 2 於有要約之撤回等情形，該買賣契約相關之商品已交付或特定權利已移轉者，其取回或返還所需之費用，由購買者負擔。

（通訊販賣契約之要約意思表示的撤銷）

第十五條之四

- 1 為特定要約者，就販賣業者或提供勞務事業者接受該特定要約時，有為以下各款所列行為之情形，致其有各款所定之誤認，並因此而為該特定要約之意思表示者，得撤銷之。
 - 一 違反第十二條之六之規定，為不實之表示行為：該表示為事實之誤認。
 - 二 違反第十二條之六第一項之規定，未為表示之行為：未被表示之事項不存在之誤認。
 - 三 為第十二條之六第二項第一款所列表示之行為：寄送同款規定之書面或依手續而為之資訊的發送，其不構成通訊販賣相關買賣契約提供勞務契約之要約的誤認。
 - 四 有第十二條之六第二項第二款所列表示之行為：就同條第一項各款所列事項之誤認。
- 2 第九條之三第二項至第五項之規定，於依前項規定撤銷

つて主務省令で定める方法により表示していた場合)には、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

(通信販売における契約の申込みの意思表示の取消し)

第十五条の四

- 1 特定申込みをした者は、販売業者又は役務提供事業者が当該特定申込みを受けるに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定申込みの意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 第十二条の六第一項の規定に違反して不実の表示をする行為 当該表示が事実であるとの誤認。
 - 二 第十二条の六第一項の規定に違反して表示をしない行為 当該表示がされていない事項が存在しないとの誤認。
 - 三 第十二条の六第二項第一号に掲げる表示をする行為 同号に規定する書面の送付又は手続に従つた情報の送信が通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みとならないとの誤認。
 - 四 第十二条の六第二項第二号に掲げる表示をする行為 同条第一項各号に掲げる事項についての誤認。
- 2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規

特定要約之意思表示的情形，準用之。

第四節 電話勸誘販賣

（電話勸誘販賣之名稱等的明示）

第十六條

販賣業者或提供勞務事業者為電話勸誘販賣時，於其勸誘前，應告知其相對人販賣業者或提供勞務事業者之名稱、進行勸誘之人的姓名、商品或權利或勞務之種類，及該電話係為勸誘締結買賣契約或提供勞務契約之意旨。

（對於表示拒絕締結契約意思者之勸誘的禁止）

第十七條

販賣業者或提供勞務事業者，對表示拒絕締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約意旨之意思者，不得勸誘該買賣契約或該提供勞務契約之締結。

（電話勸誘販賣之書面的交付）

第十八條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，依電話勸誘行為，自電話勸誘顧客以郵件等方式接受商品或特定權利之買賣契約

定による特定申込みの意思表示の取消しについて準用する。

第四節 電話勧誘販売

(電話勧誘販売における氏名等の明示)

第十六条

販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及びその勧誘を行う者の氏名並びに商品若しくは権利又は役務の種類並びにその電話が売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならぬ。

(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止)

第十七条

販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならぬ。

(電話勧誘販売における書面の交付)

第十八条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利につき当

的要約、或以郵件等方式接受關於勞務之該提供勞務契約的要約時，應即刻依中央主管機關命令所定，將記載有下列事項之該要約內容的書面，交付予為該要約之人。但接受該要約時已締結該買賣契約或提供勞務契約者，不在此限。

- 一 商品、權利或勞務的種類。
 - 二 商品或權利之販賣價格價格或勞務之對價。
 - 三 商品或權利之價金或勞務之對價的給付時期及方法。
 - 四 商品之交付時期或權利之移轉時期，或勞務之提供時期。
 - 五 依第二十四條第一項之規定，撤回買賣契約或提供勞務契約之要約，或解除買賣契約或提供勞務契約之相關事項〔合同條第二項至第七項之規定的相關事項（於有適用第二十六條第二項、第四項或第五項之規定之情形，含各該項規定之相關事項。）〕。
 - 六 除以上各款所列情形者外，以中央主管機關命令所定事項。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者，得依內閣政令所定，取得為該要約者之允諾，以電子電磁方式提供應記載於該書面之事項，取代依前項規定應交付之書面。於此情形，視為該販賣業者或該提供勞務事業者已交付該書面。

該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利又は役務の種類。
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価。
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法。
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期。
- 五 第二十四条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者

- 3 依前項規定以電子電磁方式（不含中央主管機關以命令所定之方式。）提供應記載於書面之事項者，於經記錄於與為該要約者所使用相關電子計算機設置之檔案時，視為到達為該要約之人。

第十九條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者有該當於下列情形之一者，除次向所定者外，應依中央主管機關命令所定，就前條第一項各款之事項（就同項第五款之事項，以關於買賣契約或提供勞務契約之解除的事項為限），無遲延地將明示該買賣契約或提供勞務契約之內容的書面，交付予購買者或接受勞務之提供者。
 - 一 以電話勸誘行為，與電話勸誘顧客以郵件等方式締結商品或特定權利之該買賣契約、或以郵件等方式締結關於勞務之該提供勞務契約者。
 - 二 以電話勸誘行為，自電話勸誘顧客以郵件等方式接受商品或特定權利或勞務之該買賣契約或該提供勞務契約之要約，而締結該買賣契約或提供勞務契約者。
- 2 販賣業者或提供勞務契約事業者於該當於前項第二款者，其於締結該買賣契約或提供勞務契約之際，即交付商品或移轉特定權利、或提供勞務，且受領商品或特定

は、当該書面を交付したものとみなす。

- 3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第十九条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
 - 一 電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と商品若しくは特定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。
 - 二 電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利又は役務につき当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移

權利之價金、或勞務之對價的全部者，應依中央主管機關命令所定，即刻將前條第一項第一款及第二款之事項與同項第五款之事項中，記載關於買賣契約或提供勞務契約之解除的事項及其他以中央主管機關命令所定事項之書面，交付予購買者或接受勞務之提供者。

- 3 前條第二項及第三項之規定，於依前二項規定交付之書面，準用之。於此情形，同條第二項及第三項中之「為要約者」，應解釋為「購買者或接受勞務之提供者」。

（電話勸誘販賣之允諾等的通知）

第二十條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者就商品或特定權利或勞務，先於交付該商品或移轉該權利或提供該勞務前，自為賣賣契約或提供勞務契約之要約者，受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價的全部或一部而為電話勸誘販賣之情形，就其係以郵件等接受該商品或該權利或該勞務之買賣契約或提供勞務契約之要約、且已受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價的全部或一部者，應無遲延地依中央主管機關命令所定，以書面通知該人是否允諾其要約（於受領前通知要約人是否允諾者，其意旨）及其他以中央主管機關命令所定之事項。但於受領該商品或該權利之價金或該勞務之對價的全部或一部後，即無遲延地發送該商品或移轉該權利、或提供該勞務者，

転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその

不在此限。

- 2 販賣業者或提供勞務事業者得依內閣政令所定方式，取得為該要約之人的允諾，以電子電磁方式提供應記載於該書面之事項，取代依前項規定之書面的通知。於此情形，視為該販賣業者或提供勞務事業者已為依該書面之通知。

（禁止行為）

第二十一條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者，於勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，或為妨害與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就下列事項，不得為不實告知之行為。
 - 一 商品之種類及其性能或品質、權利或勞務之種類及其內容與其他以中央主管機關命令所定類似該等情形之事項。
 - 二 商品或權利之販賣價格、勞務之對價。

申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(禁止行為)

第二十一条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
 - 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。
 - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価。

- 三 商品或權利之價金、勞務之對價的支付時期及方法。
 - 四 商品之交付時期或權利之移轉時期、勞務之提供時期。
 - 五 該買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回，或該買賣契約或提供勞務契約之解除的相關事項〔含第二十四條第一項至第七項規定之相關事項（於有適用第二十六條第二項、第四項或第五項規定之情形，含各該項規定之相關事項。）〕
 - 六 電話勸誘顧客為締結該買賣契約或提供勞務契約之必要情事的相關事項。
 - 七 除以上各款所列者外，屬該買賣契約或該提供勞務契約相關事項，且影響電話勸誘顧客、購買者或接受勞務之提供之判斷的重要事項。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者，於勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，就前項第一款至第五款所列事項，不得為故意不告知事實之行為。
 - 3 販賣業者或提供勞務事業者，不得為使人締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約，或為妨害與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，而為脅迫之使人困惑的行為。

- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法。
 - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期。
 - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあっては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）。
 - 六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
 - 3 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

（顯示合理根據之資料的提出）

第二十一條之二

中央主管機關首長為判斷有無前條第一項第一款所列事項之不實告知行為而認有必要時，得定一定期間，請求該販賣業者或提供勞務契約事業者提出顯示佐證該告知事項之合理根據的資料。於此情形，該販賣業者或提供勞務事業者未提出該資料時，關於次條第一項及第二十三條第一項之規定的適用，視為該販賣業者或提供勞務事業者有同款所列事項之不實告知行為。

（指示等）

第二十二條

- 1 中央主管機關首長於販賣業者或提供勞務事業者有違反第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項或第二項、第二十條第一項、第二十一條之規定，或為下列之行為，經認其有損害與電話勸誘販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，得對該販賣業者或提供勞務事業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護購買者或接受勞務提供者利益之措施及其他必要之措施。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第二十一条の二

主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

(指示等)

第二十二条

- 1 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十一条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 拒絕或不當地遲延履行基於與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之債務、或因與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之解除所生債務的全部或一部者。
- 二 勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時，就該買賣契約或該提供勞務契約之相關事項、且為影響電話勸誘顧客判斷之重要事項（不含第二十一條第一項第一款至第五款所列事項。），故意不告知事實者。
- 三 為妨害與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就該買賣契約或該提供勞務契約之相關事項、且為影響電話勸誘顧客或購買者或接受勞務提供者判斷之重要事項，故意不告知事實者。
- 四 無正當理由而勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約、且其為顯然逾越日常生活通常必要之份量的商品或特定權利（限於第三條第四項第一款所列情形。）的買賣契約，或顯然逾越日常生活通常必要之次數、期間或份量而接受勞務之提供的提供勞務契約，及其他對照電話勸誘顧客之財產狀況經認不適當而以中央主管機關命令所定之行為。

- 一 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第二十一条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
- 三 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- 四 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で

- 五 除以上各款所列者外，為電話勸誘販賣相關行為、且為中央主管機關命令所定有損害與電話勸誘販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者。
- 2 中央主管機關首長依前項規定為指示者，應公告其意旨。

（對販賣業者等之業務的停止等）

第二十三條

- 1 中央主管機關首長於販賣業者或提供勞務事業者有違反第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項或第二項、第二十條第一項或第二十一條之規定，或有為前條第一項各款所列行為，經認其顯然有損害與電話勸誘販賣有關之交易的公平及購買者或接受勞務提供者利益之虞者，或販賣業者或提供勞務事業者不遵從同項規定之指示者，得以二年以內之期間為限，命令該販賣業者或提供勞務事業者停止電話勸誘販賣相關業務之全部或一部。於此情形，販賣業者或提供勞務事業者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止期間之同一期間，一併命令禁止該人擔任經營該命令停止範圍內業務法人之該業務的幹部。

定めるもの。

五 前各号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(販売業者等に対する業務の停止等)

第二十三条

1 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十一条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ず

- 2 中央主管機關首長依前項前段規定命令業務之停止時，該販賣業者或提供勞務事業者為個人、且於其特定關係法人內，經認其係執行與命令停止範圍之業務同一業務者，得定與命令該停止期間之同一期間，命令該販賣業者或該提供服務事業者，停止該特定關係法人執行之該同一業務。

- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第二十三條之二

- 1 中央主管機關首長依前條第一項前段之規定，命令販賣業者或提供勞務事業者停止業務時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，得認限制該人所為電話勸誘販賣相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始該停止範圍之業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。

- ることができる。
- 2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
 - 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第二十三条の二

- 1 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

- 一 該販賣業者或該提供勞務事業者為法人之情形：為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部、與為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該販賣業者或該提供勞務事業者為個人之情形：為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 2 依前項規定命令禁止其從事業務之幹部或使用人，於該當下列各款所列者時，中央主管機關首長得定與命令停止期間相同之期間，命令該幹部或使用人，停止其於各該款所定之同一業務。
- 一 於經認構成該命令之理由的行為的販賣業者或提供勞務事業者之特定關係法人內，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
 - 二 自身為販賣業者或提供勞務事業者之情形，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（電話勸誘販賣契約之要約的撤回等）

第二十四條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者以電話勸誘行為，利用郵件

- 一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
 - 二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
- 2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
- 一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。
 - 二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。
- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等)

第二十四条

- 1 販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為によ

等接受來自電話勸誘顧客就商品或特定權利或勞務之該買賣契約或該提供勞務契約之要約者，為該要約之人，或販賣業者或提供勞務事業者以電話勸誘行為利用郵件等，與電話勸誘顧客締結商品或特定權利或勞務之該買賣契約或該提供勞務契約之購買者或接受勞務之提供者（以下於本條至第二十四條之三稱「要約人等」。）），得以書面或電子電磁方式記錄撤回該買賣契約或提供勞務契約之要約，或解除該買賣契約或提供勞務契約（以下於本條中稱「要約之撤回等」。））。但要約人等自受領第十九條第一項或第二項之書面之日（於該日之前受領第十八條第一項之書面者，為受領該書面之日。）起算經過八日者（於販賣業者或提供勞務事業者違反第二十一條第一項之規定，就要約之撤回等的相關事項為不實之告知行為，致要約人等誤認被告知之內容為事實，或販賣業者或提供勞務事業者違反同條第三項之規定而為威迫，致要約人等困惑，而未於該期間經過前為要約之撤回等的情形，為自該要約人等受領該販賣業者或該提供勞務事業者依中央主管機關命令所定，交付載有得為該買賣契約或該提供勞務契約之要約的撤回等意旨的書面之日起算，經過八日者。）），不在此限。

り電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第二十四条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面又は電磁的記録によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載し

- 2 要約之撤回等，於發出以與該要約之撤回等有關之書面或電子電磁方式紀錄之通知時生效。
- 3 於有要約之撤回等的情形，販賣業者或提供勞務事業者不得請求支付隨該要約之撤回等所生之損害賠償或違約金。
- 4 於有要約之撤回等的情形，如與該買賣契約有關之商品已交付或權利已移轉，其取回或返還所需費用，由販賣業者負擔。
- 5 商品或特定權利之買賣契約或提供勞務契約有要約之撤回等時，基於該買賣契約已交付之商品有被使用或該權利已被行使、或基於該提供勞務契約之勞務已被提供者，販賣業者或提供勞務事業者對要約人等，不得請求其支付相當於因使用該商品所得利益或因該權利之行使所得利益之金錢，或與該提供勞務契約有關之勞務的對價及其他金錢。
- 6 於有關於提供勞務契約之要約的撤回等情形，提供勞務事業者有受領與該提供勞務契約有關之金錢者，應儘速將其返還予要約人等。
- 7 提供勞務契約或特定權利之買賣契約的要約人等，就該

て交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利が行使され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。
- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 7 役務提供契約又は特定権利の売買契約の申込者等は、

提供勞務契約或賣賣契約為要約之撤回等的情形，其有伴隨與該提供勞務契約或該特定權利有關之勞務的提供，致要約人等之土地或建物及其他工作物之現狀發生變更者，得請求該提供勞務事業者或該特定權利之販賣業者，採取無償回復原狀之必要措施。

8 違反以上各項規定之不利於要約人等的特約，無效。

（顯然超過通常必要份量之商品買賣契約等之要約的撤回等）

第二十四條之二

1 要約人等得為該當於下列契約之買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回、或買賣契約或提供勞務契約之解除（以下於本條中稱「要約之撤回等」）。但要約人等有締結該契約必要之特別情事者，不在此限。

一 顯然超過其日常生活中通常必要之份量的商品或特定權利（以第二條第四項第一款所列情形為限。於次款中，亦同）之買賣契約，或接受顯然超過其日常生活中通常必要之次數或期間或份量之勞務提供的提供勞務契約。

二 該販賣業者或提供勞務事業者知悉因履行基於該買賣契約或提供勞務契約之債務，其對於要約人等，

その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該特定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該特定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第二十四条の二

- 1 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。
- 一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号において同じ。）の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約。
- 二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行する

將造成與該買賣契約相關之商品或特定權利同種類之商品或特定權利之份量顯然超過其日常生活中通常必要之份量，或接受與該提供勞務契約相關之勞務同種類之勞務的次數或期間或其份量將顯然超過其日常生活中通常必要之次數或期間或份量；或知悉對於要約人等，與該買賣契約相關之商品或特定權利同種類之商品或特定權利之份量已顯然超過其日常生活中通常必要之份量，或接受與該提供勞務契約相關之勞務同種類之勞務的數量或期間或其份量已顯然超過其日常生活中通常必要之次數或期間或份量，卻仍接受要約或締結之買賣契約或提供勞務契約。

- 2 前項規定之權利，應於締結該買賣契約或該提供勞務契約之時起一年內行使之。
- 3 前條第三項至第八項之規定，於依第一項規定而為之要約之撤回等，準用之。於此情形，同條第八項中之「以上各項」部分，應解釋為「自次條第一項、第二項及同條第三項準用之第三項至前項」。

ことにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約。

- 2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。
- 3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

（電話勸誘販賣契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷）

第二十四條之三

- 1 要約人等因販賣業者或提供勞務事業者於勸誘締結與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約時為以下各款所列行為，而生各該款所定之誤認，進而為該買賣契約或該提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示者，得撤銷之。
 - 一 違反第二十一條第一項之規定，為不實之告知行為：要約人等將該告知之內容誤認為事實者。
 - 二 違反第二十一條第二項之規定，故意不告知事實之行為：要約人等誤認該事實不存在者。
- 2 第九條之三第二項至第五項之規定，就依前項規定撤銷與電話勸誘販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示，準用之。

（伴隨電話勸誘販賣之契約的解除等所生損害賠償等金額的限制）

第二十五條

- 1 販賣業者或提供勞務事業者有締結該當於第十九條第一項各款情形之一的買賣契約或提供勞務契約者，即使預定期有該買賣契約或該提供勞務契約被解除時之損害賠償額或訂有違約金，於符合下列各款所定情形，仍不得向

(電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第二十四条の三

- 1 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認。
 - 二 第二十一条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認。
- 2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第二十五条

- 1 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違

購買者或接受勞務提供者，請求支付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。

- 一 該商品或該權利已被返還之情形：相當於該商品之通常使用費用的金額，或依行使該權利通常可得之利益的金額（由相當於該商品或該權利販賣價格之金額，扣除該商品或該權利被返還時之價格的金額後，超過相當於通常使用費用之金額、或依權利之行使通常可得之利益的金額時，以該金額為準）。
 - 二 該商品或該權利未被返還之情形：相當於該商品或該權利販賣價格之金額。
 - 三 該勞務之提供開始後，該提供勞務契約始被解除者：相當於被提供之該勞務的對價。
 - 四 該商品之交付、該權利之移轉或開始該勞務之提供前，該契約被解除者為締結及履行契約之通常必要費用的金額。
- 2 販賣業者或提供勞務事業者締結該當於第十九條第一項各款之買賣契約或提供勞務契約者，於該買賣契約之價金或提供勞務契約之對價的全部或一部，相對人之支付義務未履行時（買賣契約或提供勞務契約被解除之情形除外。），即使預定有損害賠償額或訂有違約金，仍不

約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）。
 - 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額。
 - 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額。
 - 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務

得向購買者或接受勞務提供者，請求支付超過由相當於該商品或該權利販賣價格之金額，扣除已支付之該商品或該權利之價金、或該勞務之對價加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。

第五節 其他

（除外適用）

第二十六條

- 1 前三條之規定，就下列之販賣或勞務之提供該當於訪問販賣、通訊販賣或電話勸誘販賣之情形，不適用之。
 - 一 屬買賣契約或提供勞務契約，而為第二條第一項至第三項所定之買賣契約或提供勞務契約之要約者，係為營業或作為營業而締結者、或購買者或接受勞務之提供者係為營業或作為營業相關之販賣或勞務之提供。
 - 二 對於在本國境外者之商品或權利的販賣、或勞務之提供。
 - 三 國家或地方自治團體所為之販賣或勞務之提供。
 - 四 下列團體對其直接或間接之成員所為之販賣或勞務之提供（含團體得使非成員利用其事業。或設施

提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第五節 雜則

(適用除外)

第二十六条

- 1 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
 - 一 売買契約又は役務提供契約で、第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供。
 - 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供。
 - 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供。
 - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の

者，對該等人員所為之販賣或勞務之提供。）

（一）依特別法設立之組合與其聯合會及中央會。

（二）國家公務員法〔昭和二十二年（1947年）法律第一百二十號〕第一百零八條之二或地方公務員法〔昭和二十五年（1950年）法律第二百六十一號〕第五十二條之團體。

（三）工會。

五 事業者對其從業人員所為之販賣或勞務之提供。

六 股份有限公司以外者發行之報紙的販賣。

七 律師所為律師法〔昭和二十四年（1949年）法律第二百零五號〕第三條第一項所定之勞務的提供、及同法第三十條之二規定之律師法人所為同法第三條第一項或第三十條之五所定之勞務的提供，與「關於外國律師處理法律事務等法律」〔昭和六十一年（1986年）法律第六十六號〕第二條第四款所定之外國法事務律師所為同法第三條第一項、第五條第一項、第六條第一項或第七條規定之勞務之提供、同法第二條第五款所定之外國法事務律師法人為所同法第五十九條規定之勞務的提供，同法第二條第六款所定律師及外國法事務律師共同法人所為律師法第三條第一項或「關於外國律師處理法律事務等法律」第七十一條所定之勞務的提供。

者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。))

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会。

ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第八條の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二條の団体。

ハ 労働組合。

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供。

六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売。

七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三條第一項に規定する役務の提供及び同法第三十條の二に規定する弁護士法人が行う同法第三條第一項又は第三十條の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二條第四号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三條第一項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條に規定する役務の提供、同法第二條第五号に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十九條に規定する役務の提供及び同法第二條第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う弁護士法第三條第一項又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十一條

八 下列之販賣或勞務之提供。

（一）金融商品交易法〔昭和二十三年（1948年）法律第二十五號〕第二條第九項所定金融商品交易業者所為同條第八項規定之與金融商品交易業有關之販賣或勞務的提供，同條第十二項所定金融商品仲介業者所為同條第十一項規定之與金融商品仲介業有關之勞務的提供，同項所定登錄金融機關所為同法第三十三條之三第一項第六款（一）規定之與登錄金融機關業務有關之販賣或勞務的提供、同法第七十九條之十所定認定投資者保護團體所為同法第七十九條之七第一項各款所列業務之相關勞務的提供及同法第二條第三十項所定證券金融公司所為同法第一百五十六條之二十四第一項規定之業務或同法第一百五十六條之二十七第一項各款業務之相關勞務的提供。

（二）住宅用地建物交易業法〔昭和二十七年（1952年）法律第一百七十六號〕第二條第三款所定住宅用地建物交易業者〔包含「關於信託公司或金融機關兼營信託業務等法律」（昭和十八年即1943年之法律第四十三號）第一條第一項經認可之金融機關，其經營住宅用地建物交易業法第二條第二款規定之住宅用地建物交易業的情形。〕所為同條第二款規定之商品的販賣或勞務的提供。

に規定する役務の提供。

八 次に掲げる販売又は役務の提供。

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る販売又は役務の提供、同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項各号に掲げる業務に係る役務の提供及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第一百五十六条の二十四第一項に規定する業務又は同法第一百五十六条の二十七第一項各号に掲げる業務に係る役務の提供。

ロ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う同条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供。

- (三) 旅行業法〔昭和二十七年（1952年）法律第二百三十九號〕第六條之四第一項所定旅行業者及同條第三項所定旅行業者代理業者所為同法第二條第三項規定之勞務的提供。
- (四) 除（一）至（三）所列者外，依其他法律之規定，就訪問販賣、通訊販賣或電話勸誘販賣之商品或特定權利之買賣契約、或提供勞務契約，經認得保護該勸誘或廣告之相對人、要約人、購買者或接受勞務之提供者的利益，而依內閣政令所定之販賣或勞務之提供。

- 2 第九條至第九條之三、第十五條之三、第十五條之四及第二十四條至第二十四條之三的規定，就依公司法〔平成十七年（2005年）法律第八十六號〕等法律規定，不得以詐欺或脅迫為由而撤銷之股份、出資之承受或基金之籌措的特定權利的販賣，其該當於訪問販賣、通訊販賣或電話勸誘販賣者，不適用之。
- 3 第四條、第五條、第九條、第十八條、第十九條及第二十四條之規定，就依內閣政令所定其全部之履行通常係於締結契約後立即履行之勞務的提供，而且該當於訪問販賣或電話勸誘販賣者之全部或一部已於締結契約後立即履行者（限於以中央主管機關命令所定者。），不適用之。

- ハ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
第六条の四第一項に規定する旅行者及び同
条第三項に規定する旅行者代理業者が行う
同法第二条第三項に規定する役務の提供。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律
の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話
勧誘販売における商品若しくは特定権利の売
買契約又は役務提供契約について、その勧
誘若しくは広告の相手方、その申込みをし
た者又は購入者若しくは役務の提供を受け
る者の利益を保護することができると認めら
れる販売又は役務の提供として政令で定め
るもの。
- 2 第九条から第九条の三まで、第十五条の三、第十五条
の四及び第二十四条から第二十四条の三までの規定
は、会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法
律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすること
ができないものとされている株式若しくは出資の引受
け又は基金の拠出としてされた特定権利の販売で訪問
販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものにつ
いては、適用しない。
- 3 第四条、第五条、第九条、第十八条、第十九条及び第
二十四条の規定は、その全部の履行が契約の締結後直
ちに行われることが通例である役務の提供として政令
で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に
該当するものの全部又は一部が、契約の締結後直ちに
履行された場合（主務省令で定める場合に限る。）に

- 4 第九條及第二十四條之規定，就下列之販賣或勞務之提供該當於訪問販賣或電話勸誘販賣者，不適用之。
 - 一 關於其販賣條件或提供勞務之條件的交涉，其為由販賣業者或提供勞務事業者與購買者或接受勞務提供者經相當期間進行屬通常交易態樣之商品或勞務，而依政令所定者之販賣或提供。
 - 二 締結契約後未迅速提供者，其為有顯然害及接受該提供者利益之虞的勞務，而為依內閣政令所定之勞務的提供。
- 5 第九條及第二十四條之規定，就該當於訪問販賣或電話勸誘販賣之販賣或勞務之提供，其該當於下列情形之該販賣或勞務之提供的情形，不適用之。
 - 一 於第九條第一項規定之要約人等或第二十四條第一項規定之要約人等，受領第四條第一項、第五條第一項或第二項、第十八條第一項、第十九條第一項或第二項之書面之情形，因其使用或一部之消費致價額有顯著減少之虞之商品，其為依內閣政令所定使用或消費其全部或一部者者（不含該販賣業者使該要約人等使用該商品、或消費其全部或一部之情形。）。

については、適用しない。

- 4 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたり行われることが通常取引の態様である商品又は役務として政令で定めるものの販売又は提供。
- 二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供。

- 5 第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次に掲げる場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

- 一 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第二項の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

- 二 於第九條第一項規定之要約人等或第二十四條第一項規定之要約人等，受領第四條第一項、第五條第一項或第二項、第十八條第一項、第十九條第一項或第二項之書面之情形，其為相當期間內難以保持品質、且因品質下降致價額有顯著減少之虞的商品，而交付依內閣政令所定之物者。
 - 三 於第五條第二項或第十九條第二項規定之情形，與該買賣契約有關之商品或特定權利之價金、或與該提供勞務契約有關之勞務之對價，其總額未達依內閣政令所定之金額者。
- 6 第四條至第十條之規定，於下列之訪問販賣，不適用之。
- 一 對於請求於其住居為買賣契約或提供勞務契約之要約、或締結買賣契約或提供勞務契約者，所為之訪問販賣。
 - 二 販賣業者或提供勞務事業者於其營業所等以外之場所，接受關於商品或特定權利或勞務之買賣契約或提供勞務契約之要約，或締結買賣契約或提供勞務契約，其屬通常情形，且經認其為無損一般購買者或接受勞務之提供者利益之虞的交易態樣，而該當於依內閣政令所定之訪問販賣。

- 二 第九條第一項に規定する申込者等又は第二十四條第一項に規定する申込者等が第四條第一項若しくは第五條第一項若しくは第二項又は第十八條第一項若しくは第十九條第一項若しくは第二項の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。
 - 三 第五條第二項又は第十九條第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- 6 第四條から第十條までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
- 一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売。
 - 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売。

- 7 第十八條、第十九條及第二十一條至前條之規定，於下列之電話勸誘販賣，不適用之。
 - 一 對為進行買賣契約或提供勞務契約之要約、或締結買賣契約或提供勞務契約，而請求撥打電話者（不含依電話勸誘行為或內閣政令所定行為而請求撥打電話者），所為之電話勸誘販賣。
 - 二 販賣業者或提供勞務事業者，依電話勸誘行為以郵件等接受關於商品或特定權利或勞務之該買賣契約或該提供勞務契約之要約，或以郵件等締結該買賣契約或該提供勞務契約，其屬通常情形，且經認其為無損一般購買者或接受勞務之提供者利益之虞的交易態樣，而該當於依內閣政令所定之電話勸誘販賣。
- 8 第十條及前條之規定，於以分期付款販賣方式〔係指昭和三十六年（1961年）分期付款販賣法法律第一百五十九號第二條第一項規定之分期付款販賣。以下同。〕而該當於訪問販賣或電話勸誘販賣之情形，不適用之。
- 9 第十一條及第十三條之規定，於以分期付款販賣等方式（係指分期付款販賣、分期付款販賣法第二條第二項規定之信貸交易、與同條第三項規定之概括信用購買斡旋或同條第四項規定之個別信用購買斡旋有關之交易。於次項中，亦同。）而該當於通訊販賣之情形，不適用之。

- 7 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
 - 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者（電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。）に対して行う電話勧誘販売。
 - 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは特定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売。
- 8 第十条及び前条の規定は、割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。）で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- 9 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等（割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。）で通信販売に該当するものについては、適用しない。

- 10 第二十條之規定，於以分期付款販賣等方式而該當於電話勸誘販賣的情形，不適用之。

（訪問販賣協會）

第二十七條

- 1 名稱中使用訪問販賣協會字樣之一般社團法人，限於其係為維護訪問販賣相關交易之公平，保護購買者及接受勞務提供者利益，並以有助訪問販賣事業之健全發展為目的，且定有以訪問販賣業為社員之章程者，始得設立。
- 2 前項規定之章程的條款，不得變更。

（加入協會之限制等）

第二十七條之二

- 1 前條第一項之一般社團法人（以下稱「訪問販賣協會」），應於章程中明定，依第八條第一項規定被命令停止訪問販賣相關業務之全部或一部者，或依第二十九條之三規定之章程所定遭該訪問販賣協會除名者，得拒絕該人加入為會員。
- 2 訪問販賣協會應將社員名冊供公眾閱覽。

- 10 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

(訪問販売協会)

第二十七条

- 1 その名称中に訪問販売協会という文字を用いる一般社団法人は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、訪問販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。
- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

(協会への加入の制限等)

第二十七条の二

- 1 前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）は、その定款において、第八条第一項の規定により訪問販売に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた者又は第二十九条の三に規定する定款の定めによつて当該訪問販売協会から除名の処分を受けた者については、その者が社員として加入することを拒否することができる旨を定めなければならない。
- 2 訪問販売協会は、社員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（成立之報備）

第二十七條之三

- 1 訪問販賣協會成立時，應於成立之日起二週內，附上登記事項證明書及章程影本，向中央主管機關首長報備其意旨。
- 2 中央主管機關首長於有依前項規定之報備者，應公告其意旨。

（變更之報備）

第二十七條之四

- 1 訪問販賣協會有變更其名稱、住所、章程及其他依中央主管機關命令所定事項者，應於該變更之日起二週內，向中央主管機關首長報備其意旨。
- 2 前條第二項之規定，於依前項規定之報備，準用之。

（名稱之使用的限制）

第二十八條

- 1 非訪問販賣協會者，不得於其名稱或商號中，使用有使人誤認其為訪問販賣協會之虞的文字。
- 2 未加入訪問販賣協會者，不得於其名稱或商號中，使用有使人誤認其為訪問販賣協會會員之虞的文字。

(成立の届出)

第二十七条の三

- 1 訪問販売協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第二十七条の四

- 1 訪問販売協会は、その名称、住所、定款その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(名称の使用制限)

第二十八条

- 1 訪問販売協会でない者は、その名称又は商号中に、訪問販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 訪問販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、訪問販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（關於購買者等之利益的保護措施）

第二十九條

- 1 訪問販賣協會於購買者或接受勞務之提供者等有就關於其會員經營之訪問販賣業務的申訴而請求解決時，應回應其諮詢，向提出人為必要之建議，並調查與該申訴有關之情事，通知該會員該申訴之內容，要求其迅速處理。
- 2 訪問販賣協會就前項提出相關申訴之解決，於經認有必要時，得要求該會員為書面或口頭之說明、或要求提出資料。
- 3 訪問販賣協會依前項規定要求時，會員非有正當理由，不得拒絕。
- 4 訪問販賣協會就第一項之提出、該申訴之相關情事及其解決結果，應使會員周知。

第二十九條之二

- 1 訪問販賣協會對於依本法之規定解除與會員所經營之訪問販賣業務有關的買賣契約或提供勞務契約、或依本法之規定撤銷與會員所經營之訪問販賣業務有關的買賣契約或提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示，請求返還支付予該會員之金錢者，於無正當理由而未返還該金錢之情形，其應交付一定金額之金錢予該人。

(購入者等の利益の保護に関する措置)

第二十九条

- 1 訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- 2 訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第二十九条の二

- 1 訪問販売協会は、会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約をこの法律の規定により解除し、又は会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその承諾の意思表示をこの法律の規定により取り消して当該会員に支払つた金銭の返還を請求した者に対し、正当な理由なくその金銭の返還がされない場合に、その者に対

- 2 訪問販賣協會應設置關於前項業務之基金，並以之作為該業務所需費用為條件，以由會員出資出之金額的總額充之。
- 3 訪問販賣協會應於章程中明定實施第一項之業務的辦法。
- 4 訪問販賣協會於依前項規定訂定業務之實施辦法時，應公告之。其有變更時，亦同。

（對社員之處分）

第二十九條之三

訪問販賣協會應於章程中訂定社員有違反本法規定、或有違反基於本法規定之處分的行為者，對該社員科處過怠金、命令停止或限制章程所定社員之權利、或除名之意旨。

（資訊之提供等）

第二十九條之四

中央主管機關首長對於訪問販賣協會，應提供其關於實施第二十九條及第二十九條之二所定業務之必要資訊及資料或為指導及建議。

（訪問販賣協會之業務的監督）

第二十九條之五

- し、一定の金額の金銭を交付する業務を行うものとする。
- 2 訪問販売協会は、前項の業務に関する基金を設け、この業務に要する費用に充てることを条件として会員から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。
 - 3 訪問販売協会は、定款において、第一項の業務の実施の方法を定めておかなければならない。
 - 4 訪問販売協会は、前項の規定により業務の実施の方法を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(社員に対する処分)

第二十九条の三

訪問販売協会は、その定款において、社員が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をした場合に、当該社員に対し、過怠金を課し、定款に定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(情報の提供等)

第二十九条の四

主務大臣は、訪問販売協会に対し、第二十九条及び第二十九条の二に規定する業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(訪問販売協会の業務の監督)

第二十九条の五

- 1 訪問販賣協會之業務，由中央主管機關首長監督之。
- 2 中央主管機關首長為確保業務適當實施而認有必要時，得於施行本法規定之必要限度內，檢查該業務及訪問販賣協會之財產狀況，或命令訪問販賣協會應採取之必要改善措施。
- 3 中央主管機關首長為前項命令時，經認有特別保護購買者或接受勞務之提供者利益之必要之情形，得公告為該命令之意旨。

（通訊販賣協會）

第三十條

- 1 名稱中使用通訊販賣協會字樣之一般社團法人，限於其係為維護通訊販賣相關交易之公平，保護購買者及接受勞務提供者利益，並以有助通訊販賣事業之健全發展為目的，且定有以通訊販賣業者為社員之章程者，始得設立。
- 2 前項規定之章程的條款，不得變更。

（成立之報備）

第三十條之二

- 1 前條第一項之一般社團法人（以下稱「通訊販賣協會」。）成立時，應於成立之日起二週內，附上登記事

- 1 訪問販売協会の業務は、主務大臣の監督に属する。
- 2 主務大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の規定の施行に必要な限度において、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

（通信販売協会）

第三十条

- 1 その名称中に通信販売協会という文字を用いる一般社団法人は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、通信販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。
- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第三十条の二

- 1 前条第一項の一般社団法人（以下「通信販売協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以

項證明書及章程影本，向中央主管機關首長報備其意旨。

- 2 中央主管機關首長於有依前項規定之報備者，應公告其意旨。

（變更之報備）

第三十條之三

- 1 通訊販賣協會有變更其名稱、住所及其他依中央主管機關首長命令所定事項者，應於該變更之日起二週內，向中央主管機關首長報備其意旨。
- 2 前條第二項之規定，於依前項規定之報備，準用之。

（名稱之使用的限制）

第三十一條

- 1 非通訊販賣協會者，不得於其名稱或商號中，使用有使人誤認其為通訊販賣協會之虞的文字。
- 2 未加入通訊販賣協會者，不得於其名稱或商號中，使用有使人誤認其為通訊販賣協會會員之虞的文字。

（申訴之解決）

第三十二條

- 1 通訊販賣協會於購買者或接受勞務之提供者等有就關於其會員經營之通訊販賣業務的申訴而請求解決時，應回

内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第三十条之三

- 1 通信販売協会は、その名称、住所その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(名称の使用制限)

第三十一条

- 1 通信販売協会でない者は、その名称又は商号中に、通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 通信販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第三十二条

- 1 通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について

應其諮詢，向提出人為必要之建議，並調查與該申訴有關之情事，通知該會員該申訴之內容，要求其迅速處理。

- 2 通訊販賣協會就前項提出相關申訴之解決，於認有必要時，得要求該會員為書面或口頭之說明、或要求提出資料。
- 3 通訊販賣協會依前項規定要求時，會員非有正當理由，不得拒絕。
- 4 訪問販賣協會就第一項之提出、該申訴之相關情事及其解決結果，應使會員周知。

（通訊販賣協會之業務的監督）

第三十二條之二

- 1 通訊販賣協會之業務，由中央主管機關首長監督之。
- 2 中央主管機關首長為確保前條之業務的適當實施而經認有必要時，得隨時檢查該業務及通訊販賣協會之財產狀況，或對通訊販賣協會，為監督該業務上必要之命令。
- 3 中央主管機關首長為前項命令時，經認有特別保護購買者或接受勞務之提供者利益之必要之情形，得公告為該命令之意旨。

解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

- 2 通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(通信販売協会の業務の監督)

第三十二条の二

- 1 通信販売協会の業務は、主務大臣の監督に属する。
- 2 主務大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び通信販売協会の財産の状況を検査し、又は通信販売協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第三章 多層次傳銷販賣交易

（定義）

第三十三條

- 1 本章、第五十八條之二十依第一項及第三項、第六十七條第一項中之「多層次傳銷業」係指，販賣（包含斡旋。）物品（包含利用設施或接受服務之提供的權利。以下於本章及第五章中，亦同。）或有償提供勞務（包含斡旋。）之事業，以得收受特定利益（係指為該商品之再販賣、受託販賣或販賣之斡旋的其他人、或提供同種勞務或為提供該勞務之斡旋的其他人所提供之交易費及其他該當於中央主管機關命令所定要件之利益的全部或一部。以下於本章及第五十八條之二十依第一項第四款中，亦同。），誘導為販賣標之物之物品（以下於本章及第五十八條之二十一第一項第一款（一）中稱「商品」。）的再販賣（係指販賣之相對人買受商品後為販賣的情形。以下同。）、受託販賣（係指受販賣之委託而販賣商品。以下同。）或販賣之斡旋之人，或為提供同種勞務（係指提供與該勞務同一種類之勞務的情形。以下同。）或斡旋提供該勞務之人，而與該人進行伴隨著特定負擔（係指該商品之購入或該勞務之對價的支付或交易費之提供。以下於本章及第五十八條之二十一第一項第四款中，亦同。）之商品的販賣或其斡旋、或同種勞務之提供或提供該勞務之斡旋的相關交易（包含變更其交易條件。以下稱「多層次傳銷販賣交易」。）。

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第三十三条

- 1 この章並びに第五十八条の二十一第一項及び第三項並びに第六十七条第一項において「連鎖販売業」とは、物品（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下この章及び第五章において同じ。）の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の二十一第一項第一号イにおいて「商品」という。）の再販売（販売の相手方が商品を買受けて販売することをいう。以下同じ。）、受託販売（販売の委託を受けて商品を販売することをいう。以下同じ。）若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供（その役務と同一の種類役務の提供をすることをいう。以下同じ。）若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益（その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の主務省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。以下この章及び第五十八条の二十一第一項第四号において同じ。）を收受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十一第一項第四号

- 2 本章及第五十八條之二十一、第五十八條之二十六第一項、第六十六條第一項及第六十七條第一項中之「統籌者」，係指於多層次傳銷業相關商品附加自己之商標，或就多層次傳銷業相關勞務之提供，使其使用自己之商號及其他特定之標示，訂定多層次傳銷販賣交易之相關條款、或就多層次傳銷業者之經營，持續地為指導等之實質上統籌一連串的多層次傳銷販賣業之人。
- 3 本章中之「交易費」，無論其係以交易費、加盟費、保證金等各種名義稱稱之，係指為交易時或變更交易條件時，所提供之金錢及物品。

（多層次傳銷販賣交易之名稱等的明示）

第三十三條之二

統籌者、勸誘者（係指統籌者就其統籌之一連串的多層次傳銷販賣業相關的多層次傳銷販賣交易，使其為勸誘之人。以下同。）或一般多層次傳銷販賣業者（係指統籌者或勸誘者以外，為多層次傳銷販賣業之人。以下同）於其為該統籌者統籌之一連串與多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易時，於勸誘前，應向其相對人明示統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣交易者

において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

- 2 この章並びに第五十八条の二十一、第五十八条の二十六第一項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。
- 3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引における氏名等の明示)

第三十三条の二

統括者、勧誘者(統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。)又は一般連鎖販売業者(統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。)は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、統括者、勧

之姓名或名稱（於勸誘者或一般多層次傳銷販賣業之情形，包含與該多層次傳銷販賣業有關之統籌者的姓名或名稱），及其係以勸誘締結伴隨特定負擔之契約為目的之意旨，及與該勸誘有關之商品或勞務之種類。

（禁止行為）

第三十四條

- 1 統籌者或勸誘者於勸誘締結與該統籌者統籌之一連串的多層次傳銷販賣交易業有關之多層次傳銷交易相關之契約〔限於未進入店鋪及其他類似設備（以下稱「店鋪等」。），而與個人為與該多層次傳銷販賣業有關之商品的販賣或斡旋、或勞務之提供或斡旋的契約。以下於本條及第三十八條第三項第二款中，亦同。〕時，或為妨害與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易相關之契約的解除，就下列事項，不得為故意不告知事實、或為不實告知之行為。
 - 一 商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權利。）之種類及其性能或品質、利用設施或接受勞務之提供的權利或勞務之種類及其內容與其他中央主管機關以命令所定類似該等情形之事項。
 - 二 伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔的相關事項。

誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称（勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称を含む。）、「特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（禁止行為）

第三十四条

- 1 統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条及び第三十八条第三項第二号において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
 - 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。
 - 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項。

- 三 關於該契約之解除的事項（包含第四十一條第一項至第三項及第四十二條之二第一項至第五項規定之相關事項。）。
 - 四 與該多層次傳銷販賣業有關之特定利益的相關事項。
 - 五 除以上各款所列者外，屬該多層次傳銷販賣業的相關事項，其為影響多層次傳銷販賣交易相對人之判斷的重要事項。
- 2 一般多層次傳銷販賣業者，於勸誘締結與其統籌者統籌之一連串的多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易契約時、或為妨害與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易相關之契約的解除，就前項各款之事項，不得為不實告知之行為。
 - 3 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，為使締結與其統籌者統籌之一連串的多層次傳銷業有關之多層次傳銷販賣交易契約，或為妨害與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易相關之契約的解除，不得為威迫而使人困惑之行為。
 - 4 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，對於未告知係為勸誘締結伴隨特定負擔之契約，而於營業所、代理店及其他中央主管機關以命令所定場所以外之其他場所，以招攬方式使其同行及其他以內閣政令所定方法誘導之人，不得於公眾出入場所以外之場所，勸誘締結該契約。

- 三 当該契約の解除に関する事項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）。
- 四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項。

五 前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。

- 2 一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
- 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
- 4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

（顯示合理根據之資料的提出）

第三十四條之二

中央主管機關首長為判斷有無前條第一項第一款或第四款所列事項有無不實告知之行為，於認有必要時，得請求該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者，於一定期間內提出顯示佐證該告知事項之合理根據的資料。於此情形，該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者未提出該資料時，就第三十八條第一項至第三項及第三十九條第一項之規定的適用，視為該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者有前條第一項第四款或第四款所列事項之不實告知行為。

（多層次傳銷販賣交易之廣告）

第三十五條

統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，就與該統籌者統籌之一連串的多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易為廣告時，應依中央主管機關命令所定，於該廣告揭示關於該多層次傳銷販賣業之下列事項。

- 一 商品或勞務之種類。
- 二 伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔的相關事項。
- 三 就與該多層次傳銷販賣業有關之特定利益為廣告時，其計算方法。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十四条の二

主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないときは、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

(連鎖販売取引についての広告)

第三十五条

統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類。
- 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項。
- 三 その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法。

四 除前三款所列情形外，中央主管機關以命令所定事項。

（誇大廣告等之禁止）

第三十六條

統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，就與該統籌者統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易為廣告時，關於該多層次傳銷販賣業相關之商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權利。）的性能或品質、或利用設施或接受勞務之提供的權利或勞務之內容、伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔、與該多層次傳銷販賣業有關之特定利益及其他以中央主管機關命令所定事項，不得為顯然不符合事實之表示，或使人誤認顯然較實際情形更為優良或有利之揭示。

（顯示合理根據之資料的提出）

第三十六條之二

中央主管機關首長為判斷有無該當前條規定之揭示而認有必要時，得請求為該揭示之統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，於一定期間內提出顯示佐證該告知事項之合理根據的資料。於此情形，該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者未提出該資料時，就第三十八條第一項至第三項及第三十九條第一項之規定的適用，視為該揭示該當於前條所定之揭示。

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。

(誇大広告等の禁止)

第三十六条

統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、その連鎖販売業に係る商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担、当該連鎖販売業に係る特定利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十六条の二

主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないときは、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の適用につい

（對未為允諾者提供電子郵件廣告之禁止等）

第三十六條之三

- 1 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，除下列情形外，就該該統籌者統籌之與一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易，不得在未得其相對人之允諾下，寄送電子郵件廣告。
 - 一 依相對人之請求，寄送與該統籌者統籌之與一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易之電子郵件廣告（以下於本章中稱「多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告」。）的情形。
 - 二 除前款所列者外，經認其無損害接受一般多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之提供者利益之虞，而依中央主管機關命令所定寄送多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之情形。
- 2 取得前項之規定的允諾、或受有同項第一款所定之請求的統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，於受有該多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之相對人表示拒絕多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之提供的意思表示時，不得對該相對人寄送多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告。但受有該意思表示後，關於多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告，再次受該相對人請求或取得該相對人之允諾者，不在此限。

ては、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

第三十六条の三

- 1 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。
 - 一 相手方となる者の請求に基づき、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「連鎖販売取引電子メール広告」という。）をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又

- 3 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者寄送多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告時，除第一項第二款所列情形外，就寄送該多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告，作為其取得其相對人之允諾、或受有該相對人之請求的紀錄，應依中央主管機關首長之命令所定製作、並依中央主管機關以命令所定方式保存之。
- 4 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者寄送多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告時，除第一項第二款所列情形外，應於該多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告內，揭示第三十五條各款所列事項，並應依中央主管機關命令所定，將其相對人為拒絕多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之提供的意思表示相關必要事項，揭示依中央主管機關命令所定內容。
- 5 前二項之規定，於統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者將下列業務之全部概括地委託予他人者，就與該委託有關之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告，不適用之。
 - 一 就寄送多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告，其取得相對人之承諾或受相對人之請求的業務。
 - 二 製作及保存第三項規定之記錄的業務。
 - 三 為拒絕前項規定之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣

は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

- 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。
- 4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。
 - 一 連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務。
 - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務。
 - 三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提

告的提供而揭示必要事項之業務。

第三十六條之四

- 1 就前條第五項各款所列業務之全部，受統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣交易業者之概括委託者（以下於本章、第六十六條第六項及第六十七條第一項第四款中稱「通訊販賣電子郵件廣告受託事業者」。），除下列情形外，就委託該業務之統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者（以下於本條中稱「多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告委託者」。）所為與該統籌者統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易，於未得其相對人之允諾的情形，不得寄送多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告。
 - 一 依相對人之請求，寄送與多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告委託者有關之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之情形。
 - 二 除前款所定情形外，經認其無損害接受一般與多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告委託者有關之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之提供者人利益之虞，而為中央主管機關命令所定者，寄送與多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告委託者有關之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告之情形。
- 2 前條第二項至第四項之規定，於多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者寄送與多層次傳銷交易電子郵件廣告委託者有關之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告的

供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務。

第三十六條の四

- 1 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。
 - 一 相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者による連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告につ

情形，準用之。於此情形，同條第三項及第四項中之「第一項第二款」應解釋為「次條第一項第二款」。

（多層次傳銷販賣交易之書面的交付）

第三十七條

- 1 多層次傳銷販賣業者（多層次傳銷業者以外之人為締結伴隨與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷交易特定負擔之契約者時，該人。於第三項中，亦同。）與將負擔伴隨多層次傳銷販賣交易之特定負擔者（限於非利用店鋪等，為該多層次傳銷販賣業相關商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人。）締結關於該特定負擔之契約時，應於締結該契約前，依中央主管機關命令所定，交付予該人記載關於該多層次傳銷販賣業之概要的書面。

- 2 多層次傳銷販賣業者，於締結與該多層次傳銷業有關之多層次傳銷販賣交易相關契約（以下於本章中稱「多層次傳銷販賣契約」。）者，該多層次傳銷販賣契約之相對人為非利用店鋪等，而為該多層次傳銷販賣業相關商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人時，應即刻依中央主管機關命令所定，將明確記載有下列事項之該多層次傳銷販賣契約內容的書面，交付予該人。
 - 一 商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權利。）

いて準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(連鎖販売取引における書面の交付)

第三十七条

- 1 連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者。第三項において同じ。）は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。
- 2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下この章において「連鎖販売契約」という。）を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。
 - 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利

之種類及其性能或品質、或利用設施或接受勞務之提供的權利或勞務之種類及其內容之相關事項。

- 二 商品之再販賣、受託販賣或販賣之斡旋，或同種勞務之提供或勞務之提供的斡旋之條件的相關事項。
 - 三 伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔的相關事項。
 - 四 該多層次傳銷販賣契約之解除的相關事項（包含第四十條第一項至第三項及第四十條之二第一項至第五項之規定的相關事項）。
 - 五 除以上各款所列事項外，以中央主管機關命令所定事項。
- 3 多層次傳銷販賣業者，得依內閣政令所定，取得將負擔伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔者、或該多層次傳銷販賣契約之相對人的允諾，以電子電磁方式提供應記載於該書面之事項，取代依前二項規定應交付之書面。於此情形，視為該多層次傳銷販賣業者已交付該書面。
- 4 依前項前段之規定，以電子電磁方式（不含中央主管機關以命令所定之方式。）提供第二項應記載於書面之事項者，於其經記錄於該多層次傳銷販賣契約之相對人使用的相關電子計算機設置之檔案時，視為到達該多層次傳銷販賣契約之相對人。

- を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項。
- 二 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項。
 - 三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項。
 - 四 当該連鎖販売契約の解除に関する事項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。
- 3 連鎖販売業を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は当該連鎖販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該連鎖販売業を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 4 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該連鎖販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連鎖販売契約の相手方に到達したものとみなす。

（指示等）

第三十八條

1 中央主管機關首長於統籌者有違反第三十三條之二、第三十四條第一項或第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、前條第一項或第二項之規定，或有為下列行為之情形，或勸誘者有違法第三十三條之二、第三十四條第一項或第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）之規定，或有為第二款至第四款所列行為之情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，得對該統籌者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護多層次傳銷販賣交易相對人利益之措施及其他必要之措施。

- 一 拒絕或不當遲延基於與多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣契約的債務、或因其解除所生債務之全部或一部的履行之情形。
- 二 就與該統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易，提供使人誤解其確會產生利益之斷定性判斷，勸誘締結與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣契約（限於與非利用店鋪等而為該多層次傳銷販賣業相關商品之販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人的契約。於次項中，亦同。）之情形。

(指示等)

第三十八條

- 1 主務大臣は、統括者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條の三（第五項を除く。）若しくは前條第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三條の二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條若しくは第三十六條の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
 - 一 その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 - 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。

- 三 對於表示拒絕締結該統籌者所統籌之一連串與多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣契約者，以使其感到困擾之方式勸誘締結該多層次傳銷販賣契約之情形。
 - 四 除以上三款所列情形外，為與該統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣契約的相關行為，其為定有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞，而為中央主管機關以命令所的情形。
- 2 中央主管機關首長於勸誘者有違反第三十三條之二、第三十四條第一項或第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項）、前條第一項或第二項之規定，或有為前項各款所列行為之情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，得對該勸誘者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護多層次傳銷販賣交易相對人利益之措施及其他必要之措施。
 - 3 中央主管機關首長於一般多層次傳銷販賣業者有違反第三十三條之二、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項）、前條第一項或第二項之規定，或有為下列行為之情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，得對該一般多層次傳銷販賣業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護多層次傳銷交易相對人利益之措施及其他必要之措

- 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。
- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
 - 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引

施。

- 一 第一項各款所列之行為。
 - 二 勸誘締結與該統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易相關契約之際、或為妨害與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易相關契約的解除，就屬該多層次傳銷販賣業相關事項，其為影響多層次傳銷販賣交易相對人之判斷的重要事項，故意不告知事實者。
- 4 中央主管機關首長於多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業業者違反於第三十六條之四第一項或同條第二項準用第三十六條之三第二項至第四項之規定的情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，得指示該多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業業者應採取必要措施。
- 5 中央主管機關首長依第一項至第三項之規定為指示者，應公告其意旨。
- 6 中央主管機關首長依第四項之規定為指示者，應公告其意旨。

（對於統籌者等之多層次傳銷販賣交易之停止等）

第三十九條

- 1 中央主管機關首長於統籌者有違反第三十三條之二、第三十四條第一項或第三項或第四項、第三十五條、第三

の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 第一項各号に掲げる行為。

二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

- 4 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項又は同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 6 主務大臣は、第四項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(統括者等に対する連鎖販売取引の停止等)

第三十九条

- 1 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六

十六條、第三十六條之三（不含第五項）、第三十七條第一項或第二項之規定，或有為前條第一項各款所列行為之情形，或勸誘者有違法第三十三條之二、第三十四條第一項或第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項）之規定，或有為前條第二款至第四款所列行為之情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，或統籌者不遵從依同項規定之指示者，得以二年以內之期間為限，命令該統籌者停止勸誘或停止使勸誘者勸誘與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易，或停止其所為多層次傳銷販賣交易之全部或一部。於此情形，該統籌者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止之期間之同一期間，一併命令禁止該人擔任經營命令該禁止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務之法人該業務的幹部。

- 2 中央主管機關首長於勸誘者有違反第三十三條之二、第三十四條第一項或第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項）、第三十七條第一項或第二項之規定，或有為前條第一項各款所列行為之情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，或勸誘者不遵從依同條第二項規定之指示者，得以二年以內之期間為

条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その統括者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘者

限，命令該勸誘者停止勸誘與該多層次傳銷販賣交易業有關之多層次傳銷販賣交易，或停止其所為多層次傳銷販賣交易之全部或一部。於此情形，該勸誘者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止之期間之同一期間，一併命令禁止該人擔任經營命令該禁止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務之法人該業務的幹部。

- 3 中央主管機關首長於一般多層次傳銷販賣業者有違反第三十三條之二、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項）、第三十七條第一項或第二項之規定，或有為前條第三項各款所列行為之情形，經認其有害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷交易相對人利益之虞者，或一般多層次傳銷業者不遵從依同項規定之指示者，得以二年以內之期間為限，命令該一般多層次傳銷業者停止勸誘與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易，或停止其所為多層次傳銷販賣交易之全部或一部。於此情形，該一般多層次傳銷販賣業者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止之期間之同一期間，一併命令禁止該人擔任經營命令該禁止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務之法人該業務的幹部。

が同条第二項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その勧誘者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは前条第三項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は一般連鎖販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その一般連鎖販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併

- 4 中央主管機關首長於依第一項前段、第二項前段及前項前段規定，命令其所為多層次傳銷販賣交易之情形，於該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者為個人、且經認其於該特定關係法人（係指統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，或其幹部或使用人（含該命令之日前一年內曾為幹部或使用人者。於次條第四項中，亦同。）實質上支配事業經營之法人及其他以內閣政令所定之法人。以下於本項及同條第四項第一款中，亦同。）為與命令該停止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務之同一業務者，得定與命令該停止期間之同一期間，命令該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者停止於該特定關係法人所為之該同一業務。

- 5 中央主管機關首長於多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者有違反第三十六條之四第一項或同條第二項中準用第三十六條之三第二項至第四項之規定的情形，經認其有顯然害及多層次傳銷販賣交易之公平及多層次傳銷販賣交易相對人利益之虞者，或多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者不遵從依前條第四項之規定的指示者，得以一年以內之期間為限，命令該多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者停止多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告相關業務之全部或一部。

せて命ずることができる。

- 4 主務大臣は、第一項前段、第二項前段及び前項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第四項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第四項第一号において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務と同一の業務を行つてしていると認められるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
- 5 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が前条第四項の規定による指示に従わないときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきこと

- 6 中央主管機關首長依第一項至第四項之規定為命令者，應公告其意旨。
- 7 中央主管機關首長依第五之規定為命令者，應公告其意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第三十九條之二

- 1 中央主管機關首長依前條第一項前段之規定，命令統籌者停止其所為之多層次傳銷販賣交易時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，得認限制該人所為多層次傳銷販賣交易相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始該停止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。
 - 一 該統籌者為法人之情形為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部者、與為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該統籌者為個人之情形為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。

を命ずることができる。

- 6 主務大臣は、第一項から第四項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 7 主務大臣は、第五項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第三十九条の二

- 1 主務大臣は、統括者に対して前条第一項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。
 - 一 当該統括者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
 - 二 当該統括者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつ

- 2 中央主管機關首長依前條第二項前段之規定，命令勸誘者停止其所為之多層次傳銷販賣交易時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，經認限制該人所為多層次傳銷販賣交易相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始命令該停止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。
 - 一 該勸誘者為法人之情形：為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部者、與為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該勸誘者為個人之情形：為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 3 中央主管機關首長依前條第三項前段之規定，命令一般多層次傳銷販賣業者停止其所為之多層次傳銷販賣交易時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，經認限制該人所為多層次傳銷販賣交易相關業務乃相當、且其該當於依中央主

た者。

- 2 主務大臣は、勧誘者に対して前条第二項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。
 - 一 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
 - 二 当該勧誘者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第三項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者に

管機關首長命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始命令該停止範圍之多層次傳銷販賣交易相關業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。

- 一 該一般多層次傳銷業者為法人之情形：為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部者、與為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該一般多層次傳銷業者為個人之情形：為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 4 依前三項規定命令禁止其業務之幹部或使用人，其該當下列各款所列者時，中央主管機關首長得定與命令停止期間相同之期間，命令停止其所為各該款所定之同一業務。
- 一 於經認構成該命令之理由的行為的統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者之特定關係法人內，經認其執行與依該命令禁止之範圍內之多層次傳銷販賣交易相關業務同一之業務者。
 - 二 自身為統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷業者之情形，經認其執行與依該命令禁止之範圍內之多層次

よる連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

- 一 当該一般連鎖販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
- 二 当該一般連鎖販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。

- 4 主務大臣は、前三項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務と同一の業務を行つていると認められる者。
- 二 自ら統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の連鎖販売取引

傳銷販賣交易相關業務同一之業務者。

- 5 中央主管機關首長依以上各項之規定為命令者，應公告其意旨。

（多層次傳銷販賣交易契約之解除等）

第四十條

- 1 多層次傳銷販賣業者締結多層次傳銷販賣業相關之多層次傳銷販賣契約時之該多層次傳銷販賣契約的相對人（限於與非利用店鋪等為該多層次傳銷販賣業相關之商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或其斡旋之個人。以下於本章中稱「多層次傳銷販賣加入者」。），除自受領第三十七條第二項之書面之日〔於與該多層次傳銷販賣契約有關之特定負擔為再販賣之商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權利。以下於本項中，亦同。）的購入的情形，就基於該多層次傳銷販賣契約購入之商品，其接受最初的交付日後於受領該書面之日者，為受領該交付之日。於次條第一項中，亦同。〕起經過二十日之情形（於因統籌者或勸誘者違反第三十四條第一項之規定、或一般多層次傳銷販賣業者違反同條第二項之規定，就依本項規定之多層次傳銷販賣契約之解除的相關事項，為不實之告知的行為，致多層次傳銷販賣加入者誤認該被告知之內容為事實，或統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者違反同條第三項之規定而為脅迫，致多層次傳銷販賣加入者困惑，因而於該期間經過前，未依本項規定解除多層次傳銷販賣契約之情形，為該多層次傳銷販賣加入者自該多層次傳銷販賣業相關之

に係る業務と同一の業務を行つていると認められる者。

- 5 主務大臣は、前各項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(連鎖販売契約の解除等)

第四十条

- 1 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）は、第三十七条第二項の書面を受領した日（その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日とその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日。次条第一項において同じ。）から起算して二十日を経過したとき（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第

統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，受領其依中央主管機關命令所定交付記載得依本項規定解除該多層次傳銷販賣契約之書面之日起，經過二十日之情形）外，得以書面或電子電磁紀錄解除該多層次傳銷販賣契約。於此情形，該多層次傳銷販賣業者不得請求給付伴隨解除該多層次傳銷販賣契約所生之損害賠償或違約金。

- 2 前項之多層次傳銷販賣契約之解除，於發出解除該多層次傳銷販賣契約之書面或電子電磁紀錄之通知時，生其效力。
- 3 於有第一項之多層次傳銷販賣契約之解除的情形，與該多層次傳銷販賣契約有關之商品已交付者，其取回之必要費用，由該多層次傳銷販賣業者負擔。
- 4 違反前三項規定之不利於多層次傳銷販賣交易加入者的特約，無效。

第四十條之二

- 1 多層次傳銷販賣加入者於自受領第三十七條第二項書面之日起經過二十日後（於因統籌者或勸誘者違反第三十四條第一項之規定、或一般多層次傳銷販賣業者違反同條第二項之規定，就依前條第一項規定之多層次傳銷販

三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき)を除き、書面又は電磁的記録によりその連鎖販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 2 前項の連鎖販売契約の解除は、その連鎖販売契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 3 第一項の連鎖販売契約の解除があつた場合において、その連鎖販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。
- 4 前三項の規定に反する特約でその連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。

第四十条の二

- 1 連鎖販売加入者は、第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後(連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の

賣契約之解除的相關事項，為不實之告知的行為，致多層次傳銷加入者誤認該被告知之內容為事實，或統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者違反第三十四條第三項之規定而為脅迫，致多層次傳銷販賣加入者困惑，因而於該期間經過前，未依前條第一項規定解除多層次傳銷販賣契約之情形，為該多層次傳銷販賣加入者自與該多層次傳銷販賣業有關之統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，受領其依同項中央主管機關命令所定交付記載得依同項規定解除該多層次傳銷販賣契約之書面之日起經過二十日之後），得向將來解除該多層次傳銷販賣契約。

- 2 依前項規定解除多層次傳銷販賣契約時，多層次傳銷販賣業者於解除前，對多層次傳銷販賣加入者〔限於自締結該多層次傳銷販賣契約（不含與變更交易條件有關之多層次傳銷販賣契約。）之日起未滿一年之期間的情形。以下於本條中，亦同。〕已為與多層次傳銷販賣業有關之相關商品的販賣（含其斡旋。）者，除下列情形外，多層次傳銷販賣加入者得解除與該商品之販賣有關之契約（含該多層次傳銷販賣契約中，與伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔有關之商品販賣的相關部分。以下於本條中稱「商品販賣契約」。）。

- 一 受領該商品交付（於該商品為利用設施或接受勞務

規定に違反して前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が第三十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過した後）においては、将来に向かつてその連鎖販売契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約（取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。）を締結した日から一年を経過していない者に限る。以下この条において同じ。）に対し、既に、連鎖販売業に係る商品の販売（そのあつせんを含む。）を行つているときは、連鎖販売加入者は、次に掲げる場合を除き、当該商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この条において「商品販売契約」という。）の解除を行うことができる。

- 一 当該商品の引渡し（当該商品が施設を利用し又は

之提供的權利的情形，為其移轉。以下於本條中，亦同）之日起經過九十日者。

二 已再販賣該商品者。

三 已使用該商品或已消費其全部或一部者（不含販賣與該多次傳銷販賣業有關之商品者，使該多層次傳銷販賣加入者使用該商品、或使其消費其全部或一部之情形。）。

四 其他以內閣政令所定者。

3 多層次傳銷販賣業者於依第一項之規定解除多層次傳銷販賣契約之情形，即使有預定損害賠償額或定有違約金，對多層次傳銷販賣加入者，不得請求支付超過為締結及履行契約之通常必要費用金額（於該當於以下各款情形之一者，為該金額加計配合各該款所列情形之各該款所定金額之金額）、及加計對該費用依法定利率計算之遲延損害金之金額的金錢。

一 該多層次傳銷販賣契約之解除之時，伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔有關之商品已交付之情形：加計以下數額之金額。

（一）相當於交付之該商品（限於依該多層次傳銷販賣契約而為之販賣的商品，不含依前項規定致與該商品有關之商品販賣契約被解除者。）販賣價格之金額。

（二）相當於提供之特定利益及其他所繳價金或交

役務の提供を受ける権利である場合にあっては、その移転。以下この条において同じ。）を受けた日から起算して九十日を経過したとき。

- 二 当該商品を再販売したとき。
- 三 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。
- 四 その他政令で定めるとき。

3 連鎖販売業を行う者は、第一項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額（次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額）にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

- 一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合 次の額を合算した額。
 - イ 引渡しがされた当該商品（当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたものに限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額。
 - ロ 提供された特定利益その他の金品（前項の規

付之物品（限於與依前項規定解除之商品販賣契約有關之商品相關者）之金額。

- 二 該多層次傳銷販賣交易契約之解除之時，與伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔有關之勞務已開始提供的情形：相當於提供該勞務（限於依該多層次傳銷販賣契約而提供者。）的對價之金額。
- 4 與多層次傳銷販賣業有關之商品販賣者，於符合第二項規定解除商品販賣契約之情形，即使有預定損害賠償額或定有違約金，對多層次傳銷販賣加入者，不得請求支付超過依下列各款所定情形之各款所定金額，加計對其依法定利率計算之遲延損害金之金額的金錢。
 - 一 該商品已返還、或該商品販賣契約之解除先於該商品之交付的情形：相當於該商品販賣價格之十分之一的金額。
 - 二 該商品未被返還之情形：相當於該商品之販賣價格的金額。
- 5 依第二項之規定解除商品販賣契約者，與該商品有關之一連串的多層次傳銷販賣業之統籌者，就因該解除而生之該商品販賣者之債務的清償，負連帶責任。
- 6 違反以上各項規定之不利於多層次傳銷販賣加入者的特約，無效。
- 7 第三項及第四項之規定，於以分期付款方式販賣或提供與多層次傳銷販賣業有關之商品或勞務的情形，不適用之。

- 定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。)に相当する額。
- 二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合提供された当該役務(当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。)の対価に相当する額。
- 4 連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者は、第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。
- 一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の十分の一に相当する額。
- 二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額。
- 5 第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帯して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行つた者の債務の弁済の責めに任ずる。
- 6 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

（多層次傳銷販賣契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷）

第四十條之三

- 1 統籌者或勸誘者勸誘締結該統籌者統籌之與一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣契約時，為第一款或第二款所列行為，致多層次傳銷販賣加入者有各該款所定之誤認，或一般多層次傳銷販賣業者勸誘締結與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣契約時，為第三款所列之行為，致多層次傳銷販賣加入者有同款所定之誤認，並因而為該多層次傳銷販賣契約之要約或其承諾之意思表示者，多層次傳銷販賣加入者得撤銷之。但該多層次傳銷販賣契約之相對人於締結該多層次傳銷販賣契約當時，不知該統籌者、該勸誘者或該一般多層次傳銷販賣業者有為該等行為之事實者，不在此限。
 - 一 違反第三十四條第一項之規定為不實告知之行為，該被告知之內容為事實的誤認。
 - 二 違反第三十四條第一項之規定故意不告知事實之行為，該事實不存在之誤認。
 - 三 違反第三十四條第二項之規定為不實告知之行為，該被告知之內容為事實的誤認。
- 2 第九條之三第二項至第五項之規定，就依前項規定所為多層次傳銷販賣契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷，準用之。

(連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)**第四十条の三**

- 1 連鎖販売加入者は、統括者若しくは勧誘者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第一号若しくは第二号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、又は一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第三号に掲げる行為をしたことにより同号に定める誤認をし、これらによつて当該連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該連鎖販売契約の相手方が、当該連鎖販売契約の締結の当時、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者がこれらの行為をした事実を知らなかつたときは、この限りでない。
 - 一 第三十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認。
 - 二 第三十四条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認。
 - 三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認。
- 2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

第四章 特定繼續性勞務提供

（定義）

第四十一條

- 1 本章及第五十八條之二十二第一項第一款之「特定繼續性勞務提供」，係指下列情形。
 - 一 提供勞務事業者締結其約定超過依內閣政令所定期間之期間，各自分別以特定繼續性勞務提供特定繼續性勞務，而其相對人約定依其內容支付超過以內閣政令所定金額之金錢的契約（以下於本章中稱「特定繼續性勞務提供契約」。），並依該契約所為之特定繼續性勞務的提供。
 - 二 販賣業者締結收取超過同款之依內閣政令所定金額之金錢，販賣接受特定繼續性勞務之提供（限於超過依前款之內閣政令所定期間之期間而提供之情形。）的契約（以下於本章中稱「特定權利販賣契約」。），而為接受特定繼續性勞務之提供之權利的販賣。
- 2 本章及第五十八條之二十二第一項第一款及第六十七條第一項之「特定繼續性勞務」，係指於與國民日常生活有關之交易中，有償而繼續地被提供之勞務、其該當於下列各款情形之一而依內閣政令所定之情形。
 - 一 以實現接受勞務之提供者關於身體的美化、知識或

第四章 特定継続的役務提供

(定義)

第四十一条

- 1 この章及び第五十八条の二十二第一項第一号において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金銭を支払うことを約する契約（以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供。
 - 二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。）を受ける権利を同号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販売する契約（以下この章において「特定権利販売契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売。
- 2 この章並びに第五十八条の二十二第一項第一号及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。
 - 一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若し

技能之提升及其他該人之身心或價值為目的為誘導之情形。

二 依勞務之性質，前款規定之目的得否實現不具確定性之情形。

（特定繼續性勞務提供之書面的交付）

第四十二條

- 1 提供勞務事業者或販賣業者與將接受特定繼續性勞務之提供者、或將購買接受特定繼續性勞務提供之權利者，締結特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約時（以下於本章及第五十條之二十二中稱「特定繼續性勞務提供等契約」。），應於締結該特定繼續性勞務提供等契約前，依中央主管機關命令所定，交付該人記載關於該特定繼續性勞務提供等契約之概要的書面。

- 2 提供勞務事業者締結特定繼續性勞務提供契約時，應無遲延地依中央主管機關命令所定，就下列事項，將明確記載該特定繼續性勞務提供契約之內容的書面，交付予接受該特定繼續性勞務之人。
 - 一 中央主管機關命令所定勞務之內容，及業者提供該勞務時，接受該勞務者必須購買特定商品者，該商品的名稱。

くは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの。

- 二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが確実でないもの。

(特定継続的役務提供における書面の交付)

第四十二条

- 1 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章及び第五十八条の二十二において「特定継続的役務提供等契約」という。）を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。
- 2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
 - 一 役務の内容であつて主務省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名。

- 二 勞務之對價及其他接受勞務提供者應支付之金錢的金額。
 - 三 前款所列之金錢的支付時期及方法。
 - 四 勞務之提供期間。
 - 五 依第四十八條第一項之規定解除特定繼續性勞務提供契約之相關事項（含同條第二項至第七項之規定的相關事項。）
 - 六 依第四十九條第一項之規定解除特定繼續性勞務提供契約之相關事項（包含同條第二項、第五項及第六項之規定的相關事項。）
 - 七 以上各款所列者外，以中央主管機關命令規定之事項。
- 3 販賣業者締結特定權利販賣契約時，應無遲延地依中央主管機關命令所定，就下列事項，將明確記載該特定權利販賣契約之內容的書面，交付予接受該特定繼續性勞務之提供的權利購買者。
- 一 依中央主管機關命令所定權利之內容，及業者依該權利之行使而提供勞務時，接受該特定繼續性勞務提供權利之買受人必須購買特定商品者，該商品之名稱。
 - 二 權利之販賣價格及其他接受該特定繼續性勞務提供之權利購買者應支付之金錢的金額。
 - 三 前款所列之金錢的支付時期及方法。
 - 四 依權利之行使得接受之勞務的提供期間。

- 二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額。
 - 三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法。
 - 四 役務の提供期間。
 - 五 第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
 - 六 第四十九条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。
- 3 販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。
- 一 権利の内容であつて主務省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名。
 - 二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額。
 - 三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法。
 - 四 権利の行使により受けることができる役務の提供期間。

- 五 依第四十八條第一項之規定解除權利販賣契約之相關事項（包含同條第二項至第七項之規定的相關事項。）
 - 六 依第四十九條第三項之規定解除特定權利販賣契約之相關事項（包含同條第四項至第六項之規定的相關事項。）
 - 七 除以上各款所列者外，依中央主管機關命令規定之事項。
- 4 提供勞務事業者或販賣業者得依內閣政令所定，取得將接受該特定繼續性勞務之提供者、或將購買接受該特定繼續性勞務之提供之權利者，或接受該特定繼續性勞務提供者、或接受該特定繼續性勞務提供之權利購買者的允諾，以電子電磁方式提供應記載於該書面之事項，取代依前三項之規定書面的交付。於此情形，該提供勞務事業者或該販賣業者，視為已交付該書面。
- 5 依前項前段之規定，以電子電磁方式（不含以主管機關命令所定方法。）為第二項或第三項應記載於書面之事項的提供，於其記錄於接受該特定繼續性勞務之提供者或接受該特定繼續性勞務提供之權利購買者所使用之電子計算機設置之檔案時，視為到達接受該特定繼續性勞務之提供者或接受該特定繼續性勞務提供之權利購買者。

- 五 第四十八條第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
 - 六 第四十九條第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。
- 4 役務提供事業者又は販売業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 5 前項前段の規定による第二項又は第三項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に到達したものとみなす。

（誇大廣告等之禁止）

第四十三條

提供勞務事業者或販賣業者，就提供特定繼續性勞務時之特定繼續性勞務的提供條件、或接受特定繼續性勞務提供之權利的販賣條件為廣告者，關於該特定繼續性勞務之內容或效果及其他依中央主管機命令所定之事項，不得為顯然不符合事實之揭示、或為使人誤認其顯然較實際情形優良或有利之揭示。

（顯示合理根據之資料的提出）

第四十三條之二

中央主管機關首長為判斷是否該當於前條規定之揭示而認有必要時，得定期間，要求為該揭示之提供勞務事業者或販賣業者，提出顯示該揭示之合理根據的佐證資料。於此情形，該提供勞務事業者或該販賣業者未提出該資料者，適用第四十六條第一項及第四十七條第一項之規定，該揭示視為該當於前條規定之揭示。

（禁止行為）

第四十四條

- 1 提供勞務事業者或販賣業者於勸誘締結特定繼續性勞務提供等契約時、或為妨害特定繼續性勞務提供等契約之

（誇大広告等の禁止）

第四十三条

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第四十三条の二

主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（禁止行為）

第四十四条

- 1 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継

解除，就下列事項，不得為不實告知之行為。

- 一 勞務或接受勞務之提供的權利的種類及其內容或效果（於權利之情形，為與該權利有關之勞務的效果）、及其他與其類似而依中央主管機關命令所定之事項。
- 二 提供勞務或依權利之行使提供勞務時，接受該勞務之提供者或該權利之購買者有購買必要之商品者，該商品之種類及性能或品質、及其他與其類似而依中央主管機關命令所定之事項。
- 三 勞務之對價或權利之販賣價格、及其他接受勞務之提供者或接受勞務提供之權利的購買者應支付之金錢的金額。
- 四 前款所列之金錢之的支付時期及方法。
- 五 勞務之提供期間或依權利之行使得接受勞務之提供的期間。
- 六 該特定繼續性勞務提供等契約之解除的相關事項（包含第四十八條第一項至第七項及第四十九條第一項至第六項之規定的相關事項。）
- 七 顧客須締結該特定繼續性勞務提供等契約之相關事項。
- 八 除以上各款所列者外，屬該特定繼續性勞務提供等契約之相關事項，其影響顧客、接受特定繼續性勞務提供者或接受特定繼續性勞務提供之權利購買者之判斷的重要事項。

続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。
- 二 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。
- 三 役務の対価又は権利の販売価格その他の役務の提供を受ける者又は役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額。
- 四 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法。
- 五 役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間。
- 六 当該特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項（第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。）
- 七 顧客が当該特定継続的役務提供等契約の締結を必要とする事情に関する事項。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を

- 2 提供勞務事業者或販賣業者勸誘締結特定繼續性勞務提供等契約時，就前項第一款至第六款所列事項，不得為故意不告知事實之行為。
- 3 提供勞務事業者或販賣業者不得以脅迫或使人困惑之方式，使相對人締結特定繼續性勞務提供等契約、或妨害特定繼續性勞務提供等契約解除之行為。

（顯示合理根據之資料的提出）

第四十四條之二

中央主管機關首長就前條第一項第一款或第二款所列事項，為判斷有無不實告知之行為而認有必要時，得定期間，要求該提供勞務事業者或該販賣業者，提出顯示該事項合理根據的佐證資料。於此情形，該提供勞務事業者或該販賣業者未提出該資料者，適用第四十六條第一項及第四十七條第一項之規定，關於前條第一項第一款或第二款所列事項，視為有不實告知之行為。

（文件之齊備及閱覽等）

第四十五條

- 1 提供勞務事業者或販賣業者進行與定繼續性勞務提供相

及ぼすこととなる重要なもの。

- 2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
- 3 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第四十四条の二

主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該役務提供事業者又は当該販売業者は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧等）

第四十五条

- 1 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供

關之預付交易（係指於提供特定繼續性勞務前，自相對人受領超過內閣政令所定金額金錢之與特定繼續性勞務提供有關的交易。於次項中，亦同。）時，應依中央主管機關命令所定，於進行特定繼續性勞務提供等契約相關業務之事務所，備置記載其業務及財產狀況之文件。

- 2 與特定繼續性勞務提供有關之預付交易的相對人，得請求閱覽前項規定之文件，或支付同項之提供勞務事業者或販賣業者所定費用，請求交付該謄本或抄本。

（指示等）

第四十六條

- 1 中央主管機關首長於提供勞務事業者或販賣業者有違反第四十二條第一項至第三項、第四十三條、第四十四條或前條之規定，或為下列行為之情形，經認其有害特定繼續性勞務提供相關交易之公平，及有害締結特定繼續性勞務提供契約而接受特定繼續性勞務之提供者、或締結特定權利販賣契約而購入接受特定繼續性勞務提供之權利者（以下於本章中稱「特定繼續性勞務提供契約受領人等」。）利益之虞時，得指示該提供勞務事業者或販賣業者，採取改正該行為、保護特定繼續性勞務提供受領人等之利益的措施及其他必要措施。

に係る前払取引（特定継続的役務提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。）を行うときは、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は同項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（指示等）

第四十六条

- 1 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者（以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。）の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供受領者等の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 拒絕或不當遲延履行基於特定繼續性勞務提供等契約之債務、或因特定繼續性勞務提供等契約之解除而生之債務的全部或一部者。
 - 二 勸誘締結特定繼續性勞務提供等契約時，就該特定繼續性勞務提供等契約之相關事項，其為影響顧客之判斷的重要事項（不含第四十四條第一項第一款之第六款所列情形。），卻故意不告知事實者。
 - 三 為妨害特定繼續性勞務提供等契約之解除，就該特定繼續性勞務提供等契約之相關事項，為影響特定繼續性勞務提供受領人等之判斷的重要事項，卻故意不告知事實者。
 - 四 除前三款所列者外之特定繼續性勞務提供相關之行為，有損害特定繼續性勞務提供相關交易之公平及特定繼續性勞務提供受領人等利益之虞，而為中央主管機關命令所定者。
- 2 中央主管機關首長依前項規定為指示者，應公告其意旨。

（對提供勞務事業者等之業務之停止等）

第四十七條

- 1 中央主管機關首長於提供勞務事業者或販賣業者有違反

きる。

- 一 特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 - 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第四十四条第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
 - 三 特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。
- 2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（役務提供事業者等に対する業務の停止等）

第四十七条

- 1 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二

第四十二條第一項至第三項、第四十三條、第四十四條或第四十五條之規定，或有為前條第一項各款所列行為，經認顯然害及與特定繼續性勞務提供有關之交易的公平及特定繼續性勞務提供受領者等利益之虞者，或提供勞務事業者或販賣業者不遵從同項規定之指示者，得以二年以內之期間為限，命令該提供勞務事業者或販賣業者停止特定繼續性勞務提供相關業務之全部或一部。於此情形，提供勞務事業者或販賣業者為個人時，中央主管機關首長得定與命令該停止期間之同一期間，一併命令禁止該人擔任經營該命令禁止範圍內業務之法人該業務的幹部。

- 2 中央主管機關首長依前項前段規定命令業務之停止時，該提供勞務事業者或該販賣業者為個人、且於其特定關係法人〔係指提供服務事業者或販賣業者、或其幹部或其使用人（含該命令之日前一年內為幹部或使用人之情形。於次條第二項中，亦同）實質上支配事業經營之法人及其他以內閣政令所定之法人。以下於本項及同條第二項第一款中，亦同。〕經認其係執行該命令禁止範圍之業務同一之業務者，得定與命令該停止期間之同一期間，命令該提供服務事業者或該販賣業者，停止於該特定關係法人執行之同一業務。

条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、二年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その役務提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（役務提供事業者若しくは販売業者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法

- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第四十七條之二

- 1 中央主管機關首長依前條第一項前段之規定，命令提供勞務事業者或販賣業者停止業務時，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人構成該命令之理由的事實及該事實、及關於各該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之實效性，得認限制該人所為特定繼續性勞務提供相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關首長命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始該停止範圍之業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。
 - 一 該提供勞務事業者或該販賣業者為法人之情形，為其幹部或該命令之日前一年內為其幹部者、為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該販賣業者或該提供勞務事業者為個人之情形，為其使用人或該命令之日前一年內為其使用人者。

人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第四十七条の二

- 1 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。
 - 一 当該役務提供事業者又は当該販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
 - 二 当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内

- 2 依前項規定命令禁止其從事業務之幹部或使用人，於該當下列各款所列情形時，中央主管機關首長得定與命令該禁止期間相同之期間，命令該幹部或該使用人，停止其從事各款所規定之同一業務。
 - 一 於經認構成該命令之理由的行為的提供勞務事業者或販賣業者之特定關係法人內，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
 - 二 自身為提供勞務事業者或販賣業者，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（特定繼續性勞務提供等契約之解除等）

第四十八條

- 1 提供勞務事業者或販賣業者締結特定繼續性勞務提供等契約者，該特定繼續性勞務提供受領人等，除自受領第四十二條第二項或第三項之書面之日起經八日者（於提供勞務事業者或販賣業者違反第四十四條第一項之規定，就依本項規定為特定繼續性勞務提供等契約之解除的相關事項為不實告知之行為，致特定繼續性勞務提供受領人等誤認該被告知之內容為事實之情形，或提供勞務事業者或販賣業者違反同條第三項之規定為脅迫致特

においてその使用人であつた者。

- 2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
 - 一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる役務提供事業者又は販売業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。
 - 二 自ら役務提供事業者又は販売業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。
- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第四十八条

- 1 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したとき（特定継続的役務提供受領者等が、役務提供事業者若しくは販売業者が第四十四条第一項の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当

定繼續性勞務提供受領人等生困惑，而未能於於該期間經過前依本項規定解除特定繼續性勞務提供等契約之情形，為該特定繼續性勞務提供受領人等自該提供勞務事業者或該販賣業者，受領依中央主管機管命令所定，依本項規定交付記載有得解除該特定繼續性勞務提供等契約之書面之日起算經過八日者。）外，得以書面或電子電磁方式記錄解除該特定繼續性勞務提供等契約。

- 2 依前項規定解除特定繼續性勞務提供等契約之情形，提供勞務事業者或販賣業者於提供特定繼續性勞務時，有販賣或代理或媒介特定繼續性勞務提供受領人等購買必要之商品，且其為內閣政令所定之商品（以下於本章及第五十八條之二十二第二項、第五十八條之二十六第一項及第六十六條第二項中稱「關連商品」。）者，與該商品之販賣有關的契約（以下於本條、次條及第五十八條之二十二第二項中稱「關連商品販賣契約」。），與前項同。但於特定繼續性勞務提供受領人等已受領第四十二條第二項或第三項之書面的情形，其為關連商品、且為因其使用或一部之消費致其價額有顯著減少之虞，並為以內閣政令所定者，如已使用或消費其全部或一部者（不含該提供勞務事業者或該販賣業者，使該特定繼續性勞務提供受領人等使用該商品、或使消費其全部或一部之情形。），不在此限。

該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務提供受領者等が、当該役務提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき)を除き、書面又は電磁的記録によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要がある商品として政令で定める商品（以下この章並びに第五十八条の二十二第二項、第五十八条の二十六第一項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条、次条及び第五十八条の二十二第二項において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部

- 3 依前二項之規定為特定繼續性勞務提供等契約之解除及
關連商品販賣契約之解除，於發出各該解除意旨之書面
或電子電磁式紀錄的通知時，生其效力。
- 4 依第一項規定解除特定繼續性勞務提供等契約、或依第
二項規定解除關連商品販賣契約者，提供勞務事業者、
販賣業者或販賣關連商品者，不得請求支付伴隨該解除
而生之損害賠償或違約金。
- 5 依第一項規定解除特定權利販賣契約、或依第二項規定
解除關連商品販賣契約者，與該特定權利販賣契約或關
連商品販賣契約有關之權利已移轉、或關連商品已交付
者，其返還或取回所需之費用，由販賣業者或販賣關連
商品者負擔之。
- 6 提供勞務事業者或販賣業者，於有依第一項之規定解除
特定繼續性勞務提供等契約的情形，即使其已依特定繼
續性勞務提供等契約提供特定繼續性勞務，仍不得對特
定繼續性勞務提供受領人等，請求其支付與該特定繼
續性勞務提供等契約有關之特定繼續性勞務之對價及其他
金錢。

若しくは一部を消費したとき（当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は、この限りでない。

- 3 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。
- 5 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。
- 6 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたときにおいても、特定継続的役務提供受領者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を

- 7 提供勞務事業者有依第一項之規定解除特定繼續性勞務提供等契約的情形，其受領與該特定繼續性勞務提供契約有關之金錢時，應盡快地返還予接受特定繼續性勞務之提供之人。
- 8 違反以上各項規定而不利於特定繼續性勞務提供受領人等之特約，無效。

第四十九條

- 1 提供勞務事業者締結特定繼續性勞務提供契約者，接受該特定繼續性勞務之提供者，自其受領第四十二條第二項之書面之日起經過八日後（於提供勞務事業者違反第四十四條第一項之規定，就依前條第一項規定之特定繼續性勞務提供契約的解除相關事項為不告知之行為，致受領特定繼續性勞務提供者誤認該被告知之內容為事實之情形，或提供勞務事業者違反第四十四條第三項之規定為威迫致受領特定繼續性勞務提供者生困惑，而未能於該期間經過前依前條第一項規定解除特定繼續性勞務提供契約之情形，為受領該特定繼續性勞務提供者自該提供勞務事業者，受領依中央主管機關命令所定，依本項規定交付記載有得解除該特定繼續性勞務提供契約之書面之日起算經過八日後），得向將來解除該特定繼續性勞務提供契約。

請求することができない。

- 7 役務提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

第四十九条

- 1 役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第四十二条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後（その特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務の提供を受ける者が、当該役務提供事業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後）に

- 2 提供勞務事業者被依前項規定解除特定繼續性勞務提供契約時，即使有預定損害賠償額或約定違約金，仍應依下列各款所列情形，不得向受領特定繼續性勞務之提供者，請求支付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。
 - 一 該特定繼續性勞務提供契約之解除係在開始提供特定繼續性勞務之後者，為加計下列金額之數額。
 - （一）相當於被提供之特定繼續性勞務之對價的金額。
 - （二）因該特定繼續性勞務提供契約之解除而生之通常損害的金額，其為依第四十一條第二項之內閣政令所定勞務類型而定之數額。
 - 二 該特定繼續性勞務提供契約之解除係在開始提供特定繼續性勞務之前者，係為締結及履行契約之通常必要費用，其為依第四十一條第二項之內閣政令所定勞務類型而定之數額。
- 3 販賣業者締結特定權利販賣契約者，接受該特定繼續性勞務之提供的權利購買者，自其受領第四十二條第三項之書面之日起經過八日後（於販賣業者違反第四十四條第一項之規定，就依前條第一項規定之特定權利販賣契約的解除相關事項為不實告知之行為，致接受該特定繼

においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

- 2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。
 - 一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額。
 - イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額。
 - ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額。
 - 二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額。
- 3 販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者は、第四十二条第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後（その特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が、販売業者が第四十四条第一項の規定

續性勞務之提供權利的購買者誤認該被告告知之內容為事實之情形，或販賣業者違反第四十四條第三項之規定為威迫致接受該特定繼續性勞務之提供的權利購買者生困惑，而未能於該期間經過前依前條第一項規定解除特定權利販賣契約之情形，為接受該特定繼續性勞務之提供的權利購買者自該販賣業者，受領依中央主管機關命令所定，依本項規定交付記載有得解除該特定權利販賣契約之書面之日起算經過八日後），得解除該特定權利販賣契約。

- 4 販賣業者經買受人依前項規定解除特定權利販賣契約時，縱有預定損害賠償額或約定違約金，於符合下列各款所定之情形，仍不得向接受該特定繼續性勞務之提供權利的購買者，請求給付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之金錢。
 - 一 該權利已為返還之情形：相當於行使該權利通常可得利益的金額（由相當於該權利販賣價格之金額扣除該權利返還時之價額的金額後，其超過相當於該權利之行使通常可得利益之金額者，以該金額為準）。
 - 二 該權利未被返還之情形：相當於該權利之販賣價格

に違反して前条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定権利販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が、当該販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定権利販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後）においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

- 4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。
 - 一 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価額を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）。
 - 二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価

的金額。

- 三 該契約之解除係於該權利移轉前之情形：為締結及履行契約之通常必要費用的金額。
- 5 依第一項或第三項之規定解除特定繼續性勞務提供等契約者，於提供勞務事業者或販賣業者對特定繼續勞務提供受領人等，販賣、代理或媒介關連商品之情形，特定繼續性勞務提供受領人等得解除該關連商品販賣契約。
 - 6 販賣關連商品者依前項規定被解除關連商品販賣契約時，即使有預定損害賠償額或約定違約金，仍應依下列各款所列情形，不得向特定繼續性勞務提供受領人等，請求支付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之金錢。
 - 一 該關連商品已為返還之情形：相當於該關連商品之通常使用費用的金額（由相當於該關連商品之販賣價格扣除該關連商品被返還時之價額的金額後，其超過相當於通常使用費用之金額者，以該金額為準）。
 - 二 該關連商品未被返還之情形：相當於該關連商品之販賣價格的金額。
 - 三 該契約之解除先於該關連商品之交付前之情形：為締結及履行契約之通常必要費用。

格に相当する額。

三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合
契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
。

5 第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等
契約が解除された場合であつて、役務提供事業者又は
販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連
商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場
合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品
販売契約の解除を行うことができる。

6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連
商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定
又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に
掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する
法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超え
る額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対
して請求することができない。

一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の
通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売
価格に相当する額から当該関連商品の返還された
ときにおける価額を控除した額が通常の使用料に
相当する額を超えるときは、その額）。

二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品
の販売価格に相当する額。

三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である
場合 契約の締結及び履行のために通常要する費
用の額。

- 7 違反以上各項規定而不利於特定繼續性勞務提供受領人等之特約，無效。

（特定繼續性勞務提供等契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷）

第四十九條之二

- 1 提供勞務事業者或販賣業者勸誘締結特定繼續性勞務提供契約等時，其有以下各款所列行為，致特定繼續性勞務提供受領人等有各該款所定之誤認，而為該特定繼續性勞務提供等契約之要約或其承諾之意思表示者，得撤銷之。

一 違反第四十四條第一項規定，為不實告知之行為：受領人等將該告知之內容誤認為事實者。

二 違反第四十四條第一項規定，故意不告知事實之行為：受領人等誤認該事實不存在者。

- 2 第九條之三第二項至第五項之規定，於依前項規定撤銷特定繼續性勞務提供等契約之要約或其承諾之意思表示的情形，準用之。
- 3 前條第五項至第七項之規定，於依第一項規定撤銷特定繼續性勞務提供等契約之要約或其承諾的情形，準用之。

（排除適用）

第五十條

- 1 本章規定就下列之特定繼續性勞務提供，不適用之。

- 7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四十九条の二

- 1 特定継続的役務提供受領者等は、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 第四十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認。
 - 二 第四十四条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認。
- 2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合について準用する。

(適用除外)

第五十条

- 1 この章の規定は、次の特定継続的役務提供について

- 一 特定繼續性勞務提供等契約，係與特定繼續性勞務提供受領人等為營業或作為營業而締結者，其相關之特定繼續性勞務提供。
- 二 對於本國以外之人之特定繼續性勞務提供。
- 三 中央機關或地方自治團體所為之特定繼續性勞務提供。
- 四 下列團體對其直接或間接的成員所為之繼續性勞務提供（於該團體得使成員以外之人利用其事業或設施之情形，包括該團體對該等人所為之特定繼續性勞務提供。）。

（一）依特別法設立之團體及其聯合會與中央會。

（二）國家公務員法第一百零八條之二或地方公務員法第五十二條之團體。

（三）工會。

五 事業者對其從業人員所為之繼續性勞務提供。

- 2 第四十九條第二項、第四項及第六項（包含前條第二項之準用的情形。）之規定，就以分期付款方式提供或販賣特定繼續性勞務或關連商品之情形，不適用之。

は、適用しない。

一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供。

二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供。

三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供。

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）。

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会。

ロ 国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体。

ハ 労働組合。

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供。

2 第四十九条第二項、第四項及び第六項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売により提供し又は販売するものについては、適用しない。

第五章 提供業務誘導販賣交易

（定義）

第五十一條

- 1 本章與第五十八條之二十三、第五十八條之二十六第一項、第六十六條第一項及第六十七條第一項中之「提供業務誘導販賣業」係指，販賣物品（包含其斡旋。）或有償提供勞務（包含其斡旋。）的事業，其以從事利用其販賣之標的物的物品（以下於本章及第五十八條之二十三第一項第一款第一目中稱「商品」。）或其提供之勞務的業務（限於從事商品販賣、販賣之斡旋、勞務之提供或為勞務提供之斡旋者，係自己從事販賣、提供或斡旋之情形。）而得收受可得之利益（以下於本章及第五十八條之二十三第一項第三款中稱「提供業務利益」。），誘導相對人，而與該人為伴隨特定負擔（係指該商品之購入或該勞務之對價的支付、或交易費之提供。以下於本章及第五十八條之二十三第一項第三款中，亦同。）之與該商品的販賣或其斡旋、或該勞務提供或斡旋有關的交易（包含該交易條件之變更。以下稱「提供業務誘導販賣交易」。）的情形。
- 2 本章中之「交易費」係指，無論其是以交易費、登記費、保證金等任何名義，凡於交易時或變更交易條件時

第五章 業務提供誘引販売取引

(定義)

第五十一条

- 1 この章並びに第五十八条の二十三、第五十八条の二十六第一項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第一号イにおいて「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において「業務提供利益」という。）を收受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において同じ。）を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。）をするものをいう。
- 2 この章において「取引料」とは、取引料、登録料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取

所提供之金錢或物品，均屬之。

（提供業務誘導販賣交易之名稱等的明示）

第五十一條之二

提供業務誘導販賣業者，於為與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易時，於勸誘前，應對其相對人明示提供業務誘導販賣業者之姓名或名稱、以勸誘其締結伴隨特定負擔之交易的契約為目的之意旨、及與該勸誘有關之商品或勞務的種類。

（禁止行為）

第五十二條

- 1 提供業務誘導販賣業者，於勸誘締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易契約（限於非於事業所及其他與其類似之設施（以下稱「事業所等」。）），關於該提供業務誘導販賣業所為與個人之契約。以下於本條中，亦同。）時，或為妨害與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易契約的解除，就下列事項，不得為故意不告知事實、或為不實告知之行為。

- 一 商品（不含利用設施及接受勞務提供的權利。）之種類及其性能或品質、或利用設施或接受勞務之提

引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(業務提供誘引販売取引における氏名等の明示)

第五十一条の二

業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(禁止行為)

第五十二条

- 1 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
 - 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は

供的權利或勞務之種類，及其他以中央主管機關命令所定類似該等內容之事項。

- 二 伴隨該提供業務誘導販賣交易之特定負擔的相關事項。
 - 三 該契約解除的相關事項（包含第五十八條第一項至第三項規定之相關事項。）。
 - 四 與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務利益的相關事項。
 - 五 除以上各款所列者外，屬該提供業務誘導販賣業的相關事項，且其為影響提供業務誘導販賣交易相對人判斷之重要事項。
- 2 提供業務誘導販賣業者，不得以脅迫或使人困惑之方式，而為使相對人締結與該提供業務誘導販賣販賣業有關之提供業務誘導販賣交易契約、或為妨害與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易契約的解除之行為。
 - 3 提供業務誘導販賣業者，對於未告知係為勸誘締結伴隨特定負擔之交易的契約，而於營業所、代理店及其他以中央主管機關命令所定場所以外之場所，以招攬方式使其同行及其他以內閣政令所定方法誘導之人，不得於公眾出入場所以外之場所，勸誘締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易契約。

施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。

- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項。
 - 三 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）。
 - 四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。
- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
 - 3 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。

（顯示合理根據之資料的提出）

第五十二條之二

中央主管機關首長為判斷就前條第一項第一款或第四款規定所列事項，是否有不實告知之行為，於認有必要時，得定期間，要求該提供業務誘導販賣業者，提出顯示該告知事項之合理根據的佐證資料。於此情形，該提供業務誘導販賣業者未提出該資料者，適用第五十六條第一項及第五十七條第一項之規定，該提供業務誘導販賣業者就前條第一項第一款或第四款所列事項，視為有不實告知之行為。

（關於提供業務誘導販賣交易之廣告）

第五十三條

提供業務誘導販賣業者，就與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易為廣告時，應依中央主管機關命令所定，於該廣告揭示關於該提供業務誘導販賣業之下列事項。

- 一 商品或勞務之種類。
- 二 伴隨該提供業務誘導販賣交易之特定負擔的相關事項。
- 三 關於該提供業務誘導販賣業者就其提供或斡旋之業務為廣告時，該業務之提供條件。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十二条の二

主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第五十三条

業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類。
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項。
- 三 その業務提供誘引販売業に関して提供し、又はあつせんする業務について広告をするときは、その業務の提供条件。

四 除以上三款所列者外，其他以中央主管機關命令所定事項。

（誇大廣告等之禁止）

第五十四條

提供業務誘導販賣業者，就與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易為廣告時，關於伴隨提供業務誘導販賣交易之特定負擔、與該提供業務誘導販賣業有關之業務提供利益及其他以中央主管機關命令所定事項，不得為顯然不符合事實之揭示，或為使人誤認其顯然較實際情形更為優良或有利之揭示。

（顯示合理根據之資料的提出）

第五十四條之二

中央主管機關首長為判斷是否該當於前條規定之揭示而認有必要時，得定期間，要求為該揭示之提供業務誘導販賣業者，提出顯示足以佐證該揭示之合理根據的資料。於此情形，該提供業務誘導販賣業者不提出該資料時，適用第五十六條第一項及第五十七條第一項規定，該揭示視為該當於前條所規定之揭示。

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。

(誇大広告等の禁止)

第五十四条

業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二

主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（對未為允諾者提供電子郵件廣告之禁止等）

第五十四條之三

- 1 提供業務誘導販賣業者，除下列情形外，就與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導交易，不得在未得其相對人之允諾下，為電子郵件廣告。
 - 一 依相對人之請求，為與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導交易相關的電子郵件廣告者（以下於本章中稱「提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告」。）。
 - 二 除前款所列者外，經認其無損害接受提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之提供者利益之虞，而依中央主管機關命令所定為提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告者。
- 2 取得前項之規定的允諾、或接受同項第一款所定請求之提供業務誘導販賣業者，於該提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之相對人表示拒絕接受提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之提供意旨的意思表示時，不得對該相對人為提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告。但受有該意思表示後，關於提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告，再次受該相對人請求或取得該相對人之允諾者，不在此限。
- 3 提供業務誘導販賣業者為提供業務誘導販賣交易電子郵

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

第五十四条之三

- 1 業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。
 - 一 相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」という。）をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取

件廣告時，除第一項第二款所列情形外，就該提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告，關於其取得該相對人之允諾、或受有該相對人之請求的紀錄，應依中央主管機關命令所定製作、並依中央主管機關命令所定方式保存之。

- 4 提供業務誘導販賣業者為提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告時，除第一項第二款所列情形外，應於提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告內，揭示第五十三條各款所列事項，並應依中央主管機關命令所定，將其相對人為拒絕提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之提供而為意思表示之必要事項，依中央主管機關命令所定揭示之。
- 5 前二項之規定，於提供業務誘導販賣業者將下列業務之全部概括地委託予他人時，就與該委託有關之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告，不適用之。
 - 一 就提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告，其為取得相對人之允諾、或受相對人之請求的業務。
 - 二 製作及保存第三項規定之記錄的業務。
 - 三 關於為拒絕前項規定之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之提供的意思表示，揭示其必要事項之業務。

引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

- 4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。
 - 一 業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務。
 - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務。
 - 三 前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務。

第五十四條之四

- 1 就受提供業務誘導販賣業者之概括的委託，而為前條第五項各款所列之全部業務者（以下於本章、第六十六條第六項及第六十七條第一項第四款中稱「提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者」。），除下列情形外，就委託該業務之提供業務誘導販賣業者（以下於本條中稱「以提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告委託者」。）所為與該以提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易，於未得其相對人之允諾下，不得為提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告。
 - 一 依相對人之請求，為與提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告委託者有關之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告者。
 - 二 除前款所定情形外，經認其無害及接受一般與提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告委託者有關之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之提供者利益之虞，而依中央主管機關命令所定，為與提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告委託者有關之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告者。
- 2 前條第二項至第四項之規定，於提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者為與提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告委託者有關之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之情形，準用之。於此情形，同條第三項及第四項中之「第一項第二款」應解釋為「次條第一項第二

第五十四條の四

- 1 業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。
 - 一 相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者による業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」と

款」。

（提供業務誘導販賣交易之書面的交付）

第五十五條

- 1 提供業務誘導販賣業者與為伴隨該提供業務誘導販賣交易之特定負擔者（限於非於營業所等，關於該提供業務誘導販賣業進行被提供或被斡旋之業務的個人。）於締結關於該特定負擔之契約時，應於締結該契約前，依中央主管機關命令所定，交付記載有關於該提供業務誘導販賣業之概要的書面予該人。

- 2 提供業務誘導販賣業者，於締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約（以下於本章中稱「提供業務誘導販賣契約」。）時，該提供業務誘導販賣契約相對人為非於營業所等，進行關於提供業務販賣契約而被提供或被斡旋之業務的個人者，應無遲延地依中央主管機關命令所定，就下列事項，交付明文記載該提供業務誘導販賣契約之內容的書面予該人。
 - 一 商品（不含利用設施及接受勞務提供之權利。）之種類及其性能或品質、或利用設施或接受勞務提供之權利或勞務之種類及其內容的相關事項。

あるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(業務提供誘引販売取引における書面の交付)

第五十五条

- 1 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その業務提供誘引販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。
- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。）を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。
 - 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事

- 二 就利用商品或被提供之勞務，其業務之提供或斡旋條件之相關事項。
 - 三 伴隨該提供業務誘導販賣交易之特定負擔的相關事項。
 - 四 關於該提供業務誘導販賣契約之解除的事項（包含第五十八條第一項至第三項之規定相關事項。）
 - 五 除以上各款所列者外，其他以中央主管機關首長命令所定之事項。
- 3 提供業務誘導販賣業者，得依內閣政令所定，於取得為伴隨該提供業務誘導販賣交易之特定負擔者、或該提供業務誘導販賣契約之相對人的允諾，以電子電磁式方法提供應記載於該書面之事項，取代依前二項規定之書面的交付，於此情形，視為該提供業務誘導販賣業者已交付該書面。
 - 4 依前項前段規定以電子電磁方式（不含以中央主管機關命令所定之方法。）提供第二項應記載於書面的事項者，於其記錄於該提供業務誘導販賣契約之相對人所使用之電子計算機所設檔案時，視為以已到達該提供業務誘導販賣契約之相對人。

（指示等）

第五十六條

- 項。
- 二 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項。
 - 三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項。
 - 四 当該業務提供誘引販売契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。
- 3 業務提供誘引販売業を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は当該業務提供誘引販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。
 - 4 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該業務提供誘引販売契約の相手方に到達したものとみなす。

（指示等）

第五十六条

- 1 中央主管機關首長於提供業務誘導販賣業者有違反第五十一條之二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之三（不含第五項。）、或前條第一項或第二項之規定，或有為下列行為之情形，經認其有害及提供業務誘導販賣交易之公平及害及提供業務誘導販賣交易相對人利益之虞者，得對該提供業務誘導販賣業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護提供業務誘導販賣交易相對人利益之措施及其他必要措施。
 - 一 拒絕或不當遲延基於與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約的債務、或因其解除所生債務之全部或一部的履行。
 - 二 提供使人誤解就與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易確會產生利益之斷定的判斷，勸誘締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約（限於非利用營業所等，進行關於該提供業務誘導販賣業而被提供或被斡旋業務之與個人的契約。於次款中，亦同。）
 - 三 對於表示拒絕締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約者，以使其感到困擾之方式勸誘締結該提供業務誘導販賣契約。

- 1 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
 - 一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 - 二 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。
 - 三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。

- 四 除以上三款所列情形外，為與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約的相關行為、且為中央主管機關命令所定有害及提供業務誘導販賣交易之公平及提供業務誘導販賣交易相對人利益之虞之情形。
- 2 提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者有違反第五十四條之四第一項或同條第二項中，準用第五十四條之三第二項至第四項規定者，其經中央主管機關首長認其有害及提供業務誘導販賣交易之公平及提供業務誘導販賣交易相對人利益之虞者，得指示該提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者應採取必要之措施。
- 3 中央主管機關首長依第一項之規定為指示者，應公告該意旨。
- 4 中央主管機關首長依第二項之規定為指示者，應公告該意旨。

（對提供業務誘導販賣業者之提供業務誘導販賣交易之停止等）

第五十七條

- 1 中央主管機關首長於提供業務誘導販賣業者有違反第五十一條之二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之三（不含第五項。）、或第五十五條第一項或第二項之規定，或有為前條第一項各款之情形，經認其顯有害及提供業務誘導販賣交易之公平及害及提供業務誘導販賣交易相對人利益之虞、或提供業務誘導販

- 四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。
- 2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項又は同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務提供誘引販売業を行う者に対する業務提供誘引販売取引の停止等)

第五十七条

- 1 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の

賣業者不遵從依同項規定所為之指示者，得對該提供業務誘導販賣業者，以二年以內之期間為限，命令該提供業務誘導販賣業者，停止與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之全部或一部。於此情形，該提供業務誘導販賣業者為個人者，中央主管機關首長得定與命令該停止之相同期間，併同禁止該人擔任經營與命令該停止範圍之提供業務誘導販賣交易有關業務之法人中負責該業務之幹部。

- 2 中央主管機關首於依前項規定命令停止與該與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易時，該提供業務誘導販賣業者為個人、且經認其於該特定關係法人（係指提供業務誘導販賣業者、或其幹部或其使用人（包含該命令之日前一年內為幹部或使用人之情形。於次條第二項中，亦同。）實質上支配事業經營之法人及其他以內閣政令所定之法人。以下於本項及同條第二項第一款中，亦同。）進行與命令該停止範圍之提供業務誘導販賣交易相關業務相同之業務時，得對該提供業務誘導販賣業者，定與命令該停止之相同期間，命令其停止於該特定關係法人所為之該同一業務。

利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、二年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項前段の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が個人であり、かつ、その特定関係法人（業務提供誘引販売業を行う者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者有違反第五十四條之四第一項或同條第二項中，準用第五十四條之三第二項至第四項規定者，經中央主管機關首長認其顯有害及提供業務誘導販賣交易之公平及提供業務誘導販賣交易相對人利益之虞，或提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者不遵從依前條第二項之規定所為之指示者，得定一年以內之期限，命令該提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者，停止提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告之業務的全部或一部。

- 4 中央主管機關首長依第一項或第二項之規定為命令者，應公告該意旨。
- 5 中央主管機關首長依第三項之規定為命令者，應公告該意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第五十七條之二

- 1 中央主管機關首長依前條第一項前段之規定，命令提供業務誘導販賣業者停止與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易時，得依以下所列各款之區分，就各該款所定之人構成該命令之理由的事實及該事實，考量該人之責任程度，並為確保該命令之實效性，經認限制該人所為提供業務誘導販賣交易相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令該停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始與命

- 3 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第五十七条の二

- 1 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対して前条第一項前段の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認

令該停止範圍之提供業務誘導販賣交易有關之業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務之幹部。）。

- 一 該提供業務誘導販賣業者為法人之情形：為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部者、及為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
 - 二 該提供業務誘導販賣業者為個人之情形：為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 2 中央主管機關首長依前項之規定命令禁止業務之幹部或使用人，其該當於下列各款所列情形者，得定與命令該禁止期間之相同期間，命令停止其所為各該款所規定之同一業務。
- 一 於經認從事構成該命令之理由的行為之提供業務誘導販賣業者之特定關係法人，經認其進行與依該命令禁止之範圍之提供業務誘導販賣交易有關業務之同一業務者。
 - 二 自己為提供業務誘導販賣業者，而經認其進行與依該命令禁止之範圍之提供業務誘導販賣交易有關業

められる者として主務省令で定める者に該当するとき
は、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の
期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引
販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務
を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含
む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該業務提供誘引販売業を行う者が法人である場
合 その役員及び当該命令の日前一年以内におい
てその役員であつた者並びにその使用人及び当該
命令の日前一年以内においてその使用人であつた
者。

二 当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場
合 その使用人及び当該命令の日前一年以内にお
いてその使用人であつた者。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役
員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するとき
は、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命
ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該
各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずる
ことができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる
業務提供誘引販売業を行う者の特定関係法人にお
いて、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提
供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つて
いると認められる者。

二 自ら業務提供誘引販売業を行う者として当該命令
により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引

務的同一業務者。

- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告該意旨。

（提供業務誘導販賣契約之解除）

第五十八條

- 1 提供業務誘導販賣業者締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約時，該提供業務誘導販賣契約之相對人（限於非於營業所等，進行關於該提供業務誘導販賣業而被提供或被斡旋業務之個人。以下於本條至第五十八條之三稱「相對人」。），除自受領第五十五條第二項之書面之日起經過二十日者（提供業務誘導販賣業者違反第五十二條第一項之規定，就依本項規定所為提供業務誘導販賣契約之解除得相關事項，為不實告知，致相對人誤認該被告知之內容為事實，或提供業務誘導販賣業者違反同條第二項之規定而為脅迫致相對人困惑，而未能於該期間經過前，依本項規定解除提供業務誘導販賣契約者，為相對人自該提供業務誘導販賣業者受領其依中央主管機關命令所定，交付依本項規定記載有得解除該提供業務誘導販賣契約之書面之日起經過二十日者）外，得以書面或電子電磁方式記錄解除該提供業務誘導販賣契約。於此情形，該提供業務誘導販賣業者不得請求給付伴隨解除該提供業務誘導販賣契約所生之損害賠償或違約金。

に係る業務と同一の業務を行つていると認められる者。

- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務提供誘引販売契約の解除)

第五十八条

- 1 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第五十八条の三までにおいて「相手方」という。）は、第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第五十二条第一項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十

- 2 前項之提供業務誘導販賣契約之解除，於發出解除該提供業務誘導販賣契約之書面或電子電磁方式記錄之通知時，生其效力。
- 3 依第一項規定解除提供業務誘導販賣契約時，與該提供業務誘導販賣契約有關之商品已交付者，其取回之必要費用，由該提供業務誘導販賣業者負擔。
- 4 違反前三項規定之不利於相對人的特約，無效。

（提供業務誘導販賣契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷）

第五十八條之二

- 1 提供業務誘導販賣業者就與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約的締結為勸誘時，有因為下列各款所列行為，致相對人有對各該款所定內容之誤認，並因此而為該提供業務誘導販賣契約之要約或其承諾之意思表示者，得撤銷之。
 - 一 違反第五十二條第一項之規定為不實告知之行為：
相對人將該告知之內容誤認為事實。

日を経過したとき)を除き、書面又は電磁的記録によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 2 前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 3 第一項の業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とする。
- 4 前三項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。

(業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第五十八條之二

- 1 相手方は、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 第五十二条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認。

- 二 違反第五十二條第一項之規定為故意不告知事實之行為：相對人誤認該事實不存在。
- 2 第九條之三第二項至第五項之規定，於依前項規定所為提供業務誘導販賣契約之要約或其承諾之意思表示的撤銷，準用之。

（伴隨提供業務誘導販賣契約之解除等的損害賠償等金額之限制）

第五十八條之三

- 1 提供業務誘導販賣業者於締結與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約之情形，即使預定有該提供業務誘導販賣契約被解除時之損害賠償額或訂有違約金，仍應依下列各款所列情形，不得向其相對人請求支付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。
 - 一 該商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權利。以下於本項中，亦同。）或該權利已為返還之情形：相當於該商品之通常使用費用的金額，或行使該權利通常可得利益的金額（由相當於該商品或該權利販賣價格之金額，扣除該商品或該權利被返還時之價格的金額，其超過相當於通常使用費用之金額、或依權利之行使通常可得利益的金額時，以該金額為準。）。
 - 二 該商品或該權利未被返還之情形：相當於該商品或

- 二 第五十二條第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認。
- 2 第九條の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第五十八條之三

- 1 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。
 - 一 当該商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）。
 - 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該

該權利之販賣價格的金額。

- 三 於開始該勞務之提供後，解除該業務誘導販賣契約之情形：相當於被提供之該勞務對價的金額。
 - 四 該提供業務誘導販賣契約之解除先於該商品之交付、該權利之移轉或開始該勞務之提供之情形：為締結及履行契約之通常必要費用的金額。
- 2 提供業務誘導販賣業者於締結與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣契約之情形，有未履行與該提供業務誘導販賣契約有關之商品的價金或勞務之對價的全部或一部之支付義務者（不含提供業務誘導販賣契約解除之情形。），即使預定有損害賠償額或訂有違約金，仍不得向相對人請求支付超過自相當於該商品之販賣價格或該勞務之對價，扣除已支付之該商品的價金或該勞務之對價的金額，及加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。
 - 3 前二項之規定，於以分期販賣方式所販賣或提供之與提供業務誘導販賣交易有關的商品或勞務之情形，不適用之。

商品又は当該権利の販売価格に相当する額。

三 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額。

四 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額。

- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。
- 3 前二項の規定は、業務提供誘引販売取引に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

第五章之二 訪問購買

（定義）

第五十八條之四

本章及第五十八條之二十四第一項中之「訪問購買」係指，以購買物品為業者（以下稱「購買業者」。）於營業所等以外之場所，接受買賣契約之要約、或締結買賣契約而為物品（不含經認無損該買賣契約相對人利益之虞的物品，或適用本章之規定經認其顯害及流通之物品，而以內閣政令所定者。以下於本章、同項及第六十七條第一項中，亦同。）之購買。

（訪問購入之姓名等的明示）

第五十八條之五

購買業者為訪問購買時，於其勸誘前，應向其相對人明示購買業者之姓名或名稱、係以勸誘締結買賣契約為目的之意旨及與該勸誘有關之物品的種類。

（對於未為勸誘邀請者之勸誘的禁止等）

第五十八條之六

- 1 購買業者對於就與訪問購買有關之買賣契約之締結未為勸誘之邀請者，不得於營業所等以外之場所，勸誘締結該買賣契約、或確認有無接受勸誘之意思。

第五章の二 訪問購入

(定義)

第五十八条の四

この章及び第五十八条の二十四第一項において「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品（当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品又はこの章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品であつて、政令で定めるものを除く。以下この章、同項及び第六十七条第一項において同じ。）の購入をいう。

(訪問購入における氏名等の明示)

第五十八条の五

購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。

(勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等)

第五十八条の六

- 1 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、

- 2 購買業者為訪問購買時，於其勸誘前，未向其相對人確認有接受勸誘之意思者，不得為勸誘。

- 3 購買業者對表示拒絕締結與訪問購買有關之買賣契約意旨的意思者，不得勸誘締結該買賣契約。

（訪問購買之書面的交付）

第五十八條之七

- 1 購買業者於營業所等以外之場所，接受關於物品之買賣契約的要約者，應即刻依中央主管機關命令所定，就以下事項，交付記載該要約內容之書面予為該要約者。但接受該要約時即締結該買賣契約者，不在此限。
 - 一 物品之種類。
 - 二 物品之購買價格。
 - 三 物品之價金的支付時期及方法。
 - 四 物品之交付時期及交付之方法。
 - 五 關於依第五十八條之十四第一項規定撤回買賣契約之要約或解除買賣契約之事項（包含同條第二項至第五項之規定的事項。）。

 - 六 關於依第五十八條之十五規定拒絕物品之交付的事項。

- 又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。
- 2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。
 - 3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。

(訪問購入における書面の交付)

第五十八条の七

- 1 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。
 - 一 物品の種類。
 - 二 物品の購入価格。
 - 三 物品の代金の支払の時期及び方法。
 - 四 物品の引渡時期及び引渡しの方法。
 - 五 第五十八条の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）。
 - 六 第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項。

- 七 以上各款所列者外，其他以中央主管機關命令所定之事項。
- 2 購買業者得依內閣政令所定，取得該為要約者之允諾，以電子電磁方式提供應記載於該書面之事項，取代依前項規定之書面的交付。於此情形，視為該購買業者已交付該書面。
- 3 依前項規定以電子電磁方式（不含以中央主管機關命令所定之方法。）提供應記載於書面之事項者，於其記錄於為該要約者使用之電子計算機所備置之檔案時，視為已送達該要約者。

第五十八條之八

- 1 購買業者有該當於下列各款情形之一者，除次項規定之情形外，應無遲延地（該當於前條第一項但書規定之情形者，為即刻）依中央主管機關命令所定，就同條第一項各款之事項（關於同項第五款之事項，限於買賣契約之解除的相關事項。），交付明示該買賣契約內容之書面予該買賣契約之相對人。
- 一 於營業所等以外之場所，締結關於物品之買賣契約者（不含於營業所等接受要約，而於營業所等以外之場所締結買賣契約的情形。）。)
- 二 於營業所等以外之場所，接受關於物品之買賣契約

- 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項。
- 2 購入業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該購入業者は、当該書面を交付したものとみなす。
 - 3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五十八條の八

- 1 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。
 - 一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）。
 - 二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約

的要約，而於營業所等締結該買賣契約者。

- 2 購買業者有該當於前項各款情形之一者，於締結該買賣契約時，即支付價金並受領物品之交付者，應即刻依中央主管機關命令所定，將記載有前條第一項第一款及第二款之事項、同項第五款中關於買賣契約之解除的事項及其他以中央主管機關首長命令所定事項之書面，交付予該買賣契約之相對人。

- 3 前條第二項及第三項之規定，於依前二項之規定交付書面的情形，準用之。於此情形，同條第二項及第三項中之「為要約者」應解釋為「買賣契約之相對人」。

（關於拒絕物品之交付的告知）

第五十八條之九

購買業者自與訪問購買有關之買賣契約的相對人直接受領物品之交付時，應告知該買賣契約之相對人，除有第五十八條之十四第一項但書規定之情形外，得拒絕交付該物品之意旨。

（禁止行為）

第五十八條之十

- 1 購買業者勸誘締結與訪問購買有關之買賣契約時，或為妨害與訪問購買有關之買賣契約的要約之撤回或解除，

の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。

- 2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

(物品の引渡しの拒絶に関する告知)

第五十八条の九

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。

(禁止行為)

第五十八条の十

- 1 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申

就下列事項，不得為不實告知之行為。

- 一 物品之種類及其性能或品質，及其他類此情形而以中央主管機關首長命令所定之事項。
 - 二 物品之購買價格。
 - 三 物品之價金的支付時期及方法。
 - 四 物品之交付時期及交付之方法。
 - 五 關於該買賣契約之要約的撤回或該買賣契約之解除的事項（包含第五十八條之十四第一項至第五項之規定的相關事項。）。
 - 六 關於依第五十八條之十五規定拒絕交付物品之事項。
 - 七 關於顧客有必要締結該買賣契約之情事的事項。
 - 八 除以上各款所定者外，其他關於該買賣契約之事項，其為影響顧客或買賣契約相對人之判斷的重要事項。
- 2 購買業者勸誘締結與訪問購買有關之買賣契約時，就前項第一款至第六款所列事項，不得為故意不告知事實之行為。
 - 3 購買業者不得為使締結與訪問購買有關之買賣契約、或妨害與訪問購買有關之買賣契約之要約的撤回或解除，為威迫而使人困惑之行為。
 - 4 購買業者不得為受領與訪問購買有關之物品的交付，就物品之交付時期及其他交付物品之相關事項，其為影響買賣契約相對人之判斷的重要事項者，為故意不告知、

込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

一 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項。

二 物品の購入価格。

三 物品の代金の支払の時期及び方法。

四 物品の引渡時期及び引渡しの方法。

五 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第五十八条の十四第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）。

六 第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項。

七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項。

八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。

2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこ

或不實告知之行為。

- 5 購買業者不得為受領與訪問購買有關之物品的交付，為脅迫而使人困惑之行為。

（關於交付物品予第三人之向相對人的通知）

第五十八條之十一

購買業者自該當於第五十八條之八第一項各款情形之一的買賣契約相對人，受領其交付之物品後，將該物品交付予第三人者，除有第五十八條之十四第一項但書規定之情形外，應將該情事及其交付之相關事項，其為中央主管機關命令所定事項，無遲延地通知該買賣契約之相對人。

（向受領物品之交付的第三人之通知）

第五十八條之十一之二

購買業者自該當於第五十八條之八第一項各款情形之一的買賣契約相對人，受領其交付之物品後，於第五十八條之十四第一項但書規定之外的情形，交付該物品予第三人時，應依中央主管機關命令所定，將該物品之買賣契約已依同項之規定被解除、或有被解除可能之情事，通知該第三人。

（指示等）

第五十八條之十二

ととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 5 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知)

第五十八条の十一

購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。

(物品の引渡しを受ける第三者に対する通知)

第五十八条の十一の二

購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならない。

(指示等)

第五十八条の十二

- 1 中央主管機關首長於購買業者有違反第五十八條之五、第五十八條之六、第五十八條之七第一項、第五十八條之八第一項或第二項或第五十八條之九至前條之規定，或有為下列行為之情形，經認其有害及訪問購買之交易的公平及害及買賣契約相對人利益之虞者，得對該購買業者，指示其應採取為改善該違反或該行為之措施、為保護買賣契約相對人利益之措施及其他必要措施。
 - 一 拒絕或不當遲延基於與訪問購買有關之債務、或因與訪問購買有關之買賣契約的解除所生債務之全部或一部的履行。
 - 二 於勸誘締結與訪問購買有關之買賣契約時，就該買賣契約相關事項，其為影響顧客之判斷的重要事項者（不含第五十八條之十第一項第一款至第六款所列情形。），故意不告知事實。
 - 三 為妨害與訪問購買有關之買賣契約的要約之撤回或解除，就該買賣契約之相關事項，其為影響顧客之判斷的重要事項者，故意不告知事實。
 - 四 除以上三款所列情形外，屬關於訪問購買之行為，經認其有害及與訪問購買有關之交易的公平與買賣

- 1 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五、第五十八条の六、第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八条の九から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、売買契約の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
 - 一 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 - 二 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第五十八条の十第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
 - 三 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買

契約相對人利益之虞，而以中央主管機關命令所定者。

- 2 中央主管機關首長依前項之規定為指示者，應公告該意旨。

（對購買業者之業務之停止等）

第五十八條之十三

- 1 中央主管機關首長於購買業者有違反第五十八條之五、第五十八條之六、第五十八條之七第一項、第五十八條之八第一項或第二項或第五十八條之九至第五十八條之十一之二之規定，或有為前條第一項各款之情形，經認其顯有害及與訪問購買有關之交易的公平及害及買賣契約相對人利益之虞、或購買業者不遵從依同項規定所為之指示者，得對該購買業者，以二年以內之期間為限，命令該購買業者停止訪問購買相關業務之全部或一部。於此情形，該購買業者為個人之情形，中央主管機關首長得定與命令該停止之相同期間，一併禁止該人擔任經營命令該停止範圍業務之法人中負責該業務之幹部。
- 2 中央主管機關首長於依前項規定命令停止業務時，該購買業者為個人、且經認於該特定關係法人（係指購買業者、或其幹部或使用人（包含該命令之日前一年內為幹部或使用人之情形。於次條第二項中，亦同。）實質上支配事業經營之法人及其他以內閣政令所定之法人。以

契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

- 2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(購入業者に対する業務の停止等)

第五十八条の十三

- 1 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五、第五十八条の六、第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八条の九から第五十八条の十一の二までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同項の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。
- 2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該購入業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（購入業者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。）

下於本項及同條第二項第一款中，亦同。）進行與命令該停止範圍之業務相同之業務時，得對購買業者，定與命令該停止期間之相同期間，命令其停止於該特定關係法人所為之該同一業務。

- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告該意旨。

（對幹部等之業務的禁止等）

第五十八條之十三之二

- 1 中央主管機關首長於依前條第一項前段之規定，命令購買業者停止業務之情形，得依以下所列各款之區分，考量各該款所定之人就構成該命令之理由的事實、及關於該事實之該人的責任程度，並為確保該命令之实效性，得認限制該人所為訪問購買相關業務乃相當、且其該當於依中央主管機關命令所定之人時，得定與命令停止期間相同之期間，命令禁止該人重新開始命令該停止範圍之業務（包含擔任經營該業務之法人的該業務的幹部。）。

- 一 該購買業者為法人之情形：為其幹部及該命令之日前一年內為其幹部、與為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。

が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。)において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行っていると認められるときは、当該購入業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第五十八条の十三の二

- 1 主務大臣は、購入業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。
 - 一 当該購入業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内

- 二 該購買業者為個人之情形：為其使用人及該命令之日前一年內為其使用人者。
- 2 依前項規定命令禁止其業務之幹部或使用人，於該當下列各款所列情形時，中央主管機關首長得定與命令停止期間相同之期間，命令該幹部或該使用人，停止於各款所定之同一業務。
 - 一 於經認構成該命令之理由的行為之購買業者之特定關係法人內，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
 - 二 自身為購買業者，經認其執行與依該命令禁止之範圍內業務同一之業務者。
- 3 中央主管機關首長依前二項之規定為命令者，應公告其意旨。

（訪問購買之契約的要約之撤回等）

第五十八條之十四

- 1 購買業者於營業所等以外之場所接受關於物品買賣契約之要約的該要約人、或購買業者於營業所等以外之場所締結關於物品之買賣契約（不含於營業所等接受要約，而於營業所等以外之場所締結買賣契約之情形。）之該買賣契約的相對人（以下於本條及次條中稱「要約人

- においてその使用人であつた者。
- 二 当該購入業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者。
- 2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
- 一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる購入業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。
- 二 自ら購入業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者。
- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(訪問購入における契約の申込みの撤回等)

第五十八条の十四

- 1 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を

等」。)，得以書面或電子電磁方式記錄撤回該買賣契約之要約、或解除該買賣契約（以下於本條中稱「要約之撤回等」。）。但要約人等自受領第五十八條之八第一項或第二項之書面之日（於該日之前受領第五十八條之七第一項之書面者，為受領該書面之日）起算經過八日者（於購買業者違反第五十八條之十第一項之規定，就要約之撤回等的相關事項為不實之告知行為，致要約人等誤認被告知之內容為事實，或購買業者違反同條第三項之規定而為脅迫，致要約人等困惑，而未於該期間經過前為要約之撤回等的情形，為自該要約人等受領該購買業者依主管機關命令所定，交付載有得為該買賣契約的要約之撤回等意旨的書面之日起算，經過八日者），不在此限。

- 2 要約之撤回等，於發出以與該要約之撤回等有關之書面或電子電磁方式紀錄之通知時生效。
- 3 要約人等之買賣契約的相對人得以依第一項規定之買賣契約的解除，對抗第三人。但第三人為善意無過失者，不在此限。

締結した場合を除く。)におけるその売買契約の相手方(以下この条及び次条において「申込者等」という。)は、書面又は電磁的記録によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八条の八第一項又は第二項の書面を受領した日(その日前に第五十八条の七第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して八日を経過した場合(申込者等が、購入業者が第五十八条の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込者等である売買契約の相手方は、第一項の規定による売買契約の解除をもつて、第三者に対抗することができる。ただし、第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでない。

- 4 於有要約之撤回等之情形，購買業者不得請求支付隨該要約之撤回等所生之損害的賠償或違約金。
- 5 於有要約之撤回等之情形，與該買賣契約有關之價金已支付者，為返還該價金所需之費用及其利息，由購買業者負擔。
- 6 違反以上各項規定之不利於要約人等的特約，無效。

（物品之交付的拒絕）

第五十八條之十五

要約人等之買賣契約的相對人，除前條第一項但書規定之情形外，即使定有交付之期日，仍得對購買業者及其繼受人，拒絕交付與訪問購買有關之物品。

（伴隨訪問購買契約之解除等所生損害賠償等金額之限制）

第五十八條之十六

- 1 購買業者締結該當於第五十八條第一項各款情形之一的買賣契約者，即使預定有該購買契約被解除時之損害賠償額或訂有違約金，於符合下列各款所定情形，仍不得向該買賣契約之相對人，請求支付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。

- 4 申込みの撤回等があつた場合においては、購入業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 5 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は、購入業者の負担とする。
- 6 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（物品の引渡し拒絶）

第五十八条の十五

申込者等である売買契約の相手方は、前条第一項ただし書に規定する場合を除き、引渡しの日付の定めがあるときにおいても、購入業者及びその承継人に対し、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。

（訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第五十八条の十六

- 1 購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求する

- 一 該買賣契約之解除後於該買賣契約之價金之給付之情形：相當於該價金之金額及其利息。
 - 二 該買賣契約之解除先於該買賣契約之價金之給付之情形：為締結及履行契約之通常必要費用的數額。
- 2 購買業者締結該當於第五十八條第一項各款情形之一的買賣契約者，於該買賣契約之交付物品的義務未被履行時（不含買賣契約經解除之情形。），即使預定有損害賠償額或定有違約金，於符合下列各款之情形，仍不得向該買賣契約之相對人，請求支付超過各該款所定金額加計對該金額依法定利率計算之遲延損害金金額之數額的金錢。
- 一 履行期限後始交付該物品者該物品之通常使用費用的金額（由相當於該物品之購買價格的金額扣除交付該物品時之價額，其超過通常使用費用之金額者，以該金額為準）。
 - 二 未交付該物品者相當於該物品之購買價格的金額。

（排除適用）

第五十八條之十七

- 1 本章規定就下列之訪問購買，不適用之。

ことができない。

- 一 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払後である場合 当該代金に相当する額及びその利息。
- 二 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額。

- 2 購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約についての物品の引渡しの義務が履行されない場合（売買契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

- 一 履行期限後に当該物品が引き渡された場合 当該物品の通常の使用料の額（当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額）。
- 二 当該物品が引き渡されない場合 当該物品の購入価格に相当する額。

（適用除外）

第五十八条の十七

- 1 この章の規定は、次の訪問購入については、適用しない。

- 一 買賣契約係第五十八條之四規定之買賣契約的要約人為營業或作為營業而締結者、或該買賣契約之相對人係為營業或作為營業而締結者之訪問購買。
 - 二 對於本國以外者之訪問購買。
 - 三 中央機關或地方自治團體所為之訪問購買。
 - 四 下列團體對其直接或間接的成員所為之訪問購買（含該團體得使成員以外之人利用其事業或。設施之情形，其對該等人所為之訪問購買。）
 - （一）依特別法設立之團體及其聯合會與中央會。
 - （二）國家公務員法第一百零八條之二或地方公務員法第五十二條之團體。
 - （三）工會。
 - 五 事業者對其從業人員所為之訪問購買。
- 2 第五十八條之六第一項及第五十八條之七至前條之規定，就下列之訪問購買，不適用之。
- 一 對要求於其住居為買賣契約之要約或締結買賣契約之人所為之訪問購買。
 - 二 該當於購買業者於其營業所等以外之場所接受關於物品之買賣契約的要約、或締結買賣契約乃通常情形，且經認其為無害及一般買賣契約相對人利益之虞的交易態樣而以內閣政令所定情形之訪問購買。

- 一 売買契約で、第五十八条の四に規定する売買契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又はその売買契約の相手方が営業のために若しくは営業として締結するものに係る訪問購入。
 - 二 本邦外に在る者に対する訪問購入。
 - 三 国又は地方公共団体が行う訪問購入。
 - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）
 - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会。
 - ロ 国家公務員法第八十二条の二又は地方公務員法第五十二条の団体。
 - ハ 労働組合。
 - 五 事業者がその従業者に対して行う訪問購入。
- 2 第五十八条の六第一項及び第五十八条の七から前条までの規定は、次の訪問購入については、適用しない。
- 一 その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対して行う訪問購入。
 - 二 購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問購入。

第五章之三 不作為請求權

（訪問販賣之不作為請求權）

第五十八條之十八

1 消費者契約法（平成十二年（2000年）法律第六十一號）第二條第四項規定之適格消費者團體（以下於本章中僅稱「適格消費者團體」。），就販賣業者或提供勞務事業者就訪問販賣，對不特定多數之人為下列行為、或有為下列行為之虞的情形，得請求該販賣業者或提供勞務事業者停止或預防該行為、或廢棄或除去提供予該行為之物及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

一 於勸誘締結買賣契約或提供勞務契約時、或為妨害買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就下列事項為不實告知之行為。

（一）商品之種類及其性能或品質、或權利或勞務之種類及其內容。

（二）第六條第一項第二款至第五款所列事項。

（三）第六條第一項第六款或第七款所列事項。

二 於勸誘締結買賣契約或提供勞務契約時，就前款（一）或（二）所列事項，為故意不告知事實之行為。

第五章の三 差止請求権

(訪問販売に係る差止請求権)

第五十八条の十八

- 1 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この章において単に「適格消費者団体」という。）は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為。
 - イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容。
 - ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項。
 - ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項。
 - 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、

為。

- 三 為使人締結買賣契約或提供勞務契約、或為妨害買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，為脅迫而使人困惑之行為。
- 2 適格消費者團體，於販賣業者或提供勞務事業者締結買賣契約或提供勞務契約時，與不特定多數人間為包含下列特約之買賣契約或提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示、或有為該意思表示之虞的情形，得請求該販賣業者或提供勞務事業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。
- 一 第九條第八項（包含依第九條之二第三項解釋而準用之情形。）規定之特約。
 - 二 違反第十條規定之特約。

（通訊販賣之不作為請求權）

第五十八條之十九

適格消費者團體，就販賣業者或提供勞務事業者關於通訊販賣，對不特定多數人為下列行為或有為下列行為之虞的情形，得請求該販賣業者或提供勞務事業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

故意に事実を告げない行為。

三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為。

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第九条第八項（第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約。

二 第十条の規定に反する特約。

（通信販売に係る差止請求権）

第五十八条の十九

適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 就商品、特定權利之販賣條件或勞務之提供條件為廣告時，關於該商品之性能、或該特定權利或該勞務之內容，或該商品、或該特定權利之買賣契約或該勞務之提供勞務契約之要約的撤回或解除之相關事項（包含有第十五條之三第一項但書規定之特約時，其內容。），其為顯然與事實不符之揭示、或為使人誤認顯然較實際情形優良或有利之揭示的行為。

- 二 於揭示與特定要約有關之書面或手續之影像，未揭示或不實揭示第十二條之六第一項各款所列事項之行為。

- 三 於揭示與特定要約有關之書面或手續之影像，就下列事項，為使人誤認之揭示的行為。
 - （一）該書面之發送或依該程序之資訊的發送，構成與該通訊販賣有關之買賣契約或提供勞務契約之要約者。
 - （二）第二十條之六第一項各款所列事項。

- 四 為妨害買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就該買賣契約或該提供勞務契約之要約的撤回、或該買賣契約或提供勞務契約之解除的相關事項（包含第十五條之三所定之相關事項。），或顧客有必要締結該買賣契約或該提供勞務契約之情事的相關事項，為不實告知之行為。

- 一 商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、当該商品の性能若しくは当該特定権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該特定権利の売買契約若しくは当該役務の役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為。
- 二 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、第十二条の六第一項各号に掲げる事項につき表示をしない行為又は不実の表示をする行為。
- 三 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示をする行為。
 - イ 当該書面の送付又は当該手続に従った情報の送信が通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みとなること。
 - ロ 第十二条の六第一項各号に掲げる事項。
- 四 売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第十五条の三の規定に関する事項を含む。）又は顧客が当該売買契約若しくは当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき、不実の

（電話勸誘販賣之不作為請求權）

第五十八條之二十

- 1 適格消費者團體，就販賣業者或提供勞務事業者關於電話勸誘販賣，對不特定多數人為下列行為或有為下列行為之虞的情形，得請求該販賣業者或提供勞務事業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。
 - 一 於勸誘締結買賣契約或提供勞務契約時、或為妨害買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，就下列事項為不實告知之行為。
 - （一）商品之種類及其性能或品質、權利或勞務之種類及其內容。
 - （二）第二十一條第一項第二款至第五款所列事項。
 - （三）第二十一條第一項第六款或第七款所列事項。
 - 二 於勸誘締結買賣契約或提供勞務契約時，就前款（一）或（二）所列事項，為故意不告知事實之行為。
 - 三 為使人締結買賣契約或提供勞務契約、或為妨害買賣契約或提供勞務契約之要約的撤回或解除，為脅

ことを告げる行為。

(電話勧誘販売に係る差止請求権)

第五十八条の二十

- 1 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為。
 - イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容。
 - ロ 第二十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項。
 - ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に掲げる事項。
 - 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為。
 - 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若

迫而使人困惑之行為。

- 2 適格消費者團體，於販賣業者或提供勞務事業者締結買賣契約或提供勞務契約時，與不特定多數人間，為包含下列特約之買賣契約、提供勞務契約之要約或其承諾之意思表示、或有為該意思表示之虞的情形，得請求該販賣業者、提供勞務事業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

- 一 第二十四條第八項（包含依第二十四條之二第三項解釋而準用之情形。）規定之特約。

- 二 違反第二十五條規定之特約。

（多層次傳銷販賣交易之不作為請求權）

第五十八條之二十一

- 1 適格消費者團體，就統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，對不特定多數人為下列行為或有為下列行為之虞的情形，得請求各該統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

- 一 統籌者或勸誘者，就締結該統籌者所統籌之一連串

しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為。

- 2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 第二十四条第八項（第二十四条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約。
 - 二 第二十五条の規定に反する特約。

（連鎖販売取引に係る差止請求権）

第五十八条の二十一

- 1 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連

的多層次傳銷販賣業相關之多層次傳銷販賣交易之契約（限於非於店鋪等所為與該多層次傳銷販賣業有關之商品的販賣或其斡旋、或勞務之提供或斡旋之與個人的契約，以下於本項及第三項中，亦同。）為勸誘時、或為妨害與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易之契約的解除，關於下列事項，為故意不告知事實、或為不實告知之行為。

（一）商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權利。於第四款中，亦同。）之種類及其性能或品質、利用設施或接受勞務之提供的權利或勞務之種類及其內容。

（二）第三十四條第一項第二款至第五款所列事項。

二 一般多層次傳銷販賣業者於勸誘締結其統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業相關之多層次消費交易之契約時、或為妨害與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易之契約的解除，為脅迫而使人困惑之行為。

三 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，為使締結該統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易之契約、或為妨害與該多層次消費業有關之多層次傳銷販賣交易之契約的解除，為脅迫而使人困惑之行為。

の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為。

イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容。

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項。

二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為。

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為。

- 四 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，就該統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易為廣告時，關於該多層次傳銷販賣業相關商品之性能或品質、利用設施或接受勞物提供的權利或勞物之內容、伴隨該多層次傳銷販賣交易之特定負擔或與該多層次傳銷販賣業有關之特定利益，為顯然與事實不符之揭示、或為使人誤認顯然較實際情形優良或有利之揭示的行為。
- 五 統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，就該統籌者所統籌之一連串多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易，提供確實會產生利益之使人誤解的斷定性判斷，以之勸誘締結該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易契約的行為。
- 2 適格消費者團體，就勸誘者對不特定多數人為前項第一款或第三款至第五款所列行為或有為該等行為之虞時，得請求其統籌者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。
- 3 適格消費者團體，就統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，於締結與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易之契約時，其有與不特定多數人間，為包含下列特約之與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為。

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが确实であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為。

- 2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取

販賣交易之契約的要約或其承諾之意思表示、或有為該意思表示之虞的情形，得請求各該統籌者、勸誘者或一般多層次傳銷販賣業者，停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

- 一 第四十條第四項規定之特約。
- 二 第四十條之二第六項規定之特約。

（特定繼續性勞務提供之不作為請求權）

第五十八條之二十二

- 1 適格消費者團體，就提供勞務事業者或販賣業者，對不特定多數人為下列行為或有為下列行為之虞的情形，得請求該提供勞務事業者或販賣業者，停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。
 - 一 就提供特定繼續性勞務時之特定繼續性勞務的提供條件、或接受特定繼續性勞務提供之權利的販賣條件為廣告時，關於該特定繼續性勞務之內容或效果，為顯然與事實不符之揭示、或為使人誤認顯然較實際情形優良或有利之揭示的行為。
 - 二 於勸誘締結特定繼續性勞務提供等契約時、或為妨害特定繼續性勞務提供等契約之解除，就下列

引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 第四十条第四項に規定する特約。
- 二 第四十条の二第六項に規定する特約。

(特定継続的役務提供に係る差止請求権)

第五十八条の二十二

- 1 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為。
 - 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解

事項，為不實告知之行為。

（一）勞務或接受勞務之提供之權利之種類及其內容或效果（於權利之情形，為與該權利有關之勞務的效果）。

（二）於提供勞務或依權利之行使而提供勞務時，接受該勞務之提供者、或該權利之購買者有購買必須之商品之情形，該商品之種類及其性能或品質。

（三）第四十四條第一項第三款至第六款所列事項。

（四）第四十四條第一項第七款或第八款所列事項。

三 於勸誘締結特定繼續性勞務提供等契約時，就前款（一）至（三）所列事項，為故意不告知事實之行為。

四 為使人締結特定繼續性勞務提供等契約、或為妨害特定繼續性勞務提供等契約之解除，為脅迫而使人困惑之行為。

2 適格消費者團體，就提供勞務事業者、販賣業者或關聯商品之販賣者，於締結特定繼續性勞務提供等契約或關聯商品販賣契約時，與不特定多數人間為包含下列特約之特定繼續性勞務提供等契約的要約或其承諾之意思表示、或有為該意思表示之虞的情形，得請求各該提供勞務事業者、販賣業者或關聯商品之販賣者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他

除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為。

イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）。

ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質。

ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項。

ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項。

三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為。

四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為。

2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に

停止或預防該行為之必要措施。

- 一 第四十八條第八項規定之特約。
- 二 第四十九條第七項（包含於第四十九條之二第三項準用的情形。）規定之特約。

（提供業務誘導販賣交易之不作為請求權）

第五十八條之二十三

- 1 適格消費者團體，就提供業務誘導販賣業者，對不特定多數人為下列行為或有為下列行為之虞的情形時，得請求該提供業務誘導販賣業者，停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。
 - 一 於勸誘締結與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約（限於非於店鋪等場所為關於該提供業務誘導販賣業所提供或斡旋業務之與個人的契約，以下於本條中，亦同。）時，或為妨害與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約的解除，就下列事項，為故意不告知事實、或為不實告知之行為。

（一）商品（不含利用設施及接受勞務之提供的權

対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 第四十八条第八項に規定する特約。
- 二 第四十九条第七項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する特約。

（業務提供誘引販売取引に係る差止請求権）

第五十八条の二十三

- 1 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為。
 - イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける

利。）之種類及其性能或品質、或利用設施或接受勞務之提供的權利或勞務之種類及其內容。

（二）第五十二條第一項第二款至第五款所列事項。

- 二 為使人締結與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約、或為妨害與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約的解除，為脅迫而使人困惑之行為。
 - 三 就與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易為廣告時，關於伴隨該提供業務誘導販賣交易之特定負擔、或與該提供業務誘導販賣業有關之提供業務的利益，為顯然與事實不符之揭示、或為使人誤認顯然較實際情形優良或有利之揭示的行為。
 - 四 就與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易，提供確實會產生利益之使人誤解的斷定性判斷，以勸誘締結與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約的行為。
- 2 適格消費者團體，就提供業務誘導販賣業者於締結與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約時，有與不特定多數人間，為包含下列特約之與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約的要

権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容。

ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項。

二 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為。

三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為。

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為。

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に

約或其承諾之意思表示、或有為該意思表示之虞的情形，得請求該提供業務誘導販賣業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

- 一 第五十八條第四項規定之特約。
- 二 違反第五十八條之三第一項或第二項規定之特約。

（訪問購買之不作為請求權）

第五十八條之二十四

- 1 適格消費者團體，於購買業者就訪問購買，對不特定多數之人為下列行為、或有為下列行為之虞的情形，得請求該購買業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。
 - 一 於勸誘締結買賣契約時、或為妨害買賣契約之要約的撤回或解除，就下列事項，為不實告知之行為。
 - （一）商品之種類及其性能或品質。
 - （二）第五十八條之十第一項第二款至第六款所列事項。

係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 第五十八条第四項に規定する特約。
- 二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約。

(訪問購入に係る差止請求権)

第五十八条の二十四

- 1 適格消費者団体は、購入業者が、訪問購入に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
 - 一 売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為。
 - イ 物品の種類及びその性能又は品質。
 - ロ 第五十八条の十第一項第二号から第六号までに掲げる事項。

（三）第五十八條之十第一項第七款或第八款所列事項。

二 於勸誘締結買賣契約時，就前款（一）或（二）所列事項，為故意不告知事實之行為。

三 為使人締結買賣契約、或為妨害買賣契約之要約的撤回或解除，為脅迫而使人困惑之行為。

四 為受領物品之交付，就物品之交付時期及其他物品之交付的相關事項，其為影響買賣契約相對人之判斷的重要事項者，為故意不告知事實或為不實告知之行為。

五 為受領物品之交付，為脅迫而使人困惑之行為。

2 適格消費者團體，就購買業者締結買賣契約時，與不特定多數人間為包含下列特約之買賣契約的要約或其承諾之意思表示、或有為該意思表示之虞的情形，得請求該購買業者停止或預防該行為、廢棄或除去提供予該行為使用之物，及採取其他停止或預防該行為之必要措施。

一 第五十八條之十四第六項規定之特約。

二 違反第五十八條之十六之規定的特約。

- ハ 第五十八條の十第一項第七号又は第八号に掲げる事項。
 - ニ 売買契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為。
 - 三 売買契約を締結させ、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為。
 - 四 物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為。
 - 五 物品の引渡しを受けるため、威迫して困惑させる行為。
- 2 適格消費者団体は、購入業者が、売買契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第五十八條の十四第六項に規定する特約。
 - 二 第五十八條の十六の規定に反する特約。

（排除適用）

第五十八條之二十五

下列各款之規定，就各該款所定規定之適用，準用之。

- 一 第二十六條第一項：第五十八條之十八至第五十八條之二十。
- 二 第二十六條第六項：第五十八條之十八。
- 三 第二十六條第七項：第五十八條之二十。
- 四 第二十六條第八項：第五十八條之十八第二項（限於與第二款有關部分。）及第五十八條之二十二第二項（限於與第二款有關部分。）
- 五 第四十條之二第七項：第五十八條之二十一第三項（限於第二款所列特約中，與違反第四十條之二第三項及第四項之規定有關部分。）
- 六 第五十條第一項：第五十八條之二十二。
- 七 第五十條第二項：第五十八條之二十二第二項〔限於第二款所列特約中，與違反第四十九條第二項、第四項及第六項（含第四十九條之二第三項中準用之情形。）之規定有關部分。〕
- 八 第五十八條之三第三項：第五十八條之二十三第二項（限於與第二款有關部分。）
- 九 第五十八條之十七：前條。

（對事消費者團體之資訊提供）

第五十八條之二十六

- 1 消費者安全法（平成二十一年（2009年）法律第五十

(適用除外)**第五十八條の二十五**

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。

- 一 第二十六条第一項 第五十八條の十八から第五十八條の二十まで。
- 二 第二十六条第六項 第五十八條の十八。
- 三 第二十六条第七項 第五十八條の二十。
- 四 第二十六条第八項 第五十八條の十八第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八條の二十第二項（第二号に係る部分に限る。）
- 五 第四十条の二第七項 第五十八條の二十一第三項（第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。）
- 六 第五十条第一項 第五十八條の二十二。
- 七 第五十条第二項 第五十八條の二十二第二項（第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）
- 八 第五十八條の三第三項 第五十八條の二十三第二項（第二号に係る部分に限る。）
- 九 第五十八條の十七 前条。

(適格消費者団体への情報提供)**第五十八條の二十六**

- 1 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条

號) 第十一條之七第一項所規定之消費生活協力團體及消費生活協力員，於取得販賣業者、提供勞務事業者、統籌者、勸誘者、一般多層次傳銷販賣業者、關聯商品販賣者、提供業務誘導販賣業者或購買業者，其有對不特定多數人為第五十八條之十八至第五十八條之二十四之行為或有為該等行為之虞的資訊時，為使適格消費者團體適當行使依第五十八條之十八至第五十八條之二十四規定之請求的權利，得於必要限度內，提供該資訊予該適格消費者團體。

- 2 依前項規定接受資訊之提供的適格消費者團體，除為供適當行使依第五十八條之十八至第五十八條之二十四所定請求之權利的目的而使用該資訊外，不得為其他目的而利用或提供之。

の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者が不特定かつ多数の者に対して第五十八条の十八から第五十八条の二十四までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が第五十八条の十八から第五十八条の二十四までの規定による請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報を提供することができる。

- 2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第五十八条の十八から第五十八条の二十四までの規定による請求をする権利の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第六章 其他

（非依買賣契約發送之商品）

第五十九條

- 1 販賣業者對接受買賣契約之要約時之該要約人、及締結買賣契約時之該購買人（以下於本項中稱「要約人等」）以外之人，為買賣契約之要約、且發送與該要約有關之商品者，或對要約人等就與買賣契約有關之商品以外之商品為買賣契約之要約、且發送與該要約有關之商品者，不得請求返還該發送之商品。
- 2 前項規定，就接受該商品之發送者係為營業、或作為營業而構成締結之買賣契約的要約，不適用之。

第五十九條之二

販賣業者偽稱買賣契約成立，發送與該買賣契約有關之商品者，不得請求返回其發送之商品。

（向中央主管機關首長之提出）

第六十條

- 1 任何人於認有害及特定商交易的公平及購買者等利益之虞時，得向中央主管機關首長提出該情事，請求採取適當措施。

第六章 雜則

(売買契約に基づかないで送付された商品)

第五十九条

- 1 販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者（以下この項において「申込者等」という。）以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合には、その送付した商品の返還を請求することができない。
- 2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者が営業のために又は営業として締結することとなる売買契約の申込みについては、適用しない。

第五十九条の二

販売業者は、売買契約の成立を偽つてその売買契約に係る商品を送付した場合には、その送付した商品の返還を請求することができない。

(主務大臣に対する申出)

第六十条

- 1 何人も、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求め

- 2 中央主管機關首長對於有依據前項規定之提出的情形，於為必要之調查，並認該提出之內容為事實時，應採取基於本法之措施及其他適當措施。

（指定法人）

第六十一條

- 1 中央主管機關首長得依中央主管機關命令所定，經認一般社團法人或一般財團法人得適當且確實地執行次項規定之業務（以下於本項及第六十六條第五項中稱「特定商交易適當化業務」。）者，得依其申請，指定其為執行特定商交易適當化業務之主體（以下稱「指定法人」。）
- 2 指定法人應執行下列業務。
 - 一 對於將依前條第一項規定向中央主管機關首長提出請求之人，提供指導或建議。
 - 二 於中央主管機關首長要求時，調查與前條第二項請求之提出有關的事實關係。
 - 三 收集並提供特定商交易之相關資訊或資料。
 - 四 培育負責關於特定商交易之申訴處理或諮詢相關業務之人。

ることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(指定法人)

第六十一条

- 1 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務（以下この項及び第六十六条第五項において「特定商取引適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。
- 2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。
 - 二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。
 - 三 特定商取引に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 四 特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

（改善命令）

第六十二條

中央主管機關首長就指定法人依前條第二項所定業務之營運，認有改善之必要者，得命令該指定法人採取必要之改善措施。

（指定之撤銷）

第六十三條

指定法人違反依前條之規定的命令者，中央主管機關首長得撤銷其指定。

（向消費者委員會及消費經濟審議會之諮詢）

第六十四條

- 1 中央主管機關首長於規劃制定、修正或廢止第二條第四項第一款，或第二十六條第一項第八款第四目、第三項、第四項各款、第五項第一款或第二款、第六項第二款或第七項第二款，或第四十一條第一項第一款（限於與期間有關部分。）或第二項，或第四十八條第二項，或第五十八條之四，或第五十八條之十七第二項第二款之內閣政令時，應依內閣政令所定，向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢。
- 2 中央主管機關首長於規劃制定、修正或廢止第二條第一項第二款或第三項、或第四條第二項（包含第五條第三項中解釋為準用之情形。）、第六條第四項、第十三條第二項、第十八條第二項（包含第十九條第三項中解釋

(改善命令)**第六十二條**

主務大臣は、指定法人の前條第二項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)**第六十三條**

主務大臣は、指定法人が前條の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(消費者委員会及び消費經濟審議會への諮問)**第六十四條**

- 1 主務大臣は、第二條第四項第一号、第二十六條第一項第八号ニ、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一條第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八條第二項、第五十八條の四又は第五十八條の十七第二項第二号の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費經濟審議會に諮問しなければならない。
- 2 主務大臣は、第二條第一項第二号若しくは第三項、第四條第二項（第五條第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六條第四項、第十三條第二項、第十八條第二項（第十九條第三項において読み替えて

為準用之情形。））、第二十條第二項、第二十六條第五項第三款或第七項第一款、第三十四條第四項、第三十七條第三項、第四十條之二第二項第四款、第四十一條第一項第一款（限於與金額有關部分。）、第四十二條第四項、第四十七條第二項第一款第二目或第二款、第五十二條第三項、第五十五條第三項、第五十八條之七第二項（包含第五十八條之八第三項中解釋為準用之情形。）、或第六十六條第二項（限於與密切關係者之規定有關部分。）之內閣政令時，應依內閣政令所定，向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢。

（過渡措施）

第六十五條

依本法制定、修正或廢止命令時，得於經判斷為伴隨其制定、修正或廢止之合理必要範圍內，以該命令制定必要之過渡措施（包含關於罰則之過渡措施。）。）。。

（報告及進入檢查）

第六十六條

- 1 中央主管機關首長為實施本法而認有必要時，得依內閣政令所定，命令販賣業者、提供勞務事業者、統籌者、勸誘者、一般多層次傳銷販賣業者、提供業務誘導販賣業者或購買業者（以下稱「販賣業者等」。）。），進行報

準用する場合を含む。) 、第二十条第二項、第二十六条第五項第三号若しくは第七項第一号、第三十四条第四項、第三十七条第三項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号(金額に係るものに限る。)、第四十二条第四項、第四十九条第二項第一号若しくは第二号、第五十二条第三項、第五十五条第三項、第五十八条の七第二項(第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第六十六条第二項(密接関係者の定めに係るものに限る。)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

(経過措置)

第六十五条

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(報告及び立入検査)

第六十六条

- 1 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者(以下

告或提出帳簿、文件及其他物件，或使其職員進入販賣業者等之事務所、事業所及其他營業場所，檢查帳簿、文件及其他物件或詢問從業人員等關係人。

- 2 中央主管機關首長為實施本法而認有特別之必要時，得依內閣政令所定，命令與販賣關聯商品者及與其他販賣業者等有密切關係而為以內閣政令所定者（以下於本項中稱「密切關係者」。），進行報告或提出資料，或使其職員進入密切關係者之事務所、事業所及其他營業場所，檢查帳簿、文件及其他物件或詢問從業人員等關係人。
- 3 中央主管機關首長為實施本法而認有特別之必要時，得於必要之限度內，使其職員進入自販賣業者等受託業務者之事務所、事業所及其他營業場所，檢查就接受該委託之帳簿、文件及其他物件。
- 4 中央主管機關首長為實施本法而認有特別之必要時，得命令與販賣業者等進行交易者，提出關於該販賣業者等之業務或財產中可參考之報告或資料。
- 5 中央主管機關首長為確保特定商交易適當化業務之適當的營運，得於必要限度內，命令指定法人報告關於特定

「販売業者等」という。) に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引する者に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
- 5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、

商交易適當化業務或資產的狀況，或使其職員進入指定法人之事務所，檢查特定商交易適當化業務之狀況或帳簿、文件及其他物件。

- 6 第一項至第四項之規定，於通信販賣電子郵件廣告受託事業者、多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者及提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者之情形，準用之。於此情形，第二項至第四項規定中之「販賣業者等」，應解釋為「通信販賣電子郵件廣告受託事業者、多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者或提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者」。
- 7 依第一項至第三項（包含於該等規定準用前項之情形。）或第五項之規定，進入檢查之職員，應攜帶表示其身份之證明書，並向關係人提示之。
- 8 依第一項至第三項（包含於該等規定準用第六項之情形。）或第五項之規定，為進入檢查之權限，不得解釋其係經認定為搜查犯罪之權限。

（配合之請求）

第六十六條之二

中央主管機關首長為實施本法而認有必要時，得向政府機關、地方自治團體等為詢問，或請求其配合。

特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 6 第一項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第二項から第四項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。
- 7 第一項から第三項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 第一項から第三項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協力依頼）

第六十六条の二

主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（指示等之方式）

第六十六條之三

依本法規定所為之指示或命令，應送達以中央主管機關命令所定之文書。

（關於送達之民事訴訟法的準用）

第六十六條之四

關於文書之送達，準用民事訴訟法〔平成八年（1996年）法律第一百零九號〕第九十九條、第一百零一條、第一百零三條、第一百零五條、第一百零六條、第一百零七條第一項（限於與第一款有關部分。於次條第一項第二款中，亦同。）及第三項、第一百零八條及第一百零九條之規定。於此情形，同法第九十九條第一項中之「執行官」、同法第一百零七條第一項中之「法院書記官」應解釋為「中央主管機關首長之職員」，同項中之「最高法院規則」應解釋為「中央主管機關命令」，同法第一百零八條中之「審判長」及同法第一百零九條中之「法院」應解釋為「中央主管機關首長」。

（公示送達）

第六十六條之五

- 1 中央主管機關首長於下列情形，得為公示送達。
 - 一 應接受送達者之住所、居所及其他應送達之場所不明者。
 - 二 依前條準用民事訴訟法第一百零七條第一項之規定，無法送達者。

(指示等の方式)

第六十六条の三

この法律の規定による指示又は命令は、主務省令で定める書類を送達して行う。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第六十六条の四

書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第九十九条、第一百一条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百七條第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項、第一百八條並びに第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第六十六条の五

- 1 主務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
 - 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合。
 - 二 前条において準用する民事訴訟法第一百七條第一項の規定により送達をすることができない場合。

- 三 就應送達外國者，經認無從依前條準用民事訴訟法第一百零八條規定送達、或即使依該規定亦無法送達者。
 - 四 依前條準用民事訴訟法第一百零八條規定，經囑託外國之管轄政府機關經六個月後，仍無發送證明其送達之書面者。
- 2 公示送達，其應於中央主管機關首長之事務所的公告欄，公告何時均得交付應送達之文書予應接受送達者之意旨。
 - 3 公示送達於依前項規定開始公告之日起經二週，生其效力。
 - 4 就應於外國送達所為之公示送達得情形，前項之期間為六週。

（電子資訊處理組織之使用）

第六十六條之六

中央主管機關首長之職員將「關於活用資訊通訊技術之行政推動等法律」〔平成十四年（2002年）法律第一百五十一號〕第三條第九款規定之處分通知等，依本章之規定為文件送達之相關業務，而依同法第七條第一項規定使用同法第六條第一項所定之電子資訊處理組織時，為取代依第六十六條之四準用民事訴訟法第一百零九條規定製作及提出記載關於送達事項之書面，應使用該電子資訊處理組織，將該事項記錄於中央主管機關首長使用之電腦（包含輸入輸出裝置。）所備置之檔案。

- 三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合。
- 四 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合。
- 2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を主務大臣の事務所の掲示場に掲示することにより行ふ。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十六条の六

主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行ふこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子

（中央主管機關首長等）

第六十七條

1 本法之中央主管機關首長如下。

一 與商品及特定權利（限於第二條第四項第二款及第三款所列情形。以下於本款中，亦同。）有關之販賣業者之相關事項，與商品有關之一連串多層次傳銷販賣業的統籌者、勸誘者及一般多層次傳銷販賣業者之相關事項，與商品有關之提供業務誘導販賣業者之相關事項及與物品有關之購買業者的相關事項者，為內閣總理、經濟產業省首長及職掌該商品、特定權利及物品之流通的中央部會首長。

二 與特定權利（限於第二條第四項第一款所列之情形。）有關之販賣業者的相關事項，與利用設施或接受勞務提供之權利有關的一連串多層次傳銷販賣業之統籌者、勸誘者及一般多層次傳銷販賣業者的相關事項，與接受特定繼續性勞務提供之權利有關的販賣業者的相關事項及與利用設施或接受勞務提供之權利有關的提供業務誘導販賣業者的相關事項者，為內閣總理、經濟產業省首長大臣及職掌與該權利有關之提供設施或勞務事業的中央部會首長。

三 提供勞務事業者之相關事項，與勞務有關之一連串

情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

（主務大臣等）

第六十七条

- 1 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
 - 一 商品及び特定権利（第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）に係る販売者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売者に関する事項、商品に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項並びに物品に係る購入者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに当該商品、特定権利及び物品の流通を所掌する大臣。
 - 二 特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）に係る販売者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣。
 - 三 役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の

多層次傳銷販賣業之統籌者、勸誘者及一般多層次傳銷販賣業者的相關事項及與勞務有關之提供業務誘導販賣業者之相關事項者，為內閣總理、經濟產業省首長及職掌該提供勞務事業之中央部會首長。

四 通訊販賣電子郵件廣告受託事業者、多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告受託事業者及提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告受託事業者之相關事項，訪問販賣協會及通訊販賣協會相關事項及依第六十四條第二項之規定向消費者委員會及消費經濟審議會之諮詢的相關事項，為內閣總理及經濟產業省首長。

五 關於指定法人相關事項，為內閣總理、經濟產業省首長及職掌與販賣有關之商品及特定權利（限於第二條第四項第二款及第三款所列情形。）及與購買有關之物品之流通的中央部會首長、職掌與特定權利（限於同項第一款所列情形。）有關之提供設施或勞務事業的中央部會首長、職掌提供勞務事業之中央部會首長及職掌提供特定繼續性勞務事業之中央部會首長。

六 關於依第六十四條第一項規定向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢之相關事項，為內閣總理，經濟產業省首長及職掌該商品、特定權利（限於第二條第四項第二款及第三款所列情形。）或物品之流通的中央部會首長，職掌與該權利有關之提供設施或勞務事業的中央部會首長或職掌提供該勞務事業之

連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業に関する事項並びに役務に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣。

- 四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣。
- 五 指定法人に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに販売に係る商品及び特定権利（第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）並びに購入に係る物品の流通を所掌する大臣、特定権利（同項第一号に掲げるものに限る。）に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣、役務の提供を行う事業を所管する大臣並びに特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣。
- 六 第六十四条第一項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品、特定権利（第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行

中央部會首長。

- 2 內閣總理將本法之權限（以與金融廳職掌有關者為限，不含內閣政令所定之情形。）委任予金融廳廳長。
- 3 內閣總理將本法之權限（以與消費者廳職掌有關者為限，不含內閣政令所定之情形。）委任予消費者廳廳長。
- 4 本法之中央主管機關命令，由內閣總理及經濟產業省首長共同發佈之。但第六十一條第一項所定之中央主管機關命令，由第一項第五款所定之中央主管機關首長發布之。

（都道府縣處理之事務）

第六十八條

本法規定屬中央主管機關首長權限之事務的一部，得依內閣政令所定，由都道府縣知事為之。

（權限之委任）

第六十九條

- 1 依本法屬中央主管機關首長之權限，得依內閣政令所定，由地方支分部辦公室主管為之。
- 2 金融廳廳長得依內閣政令所定，將依第六十七條第二項規定被委任之權限的一部，委諸財務局長或財務支局長。

う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣。

- 2 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
- 4 この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

（都道府県が処理する事務）

第六十八条

この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第六十九条

- 1 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。
- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

- 3 消費者廳廳長得依內閣政令所定，將依第六十七條第三項規定被委任之權限的一部，委諸經濟產業局長。

（關係者之互相合作）

第六十九條之二

中央主管機關首長、相關行政機關首長（該行政機關為合議制機關者，該行政機關）、相關地方自治團體首長、獨立行政法人國民生活中心首長等關係者，為維持特定商交易之公平及防止購買者等受有損害，應交換必要之資訊，並確保其他互相之密切的合作。

（向外國執行當局之資訊的提供）

第六十九條之三

- 1 中央主管機關首長得向執行相當於本法之外國法令的外國當局（於次項及第三項中稱「外國執行當局」。），提供經認有助於遂行其職務（限於相當於本法所定之職務的情形。於次項中亦同。）之資訊。
- 2 就依前項規定所為之資訊的提供，應採取適當措施，不使該資訊被使用於該外國執行當局遂行其職務以外之事務，且無次項之同意時，不得被使用於外國之刑事案件的搜查（限於該對象之犯罪事實經特定後之情形。）或審判（於同項中稱「搜查等」。）。

- 3 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七條第三項の規定により委任された権限の一部を經濟産業局長に委任することができる。

(關係者相互の連携)

第六十九條の二

主務大臣、關係行政機關の長（当該行政機關が合議制の機關である場合にあつては、当該行政機關）、關係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の關係者は、特定商取引を公正にするとともに購入者等が受けることのある損害の防止を図るため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(外国執行当局への情報提供)

第六十九條の三

- 1 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（次項及び第三項において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。
- 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）

- 3 中央主管機關首長經外國執行當局要求時，除有該當於下列各款所列情形之一者外，得同意其使用依第一項之規定提供之資訊於該要求相關之外國刑事案件的搜查等。
 - 一 與該要求有關之刑事案件搜查等之對象的犯罪為政治犯罪者、或經認該要求乃以進行關於政治犯罪搜查等目的而為者。
 - 二 與該要求有關之刑事案件搜查等之對象的犯罪相關行為係於日本國內所為，而該行為依日本國之法令不構成犯罪者。
 - 三 要求國不保證因應日本國為相同要求者。
- 4 中央主管機關首長為前項之同意時，應分別於事前向法務大臣確認無該當於同項第一款及第二款之情形、向外務大臣確認無該當於同項第三款之情形。

に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

- 3 主務大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。
 - 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
 - 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
 - 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 主務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第七章 罰則

第七十條

該當下列各款之一的情形，處行為人三年以下有期徒刑或三百萬元以下罰金，或併科之。

- 一 違反第六條、第十三條之二、第二十一條、第三十四條、第四十四條、第五十二條或第五十八條之十之規定者。
- 二 違反第十二條之六第一項之規定，未揭示或為不實之揭示者。
- 三 違反第八條第一項或第二項、第八條之二第一項或第二項、第十五條第一項至第三項、第十五條之二第一項或第二項、第二十三條第一項或第二項、第二十三條之二第一項或第二項、第三十九條第一項至第五項、第三十九條之二第一項至第四項、第四十一條第一項或第二項、第四十七條之二第一項或第二項、第五十七條第一項至第三項、第五十七條之二第一項或第二項、第五十八條之十三第一項或第二項或依第五十八條之十三之二第一項或第二項規定所為之命令者。

第七十一條

該當下列各款之一的情形，處行為人六個月以下有期徒刑或一百萬元以下罰金，或併科之。

第七章 罰則

第七十条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条、第十三条の二、第二十一条、第三十四条、第四十四条、第五十二条又は第五十八条の十の規定に違反したとき。
- 二 第十二条の六第一項の規定に違反して、表示をせず、又は不実の表示をしたとき。
- 三 第八条第一項若しくは第二項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項から第三項まで、第十五条の二第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十三条の二第一項若しくは第二項、第三十九条第一項から第五項まで、第三十九条の二第一項から第四項まで、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十七条の二第一項若しくは第二項、第五十七条第一項から第三項まで、第五十七条の二第一項若しくは第二項、第五十八条の十三第一項若しくは第二項又は第五十八条の十三の二第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十一条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

- 一 違反第四條第一項、第五條第一項或第二項、第十八條第一項、第十九條第一項或第二項、第三十七條第一項或第二項、第四十二條第一項至第三項、第五十五條第一項或第二項、第五十八條之七第一項或第五十八條之八第一項或第二項，未交付書面、或交付未記載上述規定所定事項之書面或為虛偽記載之書面者。
- 二 違反依第七條第一項、第十四條第一項或第二項、第二十二條第一項、第三十八條第一項至第四項、第四十六條第一項、第五十六條第一項或第二項或第五十八條之十二第一項之規定所為之指示者。
- 三 未依第六十六條第一項（包含同條第六項之準用的情形。以下於本款中亦同。）規定為報告或為虛偽之報告、或未依同條第一項規定提出物件或提出虛偽之物件、或拒絕或妨害或規避依同項規定之檢查、或未對依同項規定之詢問為陳述或為虛偽之陳述者。
- 四 未依第六十六條第二項（包含依同條第六項解釋為準用的情形。以下於本款中亦同。）規定為報告或為虛偽之報告、或未依同條第一項規定提出資料或提出虛偽之資料、或拒絕或妨害或規避依同項規定

- し、又はこれを併科する。
- 一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項から第三項まで、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十八条の七第一項又は第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。
 - 二 第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第二十二條第一項、第三十八條第一項から第四項まで、第四十六条第一項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十二第一項の規定による指示に違反したとき。
 - 三 第六十六条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
 - 四 第六十六条第二項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料

之檢查、或未對依同項規定之詢問為陳述或為虛偽之陳述者。

第七十二條

- 1 該當下列各款之一的情形，處行為人一百萬元以下罰金。
 - 一 違反第十二條、第三十六條、第四十三條或第五十四條之規定，為顯然不符事實之表示、或為使人誤認顯較實際情形優良或有利之表示者。
 - 二 違反第十二條之三第一項或第二項（包含第十二條之四第二項準用之情形。）、第十二條之四第一項、第三十六條之三第一項或第二項（包含第三十六條之四第二項準用之情形。）第三十六條之四第一項、第五十四條之三第一項或第二項（包含第五十四條之四第二項準用之情形。）或第五十四條之四第一項之規定者。
 - 三 違反第十二條之三第三項（包含依第十二條之四第二項解釋為準用之情形。）、第三十六條之三第三項（包含依第三十六條之四第二項解釋為準用之情形。）或第五十四條之三第三項（包含依第五十四條之四第二項解釋為準用之情形。）之規定，未製作紀錄或製作虛偽之記錄、或未保存記錄者。

を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第七十二条

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
 - 二 第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項（第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反したとき。
 - 三 第十二条の三第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して

- 四 違反第十二條之六第二項之規定，為同項各款所列之表示者。
 - 五 違反第十三條第一項或第二十條第一項之規定，未為通知者。
 - 六 違反第三十五條或第五十三條之規定，未為表示者。
 - 七 違反第四十五條第一項之規定，未備置同項所定之文件或為不實之記載者。
 - 八 違反第四十五條第二項之規定，無正當理由，拒絕文件之閱覽、或拒絕交付謄本或抄本者。
- 2 觸犯前項第二款之罪刑者，於其提供之電子郵件廣告，違反第十一條、第十二條之三第四項（包含依第十二條之四第二項解釋為準用之情形。）、第三十五條、第三十六條之三第四項（包含依第三十六條之四第二項置換準用之情形。）、第五十三條或第五十四條之三第四項（包含依第五十四條之四第二項解釋為準用之情形。）之規定，未為表示，或違反第十二條、第三十六條或第五十四條之規定，為顯然不符事實之表示、或為使人誤認顯較實際情形優良或有利之表示者，處一年以下有期徒刑或二百萬元以下罰金，或併科之。

- 、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。
- 四 第十二条の六第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる表示をしたとき。
- 五 第十三条第一項又は第二十条第一項の規定に違反して通知しなかつたとき。
- 六 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつたとき。
- 七 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をしたとき。
- 八 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
- 2 前項第二号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の三第四項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条の三第四項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又は

第七十三條

該當下列各款之一的情形，處行為人三十萬元以下罰金。

- 一 違反第二十八條第二項或第三十一條第二項之規定，於其名稱或商號中，使用有被誤認為其係訪問販賣協會會員或通訊販賣協會會員之虞的文字者。
- 二 拒絕或妨害或規避依第六十六第三項（包含依同條第六項解釋為準用之情形。）規定之檢查者。
- 三 未依第六十六條第四項（包含依同條第六項解釋為準用之情形。以下於本款中亦同。）規定為報告或為虛偽之報告、或未依同條第四項規定提出資料，或提出虛偽之資料者。
- 四 未依第六十六條第五項規定為報告，或為虛偽之報告、或拒絕、妨害或規避依同項規定之檢查者。

第七十四條

- 1 法人之代表人或管理人，或法人或人之代理人、使用人及其他從業人員，就該法人或人之業務，為違反下列各款所列規定之行為者，除處罰行為人外，對該法人處以各該款所定罰金刑、對該人處以各該條之罰金刑。

これを併科する。

第七十三條

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八條第二項又は第三十一條第二項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いたとき。
- 二 第六十六條第三項（同條第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 三 第六十六條第四項（同條第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第四項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき。
- 四 第六十六條第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四條

- 1 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑

- 一 第七十條第三款：處三億元以下罰金刑。
 - 二 第七十條第一款及第二款：處一億元以下罰金刑。
 - 三 前三條：各該條之罰金刑。
- 2 就無法人格社團或財團有適用前項之規定的情形，其代表人或管理人，除就其訴訟行為代表該無法人格之社團或財團外，準用關於以法人為被告或嫌疑人時之刑事訴訟法律的規定。

第七十五條

該當下列各款之一的情形，處五十萬元以下罰鍰。

- 一 未依第二十七條之三第一項、第二十七條之四第一項、第三十條之二第一項或第三十條之三第一項之規定為提出、或為虛偽之提出者。
- 二 拒絕、妨害或規避依第二十九條之五第二項或第三十二條之二第二項規定之檢查、或違反依第二十九條之五第二項或第三十二條之二第二項規定之命令者。

第七十六條

違反第二十八條第一項或第三十一條第一項規定，於其名稱或商號中，使用有被誤認其係訪問販賣協會或通訊販賣協會之虞的文字者，處十萬元以下罰鍰。

を科する。

一 第七十条第三号 三億円以下の罰金刑。

二 第七十条第一号及び第二号 一億円以下の罰金刑。

三 前三条 各本条の罰金刑。

- 2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

二 第二十九条の五第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条の五第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による命令に違反した者。

第七十六条

第二十八条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 節 錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過六個月的範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但第十九條、第二十一條第一款、附則第三條及第四條之規定，自公布之日起施行。

（過渡措施）

第二條

- 1 第四條及第九條之規定，就販賣業者於本法施行前接受之買賣契約的要約，不適用之。
- 2 第五條第一項至第三項及第七條之規定，就於本法施行前已締結之買賣契約，不適用之。
- 3 第六條之規定，就販賣業者於本法施行前接受之買賣契約的要約、或與該要約有關之買賣契約締結於本法施行後者，就該買賣契約、或於本法施行前締結之買賣契約，不適用之。
- 4 第十五條第二項及第十六條之規定，就本法施行前，由相當於第十一條第一項規定之多層次傳銷販賣業之事業者所締結之相當於同項規定之多層次傳銷販賣交易之交易契約，不適用之。

附 則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条

- 1 第四条及び第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。
- 2 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 3 第六条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 4 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に第十一条第一項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

- 5 就本法施行前關於販賣業者所為商品發送之第十八條規定的適用，同條第一項中之「該商品發送之日」應解釋為「本法施行之日」。

附 則 〔昭和五十九年（1984年）六月二日法律第四十九號〕 節錄

（施行期日）

- 1 本法自公布之日起不超過六個月之範圍內，自內閣政令所定之日起施行。

（配合「關於訪問販賣等法律」之部分修正的過渡措施）

- 12 本法施行前締結之買賣契約、本法施行前販賣業者接受之買賣契約的要約、本法施行後締結與該要約有關之買賣契約者，就該買賣契約之適用，仍依往例，不適用依前項規定所修正之「關於訪問販賣等法律」第六條之規定。

附 則 〔昭和六十三年（1988年）五月十七日法律第四十三號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過六個月的範圍內，自內閣政

- 5 この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての第十八条の規定の適用については、同条第一項中「その商品の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

附 則 （昭和五九年六月二日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この法律の施行前に締結した売買契約又はこの法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る売買契約が締結された場合における当該売買契約については、前項の規定による改正後の訪問販売等に関する法律第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和六三年五月一七日法律第四三号） 抄

（施行期日等）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

令所定之日起施行。但次條之規定自公布日起施行。

第二條

本法施行之日前，於規劃制定修正後之「關於訪問販賣等法律」（以下稱「新法」。）第二條第一項第二款及第二項、第六條第一項、第十條第二項第二款或第十一條第一項之內閣政令時，依修正前之「關於訪問販賣等法律」（以下稱「舊法」。）第十九條之規定之例。

（過渡措施等）

第三條

- 1 新法第四條之規定，就本法施行後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約的要約，適用之；就本法施行前，販賣業者接受之新法第二條第三項所定之指定商品，其該當於舊法第二條第三項所定指定商品（以下稱「特定指定商品」。）之買賣契約的要約，仍依往例。
- 2 新法第五條之規定，就本法施行後締結之買賣契約或提供勞務契約，適用之；就本法施行前締結之特定指定商品的買賣契約，仍依往例。
- 3 新法第六條之規定，就本法施行後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約的要約、本法施行後締結之買賣契約或提供勞務契約（不含本法施行

内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条

この法律の施行の日前に、改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項第二号及び第三項、第六条第一項、第十条第二項第二号又は第十一条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、改正前の訪問販売等に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条の規定の例による。

（経過措置等）

第三条

- 1 新法第四条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた新法第二条第三項に規定する指定商品であつて旧法第二条第三項に規定する指定商品に該当するもの（以下「特定指定商品」という。）の売買契約の申込みについては、なお従前の例による。
- 2 新法第五条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
- 3 新法第六条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された

前接受之要約的情形。）, 適用之; 就本法施行前, 販賣業者接受之特定指定商品買賣契約的要約、或與該要約有關之買賣契約於本法施行後締結時之該買賣契約、或本法施行前締結之特定指定商品的買賣契約, 仍依往例。

- 4 新法第七條第一項之規定, 就本法施行後締結之買賣契約或提供勞務契約, 適用之; 就本法施行前締結之特定指定商品的買賣契約, 仍依往例。
- 5 新法第七條第二項之規定, 就本法施行前締結之買賣契約或提供勞務契約, 不適用之。
- 6 新法第九條之規定, 就本法施行前, 販賣業者或提供勞務事業者接受之新法第二條第三項所定指定權利之買賣契約或提供勞務契約的要約, 不適用之。
- 7 新法第十四條第二項及第十七條之規定, 就本法施行後, 新法第十一條第一項所定多層次傳銷販賣業者締結同項所定多層次傳銷販賣交易之契約, 適用之; 就本法施行前, 舊法第十一條第一項所定多層次傳銷販賣業者締結同項所定多層次傳銷販賣交易之契約, 仍依往例。
- 8 關於本法施行前就販賣業者發送商品適用新法第十八條第一項之規定的情形, 同項中「自發送該商品之日起經

売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた特定指定商品の売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。

- 4 新法第七条第一項の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
- 5 新法第七条第二項の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。
- 6 新法第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた新法第二条第三項に規定する指定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。
- 7 新法第十四条第二項及び第十七条の規定は、この法律の施行後に新法第十一条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に旧法第十一条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての新法第十八条第一項の規定の適用については、

過十四日（接獲該發送商品者對販賣業者請求取回該商品之情形，自其請求之日起，經過七日之後）」部分，應解釋為「自『部分修正關於訪問販賣等法之法律』〔昭和六十三年（1988年）法律第四十三號〕施行之日起經過十四日之日、發送該商品之日起經過三個月之日、或接獲該發送商品者對販賣業者請求取回該商品之日起經過一個月之日，三者中最早到達之日」。

- 9 就對於本法施行前之行為、及依第一項、第二項、第七項所定仍依往例之本法施行後所為行為，其罰則之適用，仍依往例。

第四條

- 1 昭和五十五年（1980年）四月一日設立之社團法人日本訪問販賣協會，於本法施行之日，其該當於新法第十條之二所定要件時，就新法第十條之三及第十條之四之規定的適用，視為於本法施行之日設立之新法第十條之二所定的法人。
- 2 昭和五十八年（1983年）十月十一日設立之社團法人日本通訊販賣協會，於本法施行之日，其該當於新法第十條之五所定要件時，就新法第十條之六及第十條之七

同項中「その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日）」とあるのは、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十三号）の施行の日から起算して十四日を経過する日、その商品の送付があつた日から起算して三月を経過する日又はその商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日のいずれか早い日」とする。

- 9 この法律の施行前にした行為並びに第一項、第二項及び第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条

- 1 昭和五十五年四月一日に設立された社団法人日本訪問販売協会は、この法律の施行の日において新法第十条の二に規定する要件に該当する場合には、新法第十条の三及び第十条の四の規定の適用については、この法律の施行の日に設立された新法第十条の二に規定する法人とみなす。
- 2 昭和五十八年十月十一日に設立された社団法人日本通信販売協会は、この法律の施行の日において新法第十条の五に規定する要件に該当する場合には、新法第十

之規定的適用，視為於本法施行之日設立之新法第十條之五所定的法人。

附 則 〔平成八年（1996年）五月二十二日法律第四十四號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起不超過六個月的範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但第一條中「關於訪問販賣等法律」第十九條及第二十一條第四款之修正規定、第二條之規定、附則第三條中「分期付款販賣法」第三十七條第一項之修正規定、附則第四條及第五條之規定，自公布之日起施行。

（過渡措施）

第二條

- 1 依第一條規定所為修正後之「關於訪問販賣等法律」（以下稱「新法」。）第九條之六及第九條之八的規定，就本法施行前販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約的要約，不適用之。
- 2 新法第九條之七及第九條之十三的規定，就本法施行前締結之買賣契約或提供勞務契約，或本法施行前，與販賣業者或提供勞務事業者接受之要約有關的買賣契約或提供勞務契約於本法施行後締結者，該買賣契約或提供

条の六及び第十条の七の規定の適用については、この法律の施行の日に設立された新法第十条の五に規定する法人とみなす。

附 則 （平成八年五月二二日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中訪問販売等に関する法律第十九条及び第二十一条第四号の改正規定、第二条の規定、附則第三条中割賦販売法第三十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条

- 1 第一条の規定による改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第九条の六及び第九条の八の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。
- 2 新法第九条の七及び第九条の十三の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた申込みに係る売買契約若しくは役務提供

勞務契約，不適用之。

- 3 新法第九條之十二的規定，就本法施行前，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約的要約、或與該要約有關之買賣契約或提供勞務契約於本法施行後締結者、或本法施行前締結之買賣契約或提供勞務契約，不適用之。
- 4 本法施行前，就多層次傳銷販賣業者締結之與該多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易的契約，仍依往例，不適用新法第十七條之規定。
- 5 就本法施行前所為行為之罰則的適用，仍依往例。

附 則 〔平成十一年（1999年）四月二十三日法律 第三十四號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過六個月的範圍內，自內閣政令所定之日起施行。

（關於罰則之過渡措施）

第三條

契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

- 3 新法第九条の十二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
- 4 この法律の施行前に連鎖販売業を行う者が締結したその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約については、新法第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年四月二三日法律第三四号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条

就對於本法施行前所為行為之罰則的適用，仍依往例。

（對內閣政令之委任）

第四條

除前二條所定者外，關於本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

附 則 〔平成十一（1999年）年七月十六日法律
第八十七號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自平成十二年（2000年）四月一日起施行。但下列各款規定自各該款所定之日起施行。

- 一 第一條中地方自治法第一百五十條以下五條、節名、二款及加上款名之修正規定〔限於與同法第二百五十條之九第一項有關部分（限於與得到參眾兩院同意有關部分。）〕、第四十條中自然公園法附則第九項及第十項之修正規定（限於與同法附則第十項有關部分。）、第二百四十四條之規定（不含與「農業改良助長法」第十四條之三的修正規定有關部分。）、第四百七十二條之規定（不含與「關於市町村合併特例法」第六條、第八條及第十七條之修正規定有關部分。）及附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條但書、第六十條第四項

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条

前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第

及第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項至第六項、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條及第二百零二條之規定公布之日。

（政府等之事務）

第一百五十九條

除依本法所為修正前各該法律所規定者外，本法施行前，地方自治團體之機關依法律或依基於法律之內閣政令，所管理或執行之中央及其他地方自治團體等地方團體之事務（於附則第一百六十一條中稱「政府等之事務」。），於本法施行後，地方自治團體依法律或依基於法律之內閣政令，將該等事務作為該地方自治團體之事務處理之。

（關於處分、申請等之過渡措施）

第一百六十條

- 1 本法（關於附則第一條各款所列規定，為各該規定。以下於本條及附則第一百六十三條中，亦同。）施行前，依修正前各該法律之規定所為許可等之處分等行為（以下於本條中稱「處分等行為」。）、或本法施行時依修正前各該法律所為之許可等之申請等行為（以下於本條中稱「申請等行為」。），其與於本法施行日與該等行為有關之應為行政事務之情形有異者，除附則第二條至前條之規定、或修正後各該法律（含基於該等法律之命令。）之過渡措施相關規定所定者外，於本法施行日

五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日。

(国等の事務)

第一百五十九條

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十條

- 1 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき

後，就修正後之各個該法律的適用，視為依修正後各該法律之相當規定而為之處分等行為或申請等行為。

- 2 本法施行前，依修正前各該法律之規定，應向中央或地方自治團體機關為報告、報備、提出等程序之事項，就其未於本法施行之日前完成者，除本法及基於本法之內閣政令另有規定者外，視為未依修正後各該法律之相當規定，向中央或地方自治團體之相當機關完成應報告、報備、提出等程序之事項，並適用依本法為修正後之各該法律的規定。

（關於提出不服之過渡措施）

第一百六十一條

- 1 就施行日前所為與政府機關等之事務有關的處分，為該處分之行政機關（以下於本條中稱「處分機關」。）於施行日前有行政不服審查法所定之上級行政機關的情形（以下於本條中稱「上級行政機關」。），關於依同法提出不服之情形，於施行日後，仍視為該處分機關有上級行政機關，適用行政不服審查法之規定。於此情形，

者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条

- 1 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当

被視為該處分機關之上級行政機關的行政機關即為施行日前該處分機關之上級行政機關的行政機關。

- 2 依前項情形，被視為上級行政機關之行政機關為地方自治團體之機關者，該機關依行政不服審查法應處理之事務，為新地方自治法第二條第九項第一款所定之第一號法定受託事務。

（關於罰則之過渡措施）

第一百六十三條

就對於本法施行前所為行為之罰則的適用，仍依往例。

（委任其他過渡措施予內閣政令）

第一百六十四條

除本附則所定者外，配合本法之施行的必要過渡措施（含關於罰則之過渡措施。），以內閣政令定之。

（檢討）

第二百五十條

關於新地方自治法第二條第九項第一款所定第一號法定受託事務，應盡可能不再新增，而關於新地方自治法附表一所列情形及依新地方自治法以內閣政令所示情形，

該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第六百六十三条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六百六十四条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に

基於推動地方分權的觀點，應加以檢討、並適當適度地重新檢視。

第二百五十一條

政府就為使地方自治團體得自主獨立執行其事務及事業，就確保充實配合政府與地方自治團之機能分擔的地方稅財源的方法，應持續斟酌經濟情勢之變動等進行檢討，並依檢討結果採取必要措施。

附 則 〔平成十一年（1991年）十二月二十二日法律 第一百六十號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法（不含第二條及第三條。）自平成十三年（2002年）一月六日起施行。但下列各款規定自各該款所定之日起施行。

- 一 第九百九十五條（限於與「修正關於核原料物質、核燃料物質及原子爐之規制法之一部法」附則之修正規定有關部分。）第一千三百零五條、第一千三百零六條、第一千三百二十四條第二項、第一千三百二十六條第二項及第一千三百四十四條之規定公布之日。

掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日。

附 則 〔平成十二年（2000年）十一月十七日法律 第一百二十號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自平成十三年（2002年）六月一日起施行。

（配合「關於訪問販賣等法」之部分修正的過渡措施）

第二條

- 1 依第一條規定修正後之「與特定商交易相關之法律」（以下稱「特定商交易法」。）第三十七條第二項及第四十條之規定，就本法施行後，特定商交易法第三十三條第一項所定之多層次傳銷販賣業者締結之同項所定多層次傳銷販賣交易之契約，適用之；就依本法施行前第一條規定之修正前「關於訪問販賣等法」第十一條第一項所定多層次販賣業者締結之同項所定多層次傳銷販賣交易的契約，仍依往例。
- 2 特定商交易法第五十五條第二項及第五十八條之規定，就本法施行前相當於特定商交易法第五十一條第一項所定提供業務誘導販賣業之事業者締結之相當於同項所定提供業務誘導販賣交易之交易的契約，不適用之。

附 則 （平成一二年一月一七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十三年六月一日から施行する。

（訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条

- 1 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第三十七条第二項及び第四十条の規定は、この法律の施行後に特定商取引法第三十三条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の訪問販売等に関する法律第十一条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。
- 2 特定商取引法第五十五条第二項及び第五十八条の規定は、この法律の施行前に特定商取引法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

（關於罰則之過渡措施）

第四條

就對於本法施行前所為行為、及依附則第二條第一項規定仍依往例之本法施行後所為行為，其罰則之適用，仍依往例。

（對內閣政令之委任）

第五條

除前三條所定者外，關於本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

（檢討）

第六條

政府應配合關於與國民日常生活有關之商交易的情事及其他經濟社會環境的變化，檢討特定商交易法之規定，並依檢討結果採取必要措施。

附 則 〔平成十二年（2000年）十一月二十七日法律
第一百二十六號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過五個月範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但以下各款所列規定，自各該款所定之日起施行。

（罰則に関する経過措置）

第四条

この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条

に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条

政府は、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一二年一一月二七日法律第一二六号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條及附則第四條之規定：公布之日。

（關於罰則之過渡措施）

第二條

就對於本法施行前所為行為之罰則的適用，仍依往例。

附 則 〔平成十四年（2002年）四月十九日法律
第二十八號〕

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過三個月範圍內，自內閣政令所定之日起施行。

（檢討）

第二條

政府應以本法施行後經三年為目標，確認關於活用本法施行後之資訊技術之商交易等情事、於特定商交易以電子電磁方式提供廣告之狀況等，就依本法修正後之「與特定商交易相關之法律」規定，以電子電磁方式進行廣告之措施，進行檢討，並依檢討結果採取必要措施。

附 則 〔平成十六年（2004年）五月十二日法律
第四十四號〕 節錄

一 第八條及び附則第四條の規定 公布の日。

(罰則に関する経過措置)

第二條

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年四月一九日法律第二八号)

(施行期日)

第一條

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二條

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行後の情報技術を活用した商取引に関する事情、特定商取引における電磁的方法による広告の提供の状況等を踏まえ、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定に基づく電磁的方法による広告に対する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年五月一二日法律第四四号)

抄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過六個月範圍內，自內閣政令所定之日起施行。

（配合與特定商交易相關之法律之部分修正的過渡措施）

第二條

- 1 依第一條規定之修正後的「與特定商交易相關之法律」（以下稱「新特定商交易法」。）第六條之二、第二十一條之二、第三十四條之二、第四十四條之二及第五十二條之二的規定，就本法施行前所為之行為，不適用之。
- 2 本法施行後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約的要約、或本法施行後締結之買賣契約或提供勞務契約（不含本法施行前接受該要約之情形。），適用新特定商交易法第九條及第二十四條之規定；就本法施行前，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約，或於本法施行後，締結與該要約有關之買賣契約或提供勞務契約、或於本法施行前締結之買賣契約或提供勞務契約，仍依往例。
- 3 「與特定商交易相關之法律」第九條之三及第二十四條之二之規定，就本法施行前所為之買賣契約或提供勞務契約之要約、或其承諾之意思表示，不適用之。

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条

- 1 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下「新特定商取引法」という。）第六条の二、第二十一条の二、第三十四条の二、第四十四条の二及び第五十二条の二の規定は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。
- 2 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。
- 3 特定商取引に関する法律第九条の三及び第二十四条の二の規定は、この法律の施行前にした売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示につ

- 4 新特定商交易法第四十條之三、第四十九條之二及第五十八條之二之規定，就本法施行前所為之「關於定商交易法」第三十三條第一項所定與多層次傳銷販賣業有關之多層次傳銷販賣交易的契約（以下稱「多層次傳銷販賣契約」。）、同法第四十一條第一項第一款所定特定繼續性勞務提供契約（以下僅稱「特定繼續性勞務提供契約」。）、或同項第二款所定特定權利販賣契約（以下僅稱「特定權利販賣契約。」、同法第五十一條第一項所定與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之契約（以下稱「提供業務誘導販賣契約」。）的要約或其承諾之意思表示，不適用之。
- 5 新特定商交易法第十二條之二、第三十六條之二、第四十三條之二及第五十四條之二的規定，就本法施行前所為之揭示，不適用之。
- 6 新特定商交易法第三十七條第二項之規定，就本法施行後締結之多層次傳銷販賣契約，適用之；就本法施行前締結之多層次傳銷販賣契約，仍依往例。
- 7 新特定商交易法第四十條、第四十八條及第五十八條之規定，就本法施行後締結之多層次傳銷販賣契約、特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約、提供業務誘導販賣契約，適用之；就本法施行前締結之多層次傳銷販賣契約、特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約、提供業務誘導販賣契約，仍依往例。

いては、適用しない。

- 4 新特定商取引法第四十条の三、第四十九条の二及び第五十八条の二の規定は、この法律の施行前にした特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下「連鎖販売契約」という。）、同法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約（以下単に「特定継続的役務提供契約」という。）若しくは同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）若しくは同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第十二条の二、第三十六条の二、第四十三条の二及び第五十四条の二の規定は、この法律の施行前にした表示については、適用しない。
- 6 新特定商取引法第三十七条第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、なお従前の例による。
- 7 新特定商取引法第四十条、第四十八条及び第五十八条の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘

- 8 新特定商交易法第四十條之二之規定，就本法施行前締結之之多層次傳銷販賣契約，不適用之。
- 9 新特定商交易法第五十條第二項之規定，就本法施行後被解除之特定繼續性勞務提供契約、特定權利販賣契約、或「與特定商交易相關之法律」第四十八條第二項所定之關聯商品販賣契約（以下僅稱「關聯品販賣契約」），適用之；就本法施行前被解除之特定繼續性勞務提供契約、特定權利販賣契約、或關聯品販賣契約，仍依往例。
- 10 新特定商交易法第五十八條之三之規定，就本法施行前締結之提供業務誘導販賣契約，不適用之。

（對內閣政令之委任）

第四條

除前二條所定者外，關於本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

（檢討）

第五條

政府應以本法施行後經五年為目標，配合關於與國民日常生活有關之商交易有關之情事及其他經濟社會環境的變化，檢討新特定商交易法之規定，並依檢討結果採取必要措施。

- 引販売契約については、なお従前の例による。
- 8 新特定商取引法第四十条の二の規定は、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。
 - 9 新特定商取引法第五十条第二項の規定は、この法律の施行後に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関する法律第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約（以下単に「関連商品販売契約」という。）について適用し、この法律の施行前に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は関連商品販売契約については、なお従前の例による。
 - 10 新特定商取引法第五十八条の三の規定は、この法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、適用しない。

（政令への委任）

第四条

前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、新特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 〔平成十八年（2006年）六月二日法律
第五十號〕 節錄

本法自一般社團法人及財團法人法施行之日起施行。

附 則 〔平成二十年（2008年）五月二日法律
第二十九號〕 節錄

（施行期日）

- 1 本法自平成二十一年（2009年）四月一日起施行。但第二條及第四條之規定，自「關於特定商交易法」及「修正部分分期付款販賣法」（平成二十年（2008年）法律第七十四號）施行之日起施行。

附 則 〔平成二十年（2008年）六月十八日法律
第七十四號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過一年六個月範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但下列各款規定，自各該款所定之日起施行。

- 一 附則第四條第十一項及第十二項、附則第五條第二十九項之規定：公布之日。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条第十一項及び第十二項並びに附則第五条第二十九項の規定 公布の日。

二 第一條及附則第三條之規定：自公布之日起算不超過六個月之範圍內，內閣政令所定之日。

（配合「與特定商交易相關之法律」部分修正之過渡措施）

第三條

- 1 附則第一條第二款規定施行時，業者提供相對人相當於依第一條規定之修正後的「關於特定商交易法」（以下稱「第二號新特定商交易法」。）第十二條之三第一項第一款所定之通訊販賣電子郵件廣告、第二號新特定商交易法第三十六條之三第一項第一款所定之多層次傳銷販賣交易電子郵件廣告或第二號新特定商交易法第五十四條之三第一項第一款所定之提供業務誘導販賣交易電子郵件廣告（以下於本條中稱「通訊販賣電子郵件廣告等」。）之廣告時，業已接受相對人之請求或取得相對人之允諾，視為業者提供通訊販賣電子郵件廣告等時，已受相對人之請求，或已取得相對人之允諾。

- 2 附則第一條第二款規定施行時，業已為拒絕相當於通訊販賣電子郵件廣告等之提供的意思表示之情形，視為依第二號新特定商交易法第十二條之三第二項（包含第二號新特定商交易法第十二條之四第二項準用的情形。）、第三十六條之三第二項（包含第二號新特定商交易法第三十六條之四第二項準用的情形。）或第五十四條之三第二項（包含第二號新特定商交易法第五十四條之四第二項準用的情形。）規定，為意思表示。

- 二 第一条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日。

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条

- 1 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既に第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新特定商取引法」という。）第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告、第二号新特定商取引法第三十六条の三第一項第一号に規定する連鎖販売取引電子メール広告又は第二号新特定商取引法第五十四条の三第一項第一号に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告（以下この条において「通信販売電子メール広告等」という。）に相当するものをするにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であって、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けない旨のものは、第二号新特定商取引法第十二条の三第二項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第二項（第二号新特定商取引法第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第二項（第二号新特定商取

- 3 第二號新特定商交易法第十二條之三第三項（包含依第二號新特定商交易法第十二條之四第二項解釋為準用的情形。）、第三十六條之三第三項（包含依第二號新特定商交易法第三十六條之四第二項解釋為準用的情形。）及第五十四條之三第三項（包含依第二號新特定商交易法第五十四條之四第二項解釋為準用的情形。）之規定，於附則第一條第二款規定施行日前，為相當於通訊販賣電子郵件廣告等之情形，係基於自相對人接受請求或自相對人取得允諾而提供通訊販賣電子郵件廣告等之情形，不適用之。

第四條

- 1 依第二條規定之修正後「與特定商交易相關之法律」（以下於本條中稱「新特定商交易法」。）第四條及第十八條之規定，就本法施行後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約，適用之；就本法施行前，販賣業者或提供勞務事業者接受之依第二條規定之修正前「與特定商交易相關之法律」第二條第四項所定之指定商品、指定權利或指定勞務（以下稱「特定指定商品等」。）之買賣契約或提供勞務契約之要約，仍依往例。

引法第五十四條の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。

- 3 第二号新特定商取引法第十二條の三第三項(第二号新特定商取引法第十二條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十六條の三第三項(第二号新特定商取引法第三十六條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第五十四條の三第三項(第二号新特定商取引法第五十四條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に通信販売電子メール広告等に相当するものをつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告等については、適用しない。

第四條

- 1 第二條の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新特定商取引法」という。)第四條及び第十八條の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた第二條の規定による改正前の特定商取引に関する法律第二條第四項に規定する指定商品若しくは指定権利又は指定役務(以下「特定指定商品等」という。)の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

- 2 新特定商交易法第五條及第十九條之規定，就本法施行後締結之買賣契約或提供勞務契約，適用之；就本法施行前締結之指定特定商品等之買賣契約或提供勞務契約，仍依往例。
- 3 新特定商交易法第九條及第二十四條之規定，就本法施行後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約、或本法施行後締結之買賣契約或提供勞務契約（不含本法施行前已接受該要約之情形。），適用之；就本法施行前，販賣業者或提供勞務事業者接受之特定指定商品等之買賣契約或提供勞務契約之要約，或與該要約有關之買賣契約或提供勞務契約於本法施行後締結者之該買賣契約或提供勞務契約，或本法施行前締結之特定指定商品等之買賣契約或提供勞務契約，仍依往例。
- 4 新特定商交易法第九條之二之規定，就本法施行前，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約，或於本法施行後締結與該要約有關之買賣契約或提供勞務契約，或本法施行前締結之買賣契約或提供勞務契約，不適用之。
- 5 新特定商交易法第十條及第二十五條之規定，就本法施行前締結之買賣契約或提供勞務契約（不含與特定指定

- 2 新特定商取引法第五条及び第十九条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。
- 3 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。
- 4 新特定商取引法第九条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第十条及び第二十五条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約

- 商品等有關之情形。）, 不適用之。
- 6 關於本法施行之際已為新特定商交易法第十二條之三第一項第一款所定通訊販賣電子郵件廣告（不含與特定指定商品等有關之情形。）之情形, 就自其相對人接受之請求、或自其相對人取得之允諾, 視為就通訊販賣電子郵件廣告, 自其相對人接受之請求或自其相對人取得之允諾。
 - 7 於本法施行時, 業已為拒絕新特定商交易法第十二條之三第一項第一款所定拒絕通訊販賣電子郵件廣告（不含與特定指定商品等有關之情形。）之提供意旨之意思表示者, 視為同條第二項（包含新特定商交易法第十二條之四第二項準用之情形。）規定為意思表示。
 - 8 新特定商交易法第十二條之三第三項（包含依新特定商交易法第十二條之四第二項解釋為準用之情形。）之規定, 就本法施行日前, 為新特定商交易法第十二條之三第一項第一款所定之通訊販賣電子郵件廣告（不含與特定指定商品等有關之情形。），係基於相對人之請求或自相對人取得之允諾後, 始提供之通訊販賣電子郵件廣告者, 不適用之。
 - 9 新特定商交易法第十三條及第二十條之規定, 就本法施行前, 販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約（不含與特定指定商品等有關之情形。），不適用之。

(特定指定商品等に係るものを除く。)については、適用しない。

- 6 この法律の施行の際既に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から受けている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
- 7 この法律の施行の際既にされている意思の表示であって、新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)の提供を受けない旨のものは、同条第二項(新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。
- 8 新特定商取引法第十二条の三第三項(新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第十三条及び第二十条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込み(特定指定商品等に係るものを除く。)については、適用しない。

- 10 新特定商交易法第十五條之二的規定，就本法施行前販賣業者接受之買賣契約的要約，或與該要約有關之買賣契約係於本法施行後締結者，或於本法施行前締結之買賣契約，不適用之。
- 11 新特定商交易法第六十七條第一項第六款所定之中央主管機關首長，於本法施行日前，為規劃制定新特定商交易法第二十六條第一項第八款（四）、第二項、第三項各款、第四項第一款或第二款、第五項第二款或第六項第二款之內閣政令，得依以內閣政令所定，向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢。
- 12 新特定商交易法第六十七條第一項第四款所定之中央主管機關，於本法施行日前為制定新特定商交易法第二十六條第四項第三款或第六項第一款之內閣政令，得依以內閣政令所定，向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢。
- 13 就本法施行之際，於其名稱或商號中，使用有被誤認為係訪問販賣協會或訪問販賣協會會員、或通訊販賣協會或通訊販賣協會會員之虞的文字者，新特定商交易法第二十八條及第三十一條之規定，於本法施行後六個月的期間，不適用之。

（關於罰則之過渡措施）

第六條

- 10 新特定商取引法第十五条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 11 新特定商取引法第六十七条第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。
- 12 新特定商取引法第六十七条第一項第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。
- 13 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新特定商取引法第二十八条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条

就對於本法施行前所為之行為、及依前二條規定仍依往例者中於本法施行後所為之行為，其罰則之適用，仍依往例。

（對內閣政令之委任）

第七條

除附則第三條至前條所定者外，配合本法之施行的必要過渡措施（含關於罰則之過渡措施。），以內閣政令定之。

（檢討）

第八條

政府應以本法施行後經五年時為目標，就依本法修正後之「與特定商交易相關之法律」及「分期付款買賣法」之規定的施行狀況，進行檢討，並於認有必要時，依檢討結果採取必要之措施。

附 則 〔平成二十一年（2009年）六月五日法律 第四十九號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自「消費者廳及消費者委員會設置法」〔平成二十一年（2009年）法律第四十八號〕施行日起施行。但以下各款所列規定，自各該款所定之日起施行。

この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条

附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

一 附則第九條之規定：本法公布之日。

（關於處分等之過渡措施）

第四條

- 1 本法施行前依本法修正前之各法律（包含基於各該法律之命令。以下稱「舊法令」。）之規定所為的認證、許可、認可、承認、指定及其他之處分或通知等行為，除法令另有規定者外，於本法施行後，視為基於依本法修正後之各法律（包含基於各法律之命令。以下稱「新法令」。）的相當規定所為之認證、許可、認可、承認、指定及其他之處分或通知等行為。

- 2 本法施行之際已依舊法令之規定所為之認證的申請、提報等行為，除法令另有規定者外，於本法施行後，視為依新法令之相當規定已為認證之申請、提報等行為。

- 3 本法施行前，就依舊法令規定應為之報告、提報、提出等手續之事項，而未於本法施行日前為手續之情形，除法令另有規定者外，於本法施行後，視為未依新法令之相當規定為該手續，適用新法令之規定。

施行する。

一 附則第九條の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四條

- 1 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（關於命令之效力的過渡措施）

第五條

依舊法令之規定所發出之內閣府設置法第七條第三項之內閣府令、或國家行政組織法第十二條第一項之中央政府機關之命令，除法令另有規定者外，於本法施行後，有依新法令之相當規定所發出之相當於內閣政府設置法第七條第三項之內閣府令、或國家行政組織法第十二條第一項之中央政府機關之命令的效力。

（關於罰則之適用的過渡措施）

第八條

就對於本法施行前所為之行為、及於本法附則仍依往例之本法施行後所為之行為，其罰則之適用，仍依往例。

（對內閣政令之委任）

第九條

除附則第二條至前條規定外，關於本法之施行的必要過渡措施（含關於罰則之過渡措施。），以內閣政令定之。

附 則 〔平成二十三年（2011年）六月二十四日法律第七十四號〕 節錄

（施行期日）

第一條

(命令の効力に関する経過措置)**第五条**

旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)**第八条**

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)**第九条**

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号）
抄****(施行期日)****第一条**

本法自公布之日起算經過二十日之日起施行。

附 則 〔平成二十四年（2012年）八月二十二日法律 第五十九號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過六個月範圍內，自以內閣政令所定之日起施行。但下列各款之規定，自各該款所定之日起施行。

一 次條第五項、附則第三條及第七條之規定公布之日。

（過渡措施）

第二條

- 1 依本法修正後之「與特定商交易相關之法律」（以下於本條及附則第四條中稱「新特定商交易法」。）第五十八條之七的規定，就本法施行前相當於新特定商交易法第五十八條之四所定購買業者之人（於第三項及第四項中稱「舊購買業者」。）接受之買賣契約的要約，不適用之。
- 2 新特定商交易法第五十八條之八及第五十八條之十六的規定，就本法施行前締結之買賣契約，不適用之。

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第五九号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条第五項並びに附則第三条及び第七条の規定公布の日

（経過措置）

第二条

- 1 この法律による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条及び附則第四条において「新特定商取引法」という。）第五十八条の七の規定は、この法律の施行前に新特定商取引法第五十八条の四に規定する購入業者に相当する者（第三項及び第四項において「旧購入業者」という。）が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。
- 2 新特定商取引法第五十八条の八及び第五十八条の十六の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

- 3 新特定商交易法第五十八條之九、第五十八條之十一、第五十八條之十一之二及第五十八條之十五的規定，就與本法施行前舊購買業者接受之要約有關的買賣契約，其為於本法施行後締結者之該買賣契約、或本法施行前締結之買賣契約，不適用之。
- 4 新特定商交易法第五十八條之十四的規定，就本法施行前舊購買業者接受之買賣契約的要約、或與該要約有關之買賣契約為於本法施行後締結者之該買賣契約、或本法施行前締結之買賣契約，不適用之。
- 5 新特定商交易法第六十七條第一項第六款所定之中央主管機關首長，於本法施行之日前，為規劃制定新特定商交易法第五十八條之四或第五十八條之十七第二項第二款之內閣政令，得依內閣政令所定，向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢。

（對內閣政令之委任）

第三條

除前條規定者外，配合本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

（檢討）

第四條

- 1 政府就新特定商交易法第五十八條之十四第一項所定之

- 3 新特定商取引法第五十八條の九、第五十八條の十一、第五十八條の十一の二及び第五十八條の十五の規定は、この法律の施行前に旧購入業者が受けた申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 4 新特定商取引法第五十八條の十四の規定は、この法律の施行前に旧購入業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第六十七條第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第五十八條の四又は第五十八條の十七第二項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

(政令への委任)

第三条

前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条

- 1 政府は、新特定商取引法第五十八條の十四第一項に規

要約人等依同項規定解除買賣契約之情形，為使該要約人等得確實回復或保持新特定商交易法第五十八條之四所定與訪問購買有關之物品的占有，應檢討其制度，並依檢討結果採取必要措施。

- 2 政府除前項所定者外，應於本法施行後經三年時，就新特定商交易法之規定的施行狀況，進行檢討，並於認有必要時，依檢討結果採取必要措施。

附 則 〔平成二十六年（2013年）四月二十五日法律 第二十九號〕 節錄

（施行期日）

- 1 本法自公布之日起算不超過二年之範圍內，自以內閣政令所定之日起施行。

附 則 〔平成二十八（2015年）年六月三日法律 第六十號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起不超過一年六個月之範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但下列各款之規定，自各該款所定之日起施行。

定する申込者等が同項の規定による売買契約の解除をした場合において当該申込者等が新特定商取引法第五十八条の四に規定する訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年四月二五日法律第二九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二八年六月三日法律第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

- 一 附則第五條之規定：公布之日。
- 二 第二條之規定及附則第三條之規定：「修正部分民法」〔平成二十九年（2016年）法律第四十四號〕之施行日。
- 三 附則第八條之規定：「關於配合修正部份民法法之施行的相關法律齊備等法」〔平成二十九年（2016年）法律第四十五號〕之公布日、或本法之公布日中較遲到來之日。

（過渡措施）

第二條

- 1 依第一條之規定修正後之「與特定商交易相關之法律」（以下於本條中稱「新法」。）第四條、第十三條、第十八條及第二十條之規定，就本法施行之日（以下稱「施行日」。）後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約，適用之；就施行日前，販賣業者或提供勞務事業者接受商品、依第一條規定修正前之「與特定商交易相關之法律」（以下於本條中稱「舊法」。）第二條第四項所定之指定權利或勞務（以下於本條中稱「商品等」。）之買賣契約或提供勞務契約之要約，仍依往例。
- 2 新法第五條、第十條、第十九條及第二十五條之規定，就施行日後締結之買賣契約或提供勞務契約，適用之；就施行日前締結之商品等的買賣契約或提供勞務

する。

- 一 附則第五条の規定 公布の日。
- 二 第二条の規定及び附則第三条の規定 民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日。
- 三 附則第八条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条

- 1 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四条、第十三条、第十八条及び第二十条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、施行日前に販売業者又は役務提供事業者が受けた商品若しくは第一条の規定による改正前の特定商取引に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二条第四項に規定する指定権利又は役務（以下この条において「商品等」という。）の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。
- 2 新法第五条、第十条、第十九条及び第二十五条の規定は、施行日以後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、施行日前に締結された商品等の売

契約，仍依往例。

- 3 新法第七條第二項、第十四條第三項及第四項、第二十二條第二項、第三十八條第五項及第六項、第四十六條第二項、第五十六條三項及第四項及第五十八條之十二第二項之規定，就施行日前依舊法第七條、第十四條、第二十二條、第三十八條、第四十六條、第五十六條或第五十八條之十二之規定所為之指示，不適用之。
- 4 販賣業者或提供勞務事業者，就其於施行日前所為違反舊法第三條、第三條之二第二項或第四條至第六條之規定的行為、或舊法第七條各款所列之行為、或未遵從依同條規定所為之指示的行為，與新法第八條第一項規定無涉，仍依往例。
- 5 新法第八條之二第一項之規定，就關於前項所定行為為命令停止業務之情形，不適用之。
- 6 新法第九條、第九條之二、第十五條之三及第二十四條之規定，就施行日後，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約、或施行日後締結之買賣契約或提供勞務契約（不含施行日前接受其要約之情形。），適用之；就施行日前，販賣業者或提供勞務事業者接受之商品等之買賣契約或提供勞務契約的要約、或與該要約有關之買賣契約或提供勞務契約於施行日後締結者之該買賣契約或提供勞務契約、或施行日前締結之商品等的買賣契約或提供勞務

買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

- 3 新法第七条第二項、第十四条第三項及び第四項、第二十二條第二項、第三十八條第五項及び第六項、第四十六條第二項、第五十六條第三項及び第四項並びに第五十八條の十二第二項の規定は、施行日前に旧法第七条、第十四條、第二十二條、第三十八條、第四十六條、第五十六條又は第五十八條の十二の規定によりした指示については、適用しない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反する行為若しくは旧法第七条各号に掲げる行為又は同條の規定による指示に従わない行為については、新法第八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新法第八条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。
- 6 新法第九条、第九条の二、第十五條の三及び第二十四條の規定は、施行日以後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又は施行日以後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（施行日前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約が施行日以後に締結された場

契約，仍依往例。

- 7 新法第九條之三第四項（包含新法第二十四條之三第二項、第四十條之三第二項、第四十九條之二第二項及第五十條之二第二項之準用的情形。）之規定，就施行日後所為之與買賣契約或提供勞務契約、多層次傳銷販賣契約、特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約或提供業務誘導販賣契約之要約或其承諾之意思表示有關的撤銷權，適用之；就施行日前所為之與商品等的買賣契約或提供勞務契約、多層次傳銷販賣契約、特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約或提供業務誘導販賣契約之要約、或其承諾之意思表示有關的撤銷權，仍依往例。
- 8 就於施行日為新法第十二條之三第一項第一款所定之通訊販賣電子郵件廣告（不含與商品等有關之情形。）者，其已自相對人接受之請求、或已自相對人取得之允諾，視為就為通訊販賣電子郵件廣告，其已接受其相對人之請求或已取得其相對人之允諾。
- 9 於施行日已為之意思表示，其有拒絕依新法第十二條之三第一項第一款所定提供通訊販賣電子郵件廣告（不含與商品等有關之情形。）之意旨者，視為同條第二項（包含新法第十二條之四第二項準用之情形。）所定之意思表示。

合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又は施行日前に締結された商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

- 7 新法第九条の三第四項（新法第二十四条の三第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権について適用し、施行日前にした商品等の売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約若しくは業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、なお従前の例による。
- 8 施行日において既に新法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
- 9 施行日において既にされている意思の表示であって、新法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（商品等に係るものを除く。）の提供を受けない旨のものは、同条第二項（新法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

- 10 新法第十二條之三第三項（包含新法第十二條之四第二項置換準用之情形。）之規定，就施行日前為新法第十二條之三第一項第一款所定通訊販賣電子郵件廣告，係依已接受其相對人之請求、或已取得其相對人之允諾的通訊販賣電子郵件廣告者，不適用之。
- 11 就於施行日為相當於新法第十二條之五第一項第一款所定通訊販賣傳真廣告者，其已自相對人接受請求、或已自相對人取得允諾，視為就通訊販賣傳真廣告，已接受其相對人之請求或已取得其相對人之允諾。
- 12 於施行日已為之意思表示，其為拒絕相當於新法第十二條之五第一項第一款所定之通訊販賣傳真廣告之提供的意旨者，視為同條第二項所定之意思表示。
- 13 新法第十二條之五第三項之規定，就施行日前為相當於同條第一項第一款所定之通訊販賣傳真廣告者，係依已自相對人接受之請求、或已取得相對人之允諾而為之通訊販賣傳真廣告者，不適用之。
- 14 就販賣業者或提供勞務事業者於施行日前所為違反舊法第十一條、第十二條、第十二條之三（不含第五項。）或十三條第一項之規定的行為、舊法第十四條第一項各款所列之行為、或未遵從依同項規定所為之指示的情形，與新法第十五條第一項規定無涉，仍依往例。

- 10 新法第十二条の三第三項（新法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に新法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。
- 11 施行日において既に新法第十二条の五第一項第一号に規定する通信販売ファクシミリ広告に相当するものをするにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売ファクシミリ広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
- 12 施行日において既にされている意思の表示であって、新法第十二条の五第一項第一号に規定する通信販売ファクシミリ広告に相当するものの提供を受けない旨のものは、同条第二項に規定する意思の表示とみなす。
- 13 新法第十二条の五第三項の規定は、施行日前に同条第一項第一号に規定する通信販売ファクシミリ広告に相当するものをするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売ファクシミリ広告については、適用しない。
- 14 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）若しくは第十三条第一項の規定に違反する行為若しくは旧法第十四条第一項各号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従わない行為については、新法第十五

- 15 新法第十五條之二第一項之規定，就關於前項所定行為為命令停止業務之情形，不適用之。
- 16 就販賣業者或提供勞務事業者於施行日前所為違反舊法第十六條至第二十一條之規定的行為、舊法第二十二條第一項各款所列之行為、或未遵從依同項規定所為之指示的情形，與新法第二十三條第一項規定無涉，仍依往例。
- 17 新法第二十三條之二第一項之規定，就關於前項所定行為為命令停止業務之情形，不適用之。
- 18 新法第二十四條之二的規定，就施行日前，販賣業者或提供勞務事業者接受之買賣契約或提供勞務契約之要約、或與該要約有關之買賣契約或提供勞務契約於施行日後締結者之該買賣契約或提供勞務契約、或施行日前締結之買賣契約或提供勞務契約，不適用之。
- 19 就統籌者於施行日前所為違反舊法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）或第三十七條之規定的行為、或舊法第三十八條第一項各款所列之行為、或未遵從依同項規定所為之指示的行為，或勸誘者於施行日前所為違反舊法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條或第三十六條之三（不含第五項。）之規定的行為、或

- 条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 15 新法第十五条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。
 - 16 販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第十六条から第二十一条までの規定に違反する行為若しくは旧法第二十二条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第二十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 17 新法第二十三条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。
 - 18 新法第二十四条の二の規定は、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約が施行日以後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又は施行日前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
 - 19 統括者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各号に掲げる行為若しくは同項の規定による指示に従わない行為又は勧誘者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十

舊法第三十八條第一項第二款至第四款所列之行為，與新法第三十九條第一項規定無涉，仍依往例。

- 20 就勸誘者於施行日前所為違反舊法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、第三十七條之規定的行為、或舊法第三十八條第一項各款所列之行為、或未遵從依同條第二項規定所為之指示的行為，無涉新法第三十九條第二項之規定，仍依往例。
- 21 就一般多層次傳銷販賣業者於施行日前所為違反舊法第三十條之二、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項，）、第三十七條之規定的行為、或舊法第三十八條第一項各款所列之行為、或未遵從依同條第三項規定所為之指示的行為，與新法第三十九條第三項規定無涉，仍依往例。
- 22 新法第三十九條之二第一項之規定，就關於第十九項所定行為為命令停止多層次傳銷販賣交易之情形，不適用之。
- 23 新法第三十九條之二第二項之規定，就關於第二十項所定行為為命令停止多層次傳銷販賣交易之情形，不適用之。
- 24 新法第三十九條之二第三項之規定，就關於第二十一項所定行為為命令停止多層次傳銷販賣交易之情形，不適

- 六条の三（第五項を除く。）の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項第二号から第四号までに掲げる行為については、新法第三十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 20 勧誘者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 21 一般連鎖販売業者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各号に掲げる行為又は同条第三項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 22 新法第三十九条の二第一項の規定は、第十九項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。
- 23 新法第三十九条の二第二項の規定は、第二十項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。
- 24 新法第三十九条の二第三項の規定は、第二十一項に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合

- 用之。
- 25 就提供勞務事業者或販賣業者於施行日所前為違反舊法第四十二條、第四十三條、第四十四條或第四十五條之規定的行為、或舊法第四十六條各款所列之行為、或未遵從同條規定所為之指示的行為，與新法第四十七條第一項規定無涉，仍依往例。
- 26 新法第四十七條之二第三項之規定，就關於前項所定行為為命令停止業務之情形，不適用之。
- 27 就提供業務誘導販所為違反舊法第五十一條之二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之三（不含第五項。）或第五十五條之規定的行為、或舊法第五十六條第一項各款所列之行為、或未遵從依同項規定所為之指示的行為，與新法第五十七條第一項規定無涉，仍依往例。
- 28 新法第五十七條之二第三項之規定，就關於前項所定行為為命令停止與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之情形，不適用之。
- 29 就購買業者於施行日前所為違反舊法第五十八條之五至第五十八條之十一之二之定的行為、或舊法第五十條之十二各款所列之行為、或未遵從依同條規定所為之指示的行為，與新法第五十八條之十三第一項規定無涉，仍依往例。

- については、適用しない。
- 25 役務提供事業者又は販売業者の施行日前にした旧法第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反する行為若しくは旧法第四十六条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第四十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 26 新法第四十七条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。
 - 27 業務提供誘引販売業を行う者の施行日前にした旧法第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条の規定に違反する行為若しくは旧法第五十六条第一項各号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従わない行為については、新法第五十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 28 新法第五十七条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。
 - 29 購入業者の施行日前にした旧法第五十八条の五から第五十八条の十一の二までの規定に違反する行為若しくは旧法第五十八条の十二各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第五十八条の十三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

30 新法第五十條之十三之二第一項之規定，就關於前項所定行為為命令停止業務之情形，不適用之。

第三條

依第二條規定修正後之「與特定商交易相關之法律」（以下於本條中稱「第二號新法」。）第九條之三第五項（包含第二號新法第二十四條之三第二項、第四十條三第二項、第四十九條之二第二項及第五十八條之二第二項準用之情形。）之規定，於附則第一條第二款所列規定施行前，依買賣契約或提供勞務契約、多層次傳銷販賣契約、特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約、提供業務誘導販賣契約之債務的履行而為給付之情形，就受領該給付者之返還義務，不適用之。

（關於罰則之過渡措施）

第四條

對於依附則第二條規定仍依往例之施行日後所為行為，其罰則之適用，仍依往例。

（對內閣政令之委任）

第五條

除前三條規定外，配合本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

- 30 新法第五十八條の十三の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

第三條

第二條の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新法」という。）第九條の三第五項（第二号新法第二十四條の三第二項、第四十條の三第二項、第四十九條の二第二項及び第五十八條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行前に売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の返還の義務については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四條

附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五條

前三條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（檢討）

第六條

政府應於本法施行後經過五年時，就依本法修正後之「與特定商交易相關之法律」的施行狀況，進行檢討，並於認有必要時，依檢討結果採取必要措施。

附 則 〔平成二十九年（2017年）五月二十四日法律
第三十七號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過一年之範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但附則第八條、第二十四條及第二十六條之規定，自公布之日起施行。

（關於罰則之過渡措施）

第二十五條

對於本法施行前所為行為之罰則的適用，仍依往例。

（其他過渡措施之對內閣政令的委任）

第二十六條

除附則第二條至第四條及前條所定者外，關於本法施行的必要過渡措施（包含關於罰則之過渡措施。），以內

(検討)**第六條**

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二九年五月二四日法律第三七号)
抄****(施行期日)****第一條**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)**第二十五條**

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)**第二十六條**

附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関す

閣政令定之。

附 則 〔平成二十九年（2017年）六月二日法律
第四十五號〕 節錄

本法自民法修正法施行之日起施行。但第一百零三條之二、第一百零三條之三、第二百六十七條之二、第二百六十七條之三及第三百六十二條之規定，自公布之日起施行。

附 則 〔令和元年（2019年）五月三十一日法律
第十六號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過九個月之範圍內，自內閣政令所定之日起施行。

附 則 〔令和三年（2021年）六月十六日法律
第七十二號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過一年之範圍內，自內閣政令所定之日起施行。但下列各款之規定，自各該款所定之日起施行。

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中「與特定商交易相關之法律」第六十四條第二項之修正規定（限於「第六條第四項」下增定「、第十三條第二項」部分。）及次條第一項、附則第三條第一項及附則第五條之規定：公布之日。
- 二 第一條中刪除「與特定商交易相關之法律」第五十九條之標題、於同條之前加上標題之修正規定、同條之修正規定、於同條之後加上一條之修正規定及次條第二項之規定：自公布之日起算經二十日之日。
- 三 下列修正規定及次條第三項、第四項、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十六項及附則第三條第三項：自公布之日起算不超過二年之範圍內，以內閣政令所定之日。
 - （一）第一條中「與特定商交易相關之法律」第四條增定二項之修正規定、同法第五條之修正規定、同法第七條第一項之修正規定、同法第八條第一項之修正規定、同法第九條第一項但書之修正規定、法第十二條之三第一項之修正規定、同法第十八條增定二項之修正規定、同法第十九條之修正規定、同法第二十條增定一項之修正規定、同法第二十二條第一項之修正規定、同法第二十三條第一項之修正規定、同法第二十四條第一項但書之修正規定、同法第二十六條第五項之修正規定、同法第三十七條之修正規定、同法第三十八條第一項至第三項之修正規定、同法第三十九條第一項至第三項之

- 一 第一条中特定商取引に関する法律第六十四条第二項の改正規定（「第六条第四項」の下に「、第十三条第二項」を加える部分に限る。）並びに次条第一項、附則第三条第一項及び附則第五条の規定 公布の日。
- 二 第一条中特定商取引に関する法律第五十九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日。
- 三 次に掲げる改正規定並びに次条第三項、第四項、第九項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十六項並びに附則第三条第三項 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日。
 - イ 第一条中特定商取引に関する法律第四条に二項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第七条第一項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定、同法第九条第一項ただし書の改正規定、同法第十二条の三第一項の改正規定、同法第十八条に二項を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条に一項を加える改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条第一項ただし書の改正規定、同法第二十六条第五項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十八条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十九条第一項から第三項まで

修正規定、同法第四十二條增定二項之修正規定、同法第四十六條第一項之修正規定、同法第四十七條第一項之修正規定、同法第五十五條增定二項之修正規定、同法第五十六條第一項之修正規定、同法第五十七條第一項之修正規定、同法第五十八條之七增定二項之修正規定、同法第五十八條之八之修正規定、同法第五十八條之十二第一項之修正規定、同法第五十八條之十三第一項之修正規定、同法第五十八條之十四第一項但書之修正規定、同法第六十四條第二項之修正規定（不含「第六條第四項」下增定「、第十三條第二項」部分。）、同法第七十一條第一款之修正規定（不含修正「者」為「時」部分。）及同法第七十二條第一項第四款之修正規定（限於修正「第二十條」為「第二十條第一項」部分。）」

（配合「與特定商交易相關之法律」之部分修正的過渡措施） 第二條

- 1 「關於替定商交易法」第六十七條第一項第四款所定之中央主管機關首長，於前條第三款所列規定之施行日（以下於本條及次條中稱「第三款施行日」。）前，為規劃制定依第一條規定（限於同款（一）所列之修正規定。）修正後之「與特定商交易相關之法律」（以下稱「新新特定商交易法」。）第四條第二項（包含新新特定商交易法第五條第三項解釋為為準用之情形。）、第十八條第二項（包含新新特定商交易法第十九條第三

の改正規定、同法第四十二条に二項を加える改正規定、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四十七条第一項の改正規定、同法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の七に二項を加える改正規定、同法第五十八条の八の改正規定、同法第五十八条の十二第一項の改正規定、同法第五十八条の十三第一項の改正規定、同法第五十八条の十四第一項ただし書の改正規定、同法第六十四条第二項の改正規定（「第六条第四項」の下に「、第十三条第二項」を加える部分を除く。）及び同法第七十一条第一号の改正規定（「者」を「とき。」に改める部分を除く。）及び同法第七十二条第一項第四号の改正規定（「第二十条」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。）

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条

- 1 特定商取引に関する法律第六十七条第一項第四号に定める主務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第三号施行日」という。）前においても第一条の規定（同号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新々特定商取引法」という。）第四条第二項（新々特定商取引法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十八

- 項解釋為準用之情形。））、第二十條第二項、第三十七條第三項、第四十二條第四項、第五十五條第三項或第五十八條之七第二項（包含新新特定商交易法第五十八條之八第三項解釋為準用之情形。）之內閣政令，得依新新特定商交易法第六十四條第二項規定之例，向消費者委員會及消費經濟審議會諮詢。
- 2 依第一條規定（限於前條第二款所列之修正規定。）修正後之「與特定商交易相關之法律」第五十九條第一項之規定，就同款所列規定施行日後，販賣業者請求返還其發送商品的情形，適用之；就同日之前，販賣業者請求返還其發送商品的情形，仍依往例。
 - 3 新新特定商交易法第四條第二項及第三項、第十八條第二項及第三項及第二十條第二項之規定，就第三款施行日後，販賣業者或提供勞務事業者接受買賣契約或提供勞務契約之要約，適用之。
 - 4 依新新特定商交易法第五條第三項解釋為準用新新特定商交易法第四條第二項及第三項、及新新特定商交易法第十九條第三項解釋為準用之新新特定商交易法第十八條第二項及第三項之規定，就第三款施行日後締結之買賣契約或提供勞務契約，適用之。
 - 5 依第一條規定（不含前條各款所列之修正規定。以下於

条第二項（新々特定商取引法第十九条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第三十七条第三項、第四十二条第四項、第五十五条第三項又は第五十八条の七第二項（新々特定商取引法第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令の制定の立案のために、新々特定商取引法第六十四条第二項の規定の例により、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

- 2 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特定商取引に関する法律第五十九条第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に販売業者から送付があった商品の返還の請求について適用し、同日前に販売業者から送付があった商品の返還の請求については、なお従前の例による。
- 3 新々特定商取引法第四条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項並びに第二十条第二項の規定は、第三号施行日以後に販売業者又は役務提供事業者が受ける売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用する。
- 4 新々特定商取引法第五条第三項において読み替えて準用する新々特定商取引法第四条第二項及び第三項並びに新々特定商取引法第十九条第三項において読み替えて準用する新々特定商取引法第十八条第二項及び第三項の規定は、第三号施行日以後に締結される売買契約又は役務提供契約について適用する。
- 5 第一条の規定（前条各号に掲げる改正規定を除く。以

本項中，亦同。）修正後之「關於特定商交易法」（以下於本條中稱「新特定商交易法」。）第八條第二項、第八條之二第一項及第二項之規定，就販賣業者或提供勞務事業者於本法施行日（以下稱「施行日」。）後，為違反新特定商交易法第三條、第三條之二第二項、第四條第一項、第五條第一項或第二項、第六條之規定之行為，或新特定商交易法第七條第一項各款所列之行為，或為遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，而為停止業務命令之情形，適用之；就販賣業者或提供勞務事業者於施行日前所為違反依第一條規定修正前之「與特定商交易相關之法律」（以下於本條中稱「舊特定商交易法」。）第三條、第三條之二第二項或第四條至第六條之規定的行為，或舊特定商交易法第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，而為停止業務命令之情形，仍依往例。

- 6 新特定商交易法第十五條第二項、第十五條之二第一項及第二項之規定，就販賣業者或提供勞務事業者於施行日後，為違反新特定商交易法第十一條、第十二條、第十二條之三（不含第五項。）第十二條之五、第十二條之六、第十三條第一項或第十三條之二之規定的行為，或新特定商交易法第十四條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，而為停止業務命令之情形，適用之；就販賣

下この項において同じ。)による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新特定商取引法」という。)第八条第二項並びに第八条の二第一項及び第二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする新特定商取引法第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第七条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合について適用し、販売業者又は役務提供事業者が施行日前にした第一条の規定による改正前の特定商取引に関する法律(以下この条において「旧特定商取引法」という。)第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第七条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

- 6 新特定商取引法第十五条第二項並びに第十五条の二第一項及び第二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が施行日以後にする新特定商取引法第十一条、第十二条、第十二条の三(第五項を除く。)、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第十四条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務

業者或提供勞務事業者於施行日前所為違反舊特定商交易法第十一條、第十二條、第十二條之三（不含第五項。）、第十二條之五或第十三條第一項之規定的行為，或舊特定商交易法第十四條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，而為停止業務命令之情形，仍依往例。

- 7 新特定商交易法第十五條之四的規定，就施行日後，販賣業者或提供勞務事業者接受買賣契約或提供勞務契約之要約的意思表示，適用之。
- 8 新特定商交易法第二十三條第二項、第二十三條之二第一項及第二項之規定，就販賣業者或提供勞務事業者於施行日後為違反新特定商交易法第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項或第二項、第二十條第一項、第二十一條之規定的行為，或新特定商交易法第二十二條第一項款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，而為停止業務命令之情形，適用之；就販賣業者或提供勞務事業者於施行日前所為違反舊特定商交易法第十六條至第二十一條之規定的行為，或舊特定商交易法第二十二條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，而為停止業務命令之情形，仍依往例。
- 9 新新特定商交易法第三十七條第三項及第四項之規定，

の停止を命ずる場合について適用し、販売業者又は役務提供事業者が施行日前にした旧特定商取引法第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五若しくは第十三条第一項の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第十四条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

- 7 新特定商取引法第十五条の四の規定は、施行日以後に販売業者又は役務提供事業者が受ける売買契約又は役務提供契約の申込みの意思表示について適用する。
- 8 新特定商取引法第二十三条第二項並びに第二十三条の二第一項及び第二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が施行日以後にする新特定商取引法第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十一条の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第二十二条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合について適用し、販売業者又は役務提供事業者が施行日前にした旧特定商取引法第十六条から第二十一条までの規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第二十二条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。
- 9 新々特定商取引法第三十七条第三項及び第四項の規定

就第三款施行日後締結之「關於特定商交易法」第三十三條第一項所定之多層次傳銷販賣交易（於次項中僅稱「多層次傳銷販賣交易」。）之契約，適用之。

- 10 新特定商交易法第三十九條第四項及第三十九條之二第一項至第四項之規定，就「關於特定商交易法」第三十三條第二項所定之統籌者（以下於本項中僅稱「統籌者」。）於施行日後為違反新特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、第三十七條第一項或第二項之規定的行為，或新特定商交易法第三十八條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，或「與特定商交易相關之法律」第三十三條之二所定之勸誘者（以下於本項中僅稱「勸誘者」。）於施行日後為違反新特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）之規定的行為，或新特定商交易法第三十八條第一項第二款至第四款所列之行為，為命令統籌者停止多層次傳銷販賣交易之情形；勸誘者於施行日後為違反新特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、第三十七條第一項或第二項之規定的行為，或新特定商交易法第三十八條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等為有關之同條第二項規定所為之指示，為命令勸誘者停止多層次傳銷

は、第三号施行日以後に締結される特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引（次項において単に「連鎖販売取引」という。）についての契約について適用する。

- 10 新特定商取引法第三十九条第四項及び第三十九条の二第一項から第四項までの規定は、特定商取引に関する法律第三十三条第二項に規定する統括者（以下この項において単に「統括者」という。）が施行日以後にする新特定商取引法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第三十八条第一項各号に掲げる行為若しくはこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないこと又は特定商取引に関する法律第三十三条の二に規定する勧誘者（以下この項において単に「勧誘者」という。）が施行日以後にする新特定商取引法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第三十八条第一項第二号から第四号までに掲げる行為に関して統括者に対し連鎖販売取引の停止を命ずる場合、勧誘者が施行日以後にする新特定商取引法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為若しくは

販賣交易之情形；及「與特定商交易相關之法律」第三十三條之二所定之一般多層次傳銷販賣業者（以下於本項中僅稱「一般多層次傳銷販賣業者」。）於施行日後為違反新特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、第三十七條第一項或第二項之規定的行為，或新特定商交易法第三十八條第三項各款所列行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，為命令一般多層次傳銷販賣業者停止多層次傳銷販賣交易之情形，適用之。就統籌者於施行日前所為違反舊特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、第三十七條之規定的行為，或舊特定商交易法第三十八條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，或勸誘者於施行日前所為違反舊特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）之規定的行為，或舊特定商交易法第三十八條第一項第二款至第四款所列之行為，為命令統籌者停止多層次傳銷販賣交易之情形；勸誘者於施行日前所為違反舊特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）、第三十七條之規定的行為，或舊特定商交易法第三十八條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等為有關之同條第二項規定所為

新特定商取引法第三十八条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同条第二項の規定による指示に従わないことに関して勧誘者に対し連鎖販売取引の停止を命ずる場合及び特定商取引に関する法律第三十三条の二に規定する一般連鎖販売業者（以下この項において単に「一般連鎖販売業者」という。）が施行日以後にする新特定商取引法第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第三十八条第三項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して一般連鎖販売業者に対し連鎖販売取引の停止を命ずる場合について適用し、統括者が施行日前にした旧特定商取引法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第三十八条第一項各号に掲げる行為若しくはこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないこと又は勧誘者が施行日前にした旧特定商取引法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第三十八条第一項第二号から第四号までに掲げる行為に関して統括者に対し連鎖販売取引の停止を命ずる場合、勧誘者が施行日前にした旧特定商取引法第

之指示，為命令勸誘者停止多層次傳銷販賣交易之情形；及一般多層次傳銷販賣業者於施行日前所為違反舊特定商交易法第三十三條之二、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（不含第五項。）或第三十七條之規定的行為，或舊特定商交易法第三十八條第三項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，為命令一般多層次傳銷販賣業者停止多層次傳銷販賣交易之情形，仍依往例。

- 11 新特定商交易法第四十二條第四項及第五項之規定，就第三款施行日後締結「關於特定商交易法」第四十一條第一項第一款所定之特定繼續性勞務提供契約、或同項第二款所定之特定權利販賣契約，適用之。
- 12 新特定商交易法第四十七條第二項、第四十七條之二第一項及第二項之規定，就提供勞務事業者或販賣業者於施行日後為違反新特定商交易法第四十二條第一項至第三項、第四十三條、第四十四條或第四十五條之規定的行為，或新特定商交易法第四十六條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，為停止業務命令之情形，適用之；

三十三條之二、第三十四條第一項、第三項若しくは第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（第五項を除く。）若しくは第三十七條の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第三十八條第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同條第二項の規定による指示に従わないことに関して勧誘者に対し連鎖販売取引の停止を命ずる場合及び一般連鎖販売業者が施行日前にした旧特定商取引法第三十三條之二、第三十四條第二項から第四項まで、第三十五條、第三十六條、第三十六條之三（第五項を除く。）若しくは第三十七條の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第三十八條第三項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して一般連鎖販売業者に対し連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

- 11 新々特定商取引法第四十二條第四項及び第五項の規定は、第三号施行日以後に締結される特定商取引に関する法律第四十一條第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約について適用する。
- 12 新特定商取引法第四十七條第二項並びに第四十七條の二第一項及び第二項の規定は、役務提供事業者又は販売業者が施行日以後にする新特定商取引法第四十二條第一項から第三項まで、第四十三條、第四十四條若しくは第四十五條の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第四十六條第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないこと

就提供勞務事業者或販賣業者於施行日前所為違反舊特定商交易法第四十二條、第四十三條、第四十四條或第四十五條之規定的行為，或舊特定商交易法第四十六條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行有關之同項規定所為之指示，為停止業務命令之情形，仍依往例。

- 13 新新特定商交易法第五十五條第三項及第四項之規定，就第三款施行日後締結之「關於特定商交易法」第五十一條第一項所定之提供業務誘導販賣交易（於次項中僅稱「提供業務誘導販賣交易」。）之契約，適用之。
- 14 新特定商交易法第五十七條第二項、第五十七條之二第一項及第二項之規定，就「關於特定商交易法」第五十一條第一項所定之提供業務誘導販賣業（以下於本項中僅稱「提供業務誘導販賣業」。）者於施行日後為違反新特定商交易法第五十一條之二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之三（不含第五項。）、第五十五條第一項或第二項規定的行為，或新特定商交易法第五十六條第一項各款所列之行為，未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，為停止與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之命令的情形，適用之；就提供業務誘導販賣業者於施行日前所為違反舊特定商交易法第五十一條之二、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之三（不含第五項。）或第五十五條之規

に関して業務の停止を命ずる場合について適用し、役務提供事業者又は販売業者が施行日前にした旧特定商取引法第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第四十六条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

- 13 新々特定商取引法第五十五条第三項及び第四項の規定は、第三号施行日以後に締結される特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引（次項において単に「業務提供誘引販売取引」という。）についての契約について適用する。
- 14 新特定商取引法第五十七条第二項並びに第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下この項において単に「業務提供誘引販売業」という。）を行う者が施行日以後にする新特定商取引法第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第五十六条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合について適用し、業務提供誘引販売業を行う者が施行日前にした旧特定商取引法第五十一条の二、第五十二条、第五十三

定的行為，或舊特定商交易法第五十六條第一項各款所列之行為，或未遵從依與該等行為有關之同項規定所為之指示，為停止與提供業務誘導販賣業有關之提供業務誘導販賣交易之命令的情形，仍依往例。

- 15 新新特定商交易法第五十八條之七第二項及第三項之規定，就第三款施行日後「關於特定商交易法」第五十八條之四所定之購買業者（以下於第十七項中僅稱「購買業者」。）接受之買賣契約的要約，適用之。
- 16 依新新特定商交易法第五十八條之八第三項解釋為準用新新特定商交易法第五十八條之七第二項及第三項規定，就第三款施行日後締結之買賣契約，適用之。
- 17 新特定商交易法第五十八條之十三第二項、第五十八條之十三之二第一項及第二項之規定，就購買業者於施行日後為違反新特定商交易法第五十八條之五、第五十八條之六、第五十八條之七第一項、第五十條之八第一項或第二項、第五十八條之九至第五十八條之十一之二之規定的行為，或新特定商交易法第五十八條之十二第一項各款所列之行為，或未遵從與該等行為有關之同項規定所為之指示，為停止業務之命令的情形，適用之；就購買業者於施行日前所為違反舊特定商交易法第五十八條之五至第五十八條之十二規定的行為，或舊特定商交易法第五十八條之十二第一項

条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第五十六条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

- 15 新々特定商取引法第五十八条の七第二項及び第三項の規定は、第三号施行日以後に特定商取引に関する法律第五十八条の四に規定する購入業者（第十七項において単に「購入業者」という。）が受ける売買契約の申込みについて適用する。
- 16 新々特定商取引法第五十八条の八第三項において読み替えて準用する新々特定商取引法第五十八条の七第二項及び第三項の規定は、第三号施行日以後に締結される売買契約について適用する。
- 17 新特定商取引法第五十八条の十三第二項並びに第五十八条の十三の二第一項及び第二項の規定は、購入業者が施行日以後にする新特定商取引法第五十八条の五、第五十八条の六、第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八条の九から第五十八条の十一の二までの規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第五十八条の十二第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合について適用し、購入業者が施行日前にした旧特定商取引法第五十八条の五から第五十八条の十一の二まで

各款所列之行為，或未遵從與該等行為有關之同項規定所為之指示，為停止業務之命令的情形，仍依往例。

（關於罰則之過渡措施）

第四條

就對於依前二條之規定仍依往例之施行日後所為行為，其罰則之適用，仍依往例。

（對內閣政令之委任）

第五條

除前三條所定者外，配合本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

（檢討）

第六條

- 1 政府應於附則第一條第三款所列規定施行後經二年時，就依同款（一）及（二）所列修正規定之修正後規定的施行狀況，進行檢討，並於認有必要時，依檢討結果採取必要措施。
- 2 除前項所定情形外，政府應於本法施行後經過五年時，就依本法修正後之規定的施行狀況，進行檢討，並於認有必時，依檢討結果採取必要措施。

の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第五十八條の十二第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四條

前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條

前三條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六條

- 1 政府は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行後二年を経過した場合において、同号イ及びロに掲げる改正規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要がある

附 則 〔令和四年（2022年）五月二十五日法律 第四十八號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算不超過四年之範圍內，以內閣政令所定之日起施行。但下列各款之規定，自各該款所定之日起施行。

- 一 第三條之規定及附則第六十條中商業登記法〔昭和三十八年（1963年）法律第一百二十五號〕第五十二條第二項之修正規定及附則第一百二十五條之規定公布之日。

（對內閣政令之委任）

第一百二十五條

除本附則所定者外，就本法之施行的必要過渡措施，以內閣政令定之。

附 則 〔令和四年（2022年）六月十七日法律 第六十八號〕 節錄

（施行期日）

- 1 本法自刑法部分修正條文施行之日起施行。但下列各款

と認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五条の規定 公布の日。

（政令への委任）

第二百五条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。

之規定，自各該款所定之日起施行。

一 第五百零九條之規定：公布之日。

附 則 〔令和五年（2023年）六月十六日法律 第六十三號〕 節錄

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起不超過一年內，以內閣政令所定之日起施行。但下列各款之規定，自各該款所定之日起施行。

- 一 第一條及第二條之規定及附則第七條、第十九條及第二十條之規定：公布之日。
- 二 第四條、第十三條及第二十條之規定、第二十一條中沿海航運事業法第六條第一項第二款之修正規定、第二十三條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十六條及第三十九條之規定、第四十一條中貨物自動車運送事業法第五條二款之修正規定、第四十三條、第四十四條及第四十九條之規定、第五十五條中私營業者書信遞送法第八條第二項之修正規定及第五十六條、第五十八條、第六十條、第六十二條及第六十三條之規定及以下各條及附則第十條、第十二條、第十三條之規定：自公布之日起不超過三年之內閣政令所定之日。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日。

附 則 （令和五年六月一六日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日。
- 二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲

（內閣政令之授權）

第七條

除本附則規定外，本法施行所需的過渡措施（包括罰則之過渡措施）由政令定之。

内において政令で定める日。

(政令への委任)

第七條

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

外國消費者保護法規翻譯叢書索引

（第 1 輯至第 29 輯）

壹、亞太地區

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
日本	消費者保護基本法 消費者基本法	第 2 輯	2-13
日本	國民生活中心法 國民生活センタ—法	第 2 輯	14-43
日本	製造物責任法	第 3 輯	2-9
日本	東京都消費生活條例 東京都消費生活条例	第 2 輯	44-95
日本	關於訪問販賣等之法律 訪問販賣に關する法律	第 2 輯	96-131
日本	關於訪問販賣之法律 訪問販賣に關する法律	第 8 輯	250-331
日本	有關高爾夫球場等會員契約適正化之法律 ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に關する法律	第 8 輯	332-359
日本	關於訪問販賣等之法律 訪問販賣に關する法律	第 10 輯	223-332
日本	消費者契約法	第 10 輯	333-354
日本	洗濯業標準營業約款暨施行細則 クリーニング業に關する標準營業約款、クリーニング業に關する標準營業約款施行細則	第 13 輯	146-169
日本	美容業標準營業約款暨施行細則 美容業に關する標準營業約款、美容業に關する標準營業約款施行細則	第 13 輯	170-189

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
日本	理容業標準營業約款暨施行細則 理容業に関する標準營業約款、理容業に関する標準營業約款施行細則	第 13 輯	190-211
日本	消費者契約法施行細則	第 15 輯	2-61
日本	關於預付式票券之規範等法律 前払式証票の規制等に関する法律	第 16 輯	2-71
日本	消費者契約法	第 17 輯	2-117
日本	與特定商交易相關之法律 特定商取引に関する法律	第 18 輯	2-337
日本	消費者教育促進法 消費者教育の推進に関する法律	第 21 輯	1-28
日本	消費者安全法	第 21 輯	29-98
日本	食品標示法 食品表示法	第 22 輯	1-34
日本	消費者財產損害集體請求賠償民事訴訟程序特別法 消費者の財產的被害の集團的な回復のための民事の裁判手續の特例に関する法律	第 22 輯	35-162
日本	消費生活用製品安全法	第 25 輯	1-174
日本	資金決算法 資金決済に関する法律	第 26 輯	1-242
日本	與特定商交易相關之法律 特定商取引に関する法律	第 29 輯	1-474
韓國	消費者保護法 Consumers Protection Act	第 1 輯	13-32, 119-142
韓國	消費者保護法施行令 Enforcement Decree of the consumers Protection Act	第 1 輯	33-48, 143-162

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
韓國	訪問販賣等之法律	第 2 輯	132-153
韓國	韓國 2007 年電子商務消費者保護法 (Act on Consumer Protection in Electronic Commerce, etc August 3, 2007)	第 20 輯	137-212
韓國	韓國 2008 年電子商務消費者保護法 施行細則 (Enforcement Decree of the Act on Consumer Protection in Electronic Commerce, etc. December 31, 2008)	第 20 輯	213-268
韓國	韓國 2007 年訪問買賣等法 (Door-to-Door Sales, etc. Act July 19, 2007)	第 20 輯	269-382
韓國	韓國 2008 年訪問買賣等法施行細則 (Enforcement Decree of the Door-to- door Sales, etc. Act December 31, 2008)	第 20 輯	383-452
韓國	動力車輛管理法 MOTOR VEHICLE MANAGEMENT ACT	第 28 輯	17-480
新加坡	消費者保護法 Consumer Protection (Trade Descriptions and Safety Requirements) Act	第 1 輯	49-63, 163-182
新加坡	消費者保護（公平交易）法 CONSUMER PROTECTION (FAIR TRADING) ACT (CHAPTER 52A)	第 25 輯	175-344
香港	消費者委員會條例 Consumer Council Ordinance	第 1 輯	1-12, 105-118
以色列	1981 年消費者保護法 Consumer Protection Law 1981	第 4 輯	2-45

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
澳洲	1974 年交易行為規制法 Consumer Protection Law	第 6 輯	1-905
澳洲	1997 年 9 月消費者保護法第 2 次檢討 報告 Audit of Consumer Protection Law- Second Report 1997	第 8 輯	360-541
澳洲	消費者申訴仲裁庭條例（1987 第 206 號） Consumer Tribunals Act 1987 No.206	第 9 輯	1-122
澳洲	1987 消費者請求案件仲裁法庭條例 —施行細則 Consumer Claims Tribunals Act 1987- Regulation	第 9 輯	123-154
澳洲	1974 年貿易業務法(摘錄) Trade Practices Act 1974	第 13 輯	50-81
澳洲	2010 年競爭與消費者法—關於不公 平契約條款(Part 2-3—Unfair Contract Terms)與特別保護章節(Chapter 3— Specific protections)	第 19 輯	216-491
紐西蘭	1993 年消費者擔保法 Consumer Guarantees Act 1993	第 7 輯	7-113
紐西蘭	1988 年爭議法庭法(合併並修正 1976 年小額請求法庭之法) Disputes Tribunals Act 1988 (An Act to consolidate and amend the Small Claims Tribunals Act)	第 7 輯	114-295
紐西蘭	1967 年訪問買賣法 Door to Door Sales Act 1967	第 7 輯	296-363

貳、歐洲地區

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
德國	瑕疵產品責任法 Gesetz über die Haftung für fehlerhafte Produkte	第 3 輯	68-89
德國	到宅交易及類似交易取消法 Gesetz über den Widerruf von Haustürgeschäften und ähnlichen Geschäften	第 2 輯	156-167
德國	一般交易條款規制法 Gesetz zur Tegelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen (AGB-Gesetz)	第 3 輯	12-67
德國	聯邦經濟部設置消費者顧問會規程 Geschäftsordnung des Verbraucherbeirates Beim Bundesminster für Wirtschaft	第 3 輯	155-246
德國	商品安全要求基準及保護 CE 標識法律（商品安全法） Entwurf Gesetz zer Regelung der Sicherheitsandforderungen an Produkte- und zum Schutz der CE – Kennzeichnung (Produktsicherheitsgeseta ProdSG)	第 9 輯	247-326
德國	食品、香煙產品、化妝品及其他生活必需品之交易法律 Gesetz über den Verkehr mit Lebensmitteln, Kosmetischen Mitteln uud sonetigen Bedarfsgegenständen	第 9 輯	327-480
德國	德國民法中有關消費者保護規定 Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)	第 23 輯	15-114
德國	德國民法一般交易條款規定 Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)	第 24 輯	47-80

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
瑞典	消費者銷售法 The Consumer Sales Act	第 1 輯	65-80, 183-202
瑞典	行銷法 The Marketing Practices Act	第 1 輯	81-86, 203-210
瑞典	消費者保險法 The Consumer Insurance Act	第 1 輯	87-101, 221-228
瑞典	送達到戶銷售法 The Door-to Door Sales Act	第 1 輯	101,104 229-234
丹麥	1994 年產品安全法 Danish Protect Safety Act 1994	第 8 輯	2-33
丹麥	1994 年行銷措施法 The Danish Marketing Practices Act 1994	第 8 輯	34-63
丹麥	1994 年聯合付帳卡法 Consolidated Payment Cards etc. Act 1994	第 8 輯	64-109
丹麥	1995 年安全玩具及誤食似物之玩具法 Order on safety requirements for toys and products which due to their outward Appearance may be mistaken for food 1995	第 8 輯	110-175
英國	消費者保護（營業所外交易之取消權） 條例 Consumer Protection（Cancellation of Contracts Concluded away from Business Premises）Regulations 1987	第 2 輯	168-195
英國	1987 年消費者保護法—產品責任 Consumer Protection Act 1987-Product Liability	第 3 輯	90-121
英國	1987 年消費者保護法 Consumer Protection Act 1987	第 4 輯	48-329
英國	1991 年煙火安全規定 Consumer Protection The Fireworks (Safety) Regulations 1997	第 8 輯	179-229

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
英國	2006年消費者貸款法 Consumer Credit Act 2006	第14輯	246-431
英國	2012年消費者保險資訊揭露及表示法 Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Act 2012	第21輯	179-214
英國	2012年消費者支付附加費用權利法 The Consumer Rights (Payment Surcharges) Regulations 2012	第21輯	215-242
英國	2013年消費者契約（契約資訊、契約解除及附加費用）規則 The Consumer Contracts (Information, Cancellation and Additional Charges) Regulations 2013	第22輯	247-380
英國	2015年消費者權利法 Consumer Rights Act 2015	第23輯	169-618
比利時	1991年消費者保護法 Consumer Protection Act 1991	第5輯	2-195
奧地利	1993年消費者保護（歐洲經濟區）法 Consumer Protection (EEA) Act 1993	第5輯	196-213
奧地利	1993年產品責任法 Product Liability (EEA) Act 1993	第5輯	214-226
比利時	1991年消費者信用法 Consumer Credit Act 1981	第7輯	366-577
比利時	1992年消費者信用（呆帳）令 Consumer Credit (Bad Debts) Decree 1992	第7輯	578-607
比利時	1992年誤導性職業廣告法 Misleading Professional Advertising Act 1992	第7輯	608-631
愛爾蘭	2007年消費者保護法 Consumer Protection Act 2007	第16輯	72-359

參、美洲地區

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
加拿大 安大略省	1990年消費者保護法 Consumer Protection Act 1990	第5輯	228-297
加拿大 安大略省	1990年消費者保護法176號規則 Consumer Protection Act Regulation	第5輯	298-339
加拿大 安大略省	2002年消費者保護法（摘錄） Consumer Protection Act, 2002	第13輯	110-145
加拿大 安大略省	2002年消費者保護法 Consumer Protection Act, 2002	第14輯	2-169
加拿大	產品安全法 Canada Consumer Product Safety Act	第19輯	121-215
加拿大	消費性商品包裝標示法 Consumer Packaging and Labelling Act	第24輯	1-46
美國	德克薩斯州律師職業操守守則（摘錄） Texas Disciplinary Rules of Professional Conduct	第13輯	2-13
美國	華盛頓州律師職業守則（摘錄） Washington State Court : Rules of Professional Conduct	第13輯	14-23
美國	特區（D.C.）律師職業守則（摘錄） D.C. Rules of Professional Conduct	第13輯	24-27
美國	新澤西州律師職業守則（摘錄） Rules of Professional Conduct	第13輯	28-49
美國	消費者產品安全法 Consumer Product Safety Act	第15輯	62-285

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
美國	2008年消費者產品安全改良法 Consumer Product Safety Improvement Act of 2008	第17輯	118-407
美國	聯邦民事訴訟規則第23條 Federal Rules of Civil Procedure Rule 23. Class Actions	第22輯	163-180
美國	聯邦法典第28卷第1332條 28 U.S. Code § 1332 - Diversity of citizenship; amount in controversy; costs	第22輯	181-198
美國	2005年團體訴訟公平法 Class Action Fairness Act of 2005	第22輯	199-246
美國	訪問買賣猶豫期施行細則 PART 429—RULE CONCERNING COOLING-OFF PERIOD FOR SALES MADE AT HOMES OR AT CERTAIN OTHER LOCATIONS	第23輯	1-14
美國	兒童線上隱私保護法施行細則 Part312—Children's online Privacy Protection Rule	第24輯	81-130
美國	消費者評論公平法 Consumer Review Fairness Act of 2016	第24輯	131-146
美國	2020年線上消費者保護法 H.R.6570—Online Consumer Protection Act of 2020	第28輯	1-16
巴西	法律編號第8078號 消費者防禦法規—提供消費者保護及其解決之道 Consumer Defense Code Provides for Consumer's Protection and Makes Other Arrangements	第14輯	170-245

肆、國際組織

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
歐體	歐洲經濟共同體保護營業所外交易契約消費者指令 Council Directive of 20 December 1985 to protect the consumer in respect of contracts negotiated from business premises (85/577/EEC)	第 2 輯	198-217
歐體	歐體 93/13 號有關消費者契約不公平條款之指令 Council Directive of 5 Apr., 1993 on unfair terms in consumer contracts (93/13/EEC)	第 3 輯	194-231
歐體	產品責任指令 Council Directive of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (85/374/EEC)	第 3 輯	158-193
歐體	1990 關於服務責任之理事會指令草案 Vorschlag für eine Richtlinie des Rates über die Haftung bei Dienstleistungen 1990 KOM(90) 482 endg.-SKY 308	第 8 輯	230-249
歐體	2002/91 號有關有機之農製品和糧食製品規章（摘錄） on organic production of agricultural products and indications referring thereto on agricultural products and foodstuffs (Council Regulation 2092/91/EEC)	第 13 輯	82-109

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
歐盟	遠距契約之消費者保護指令 Richtlinie 97/7/EG, 20. Mai 1997	第10輯	1-58
歐盟	消費者信用指令 Directive 87/102/EEC, 22 December 1986	第10輯	59-96
歐盟	產品價格標示之消費者保護指令 Directive 98/6/EC, 16 February 1998	第10輯	97-118
歐盟	電子商務之消費者保護指令 Directive 2000/31 EC, 8 June 2000	第10輯	119-222
歐盟	關於保護消費者利益之強制執行 Directive 98/27/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	2-27
歐盟	關於公眾取得環保資訊以及廢止理事會 90/313/EEC 準則 Directive 2003/4/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	174-217
歐盟	關於特定面向之消費品銷售及其保證準則 Directive 1999/44/EC Of The European And Of The Council	第12輯	28-63
歐盟	關於含有基因改造有機體或由基因改造有機體製成之添加物與香料之食品與食品配料之標示規章 Commission Regulation (EC) No 50/2000	第12輯	64-81
歐盟	關於電子通訊網路與服務關聯之普及服務與使用者權利準則 Directive 2002/22/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	82-139

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
歐盟	關於電子通訊領域之個人資料處理及 隱私保護準則 Directive 2002/58/58 Of The European Parliament And Of The Council	第 12 輯	140-173
歐盟	2005/29/EC 有關「進行不公平商業活 動」指令 Unfair Commercial Practices Directive (Directive 2005/29/EC)	第 13 輯	212-295
歐盟	一般產品安全指令 Directive 2001/95/EC of The European Parliament And Of The Council of 3 December 2001 on general product safety	第 15 輯	286-377
歐盟	消費者信貸指令 (DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008)	第 19 輯	1-121
歐盟	電子商務指令 (DIRECTIVE 2011/83/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMEN AND OF THE COUNCIL)	第 20 輯	1-136
歐盟	爭端解決機制指令修正草案 Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on alternative dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC (Directive on consumer ADR)	第 21 輯	99-178

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
歐盟	消費者線上紛爭解決機制規則 REGULATION (EU) No 524/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 May 2013 on online dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC (Regulation on consumer ODR)	第23輯	115-168
歐盟	一般資料保護規則 (GDPR) REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)	第24輯	147-550
歐盟	數位內容以及數位服務提供契約之特定層面指令 DIRECTIVE (EU) 2019/770 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019	第27輯	1-144
歐盟	商品銷售之契約特定層面指令 DIRECTIVE (EU) 2019/771 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019	第27輯	145-264
歐盟	消費者保護規則之優化執法與現代化指令 DIRECTIVE (EU) 2019/2161 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 November 2019	第27輯	265-380

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
OECD	<p>企業對消費者之替代性爭端解決機制 在隱私及消費者保護部分之法律規定</p> <p>Working Party on Information Security and Privacy</p> <p>Legal Provisions Related to Inness-To- Consumer Alternative Dispute Resolution In Relation To Privacy And Consumer Protection</p> <p>DSTI/ICCP/RFG/CP (2002) 1/FINAL 17-Jul-2002</p>	第 11 輯	1- 68
OECD	<p>經濟合作暨發展組織－亞太經濟合作 會議全球論壇：數位化經濟政策立法 架構</p> <p>OECD Global Forum on Knowledge Economy - The Digital Economy</p> <p>OECD-APEC GLOBAL FORUM: POLICY FRAMEWORKS FOR THE DIGITAL ECONOMY The Sheraton Waikiki, Honolulu, HI, United States, 14-17 January 2003 CCNM/GF/KE/DE (2002) 3 16-Sep-2002</p>	第 11 輯	69-100
OECD	<p>電子商務消費者保護準則施行三年後 檢討報告</p> <p>CONSUMERS IN THE ONLINE MARKETPLACE: THE GUIDELINES THREE YEARS LATER</p> <p>Draft Report to the OECD Council on the Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce</p> <p>DSTI/CP (2002) 4 13-Sep-2002</p>	第 11 輯	101-156

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
OECD	第 62 次消費者政策委員會會議記錄 摘要草稿 DRAFT SUMMARY RECORD OF THE 62 nd SESSION OF THE COMMITTEE ON CONSUMER POLICY DSTI/CP/M (2002) 1 04-Apr-2002	第 11 輯	157-222
OECD	關於跨國詐欺和集團性詐欺消費者保 護綱領理事會諮文 WORKING GROUP DRAFT: RECOMMENDATION OF THE COUNCIL CONCERNING GUIDELINES FOR PROTECTING CONSUMERS FROM CROSS- BORDER FRAUD AND HARD-CORE DECEPTION DSTI/CP (2002) 5 12-Sep-2002	第 11 輯	223-258
OECD	OECD 電子商務消費者保護綱領之最 佳實務範例 BEST PRACTICE EXAMPLES UNDER THE OECD GUIDELINES ON CONSUMER PROTECTION IN THE CONTEXT OF ELECTRONIC COMMERCE DSTI/CP (2002) 2/FINAL 17-May-2002	第 11 輯	259-288

國家圖書館出版品預行編目(CIP)資料

外國消費者保護法. 第二十九輯/行政院消費者保護處編.-- 一版.-- 臺北市：行政院，民 112.11
面；公分.-- (消費者法規翻譯叢書；29)

ISBN 978-626-7280-66-9(平裝)

1.CST: 消費者保護法規

548.39023

112018422

外國消費者保護法第二十九輯

編者：行政院消費者保護處
出版者：行政院
地址：台北市中正區忠孝東路1段1號
網址：<https://www.ey.gov.tw>
電話：(02) 33566500
版次：一版

本書同時登載於行政院網站，網址為
<https://www.ey.gov.tw/資訊與服務/消費者保護/出版品>
定價：新臺幣 350 元

台北展售處：國家書店松江門市
地址：104 台北市松江路 209 號 1 樓
電話：(02) 2518-0207(代表號)
網址：<http://www.govbooks.com.tw/>

台中展售處：五南文化廣場
地址：400 台中市中山路 6 號
電話：(04) 22260330(代表號)
網址：<http://www.wunanbooks.com.tw/>

中華民國 112 年 11 月

GPN：1011201524

ISBN：978-626-7280-66-9

